

第百十二回国会 文教委員会 議録 第六号

昭和六十三年四月十五日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 中村 靖君

理事

愛知 和男君

理事

岸田 文武君

理事

鳩山 邦夫君

理事

徳雄君

理事

保夫君

理事

青木 正久君

理事

遠藤 武彦君

理事

古賀 正浩君

理事

志二君

理事

和穂君

理事

岩夫君

理事

江田 重武君

理事

有島 繁介君

理事

中西 重武君

理事

山原 健二郎君

理事

谷川 大輔君

理事

馬場 昇君

理事

鷲崎 郁子君

理事

石井 誠一君

理事

田川 元君

出席政府委員

出席國務大臣

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等教育局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育部長

文部省私學部長

文部省高等教育部長

文部省私學部長

文部省高等教育部長

文部省私學部長

出席委員外の出席者

委員外の出席者

局長 文部省学術國際 植木 浩君

課長 防衛施設対策第二

局振興第四課長 池田 桂治君

文教委員会調査室長 高木 高明君

沖縄開発厅振興局長 遠藤 武彦君

古賀 正浩君

青木 正久君

遠藤 武彦君

古賀 正浩君

中西 重武君

山原 健二郎君

谷川 大輔君

馬場 昇君

鷲崎 郁子君

石井 誠一君

田川 元君

中島源太郎君

船田 元君

古村 澄一君

川村 恒明君

古村 澄一君

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等教育局長

文部省高等教育局長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

文部省私學部長

私学助成の大額増額、大規模校舎の解消に関する請願(田中美智子君紹介)(第一四〇二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二一号)  
著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇一号)

合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一  
部を改正する法律案(内閣提出第七四号)  
著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第  
四六号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一一号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の  
一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。山原健二郎君。

○山原委員 義務教育施設費国庫負担法につきま  
して質問をいたします。

この法案によりますと、施設費国庫負担の割合  
が六十三年度十分の五・五となつてゐるわけです  
が、なぜ三分の二になかつたかということを最初  
に伺つておきたいのです。

○加戸政府委員 今回提案申し上げております施  
設負担法の一部改正におきましては、原則的にい  
わゆる児童生徒急増市町村におきます負担割合を  
一般市町村の二分の一よりもかさ上げいたしまし  
て三分の二とするという立て方をとつてゐるわけ  
でございますが、御承知のように、昭和六十一年  
度から六十三年度までの間におきましては、特に

りまして政府全体の補助金がすべて十分の五・五  
とされております、その横並びを勘案いたしまし  
て、この施設負担法におきます負担割合も十分の  
五・五とさせていただいているわけでございま  
す。これはかつての補助金問題閣僚会議の決定に  
基づきまして補助率の総合的な見直しが行われ、  
特例的補助率のかさ上げにつきましては、かさ上  
げ補助制度は残つてもその圧縮を図るという観  
点から決定されたわけでございまして、その政府  
全体の横並びとの関係において、当法案におきま  
しても六十三年度に限り十分の五・五という措置  
を講じておるわけでございます。

○山原委員 今おっしゃった特例法の法律規定は  
どうなつておりますか。

○加戸政府委員 ただいまの御質問の意味がちょ  
うと正確に把握いたしかねましたので、恐縮でござ  
りますがもう一度お願いいたしたいと思いま  
す。

○山原委員 附則第三項中「十分の六」を「十分の六と  
五・五」に改める」というもので、法律の規定  
は昭和六十二年度までの措置となつてゐるもので  
し、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十  
一年度及び昭和六十二年度にあつては、十分の  
五・五に改める」というもので、法律の規定  
は昭和六十二年度までの措置となつてゐるもので  
はないかということですが、このことを確認した  
いと思つて伺つたのですが、そうですね。

○加戸政府委員 十分の六と申しますのは、昭和  
六十年度の措置といたしまして三分の二を十分の  
六に引き下げ、そして六十一年及び六十二年度に  
つきましては十分の五・五とされてきたわけでござ  
います。今回提案いたしておりますのは六十一  
年度から六十三年度までということで、今までの  
六十一、六十二に引き続きまして六十三も十分の

五・五という提案を申し上げているところでございます。

**○山原委員** 法律規定としては六十三年度までと書いていないわけですね。それをあえて六十三年度まで延長する理由はないのではないかと思ひますが、この点は恐らく横並びあるいは他のバランスというお答えになると思いますが、この点も確認しておきたいのです。

**○加戸政府委員** 今までの施設負担法におきます附則の特例におきましては、基本的に、この児童生徒急増市町村地域に対しますかさ上げ措置が五十八年度から六十二年度までの五年間の措置といふ形で法律上の規定があつたわけでございまして、この今まで放置いたしましたれば六十二年度をもつてかさ上げ措置の法律上の根拠を失うわけでございますので、今回改めて六十三年度から六十七年度までの五カ年間にわたりますかさ上げ措置のいわゆる五年間の延長措置を講ずることいたしましたわけでございますが、その中におきまして六十三年度分についてはなお引き続き十分の五・五とするという考え方で、現行法にございます六十一年及び六十二年度に対する措置を六十一年度から六十三年度までといふ、六十三年度分についても十分の五・五とする措置を付加したわけでございまして、基本的には六十二年度をもつて一般的なかさ上げ措置が切れるのを、六十三年から六十七年までにつなぐことに伴つて措置をさせていただいた。その理由は、先ほど申し上げましたように、他の補助金等におきましてはすべて六十一年から六十三年までの措置が講じられているわけでございますが、これは他の制度は六十二年度をもつて切れる制度じゃございませんから特段の改正をしない状態で続く、ただ、この児童生徒急増市町村の場合についてだけは今申し上げたような事情があるからでございます。

**○山原委員** 本来なら六十二年度までであつて、三分の二に引き戻すのが当然だと私は思つておるわけです。文部省みずからが負担割合を低める必要はないのではないか。文部省はマンモス校の解

消や条件整備に取り組むという姿勢が本当にあります。するとならば、また昨年十月に閣議決定をしました「教育改革推進大綱」、これは臨教審答申に基づく閣議決定でありますけれども、そこでは「過大規模校の早期解消に努め、学校規模の適正化を推進する」と閣議決定をしているわけですね。そういう点から考えまして、本格的に取り組むといふ姿勢を持つならば、あえて文部省がここで他とのバランス論あるいは今おっしゃったような年次附則の切り方の問題等で六十三年度を十分の五・五にする必要はないのではないか。本当に今の大規模校を解消するという原則に立つならばそういう姿勢をとるべきではないかということを私は本当に思うのです。やはりこの学校規模の適正化あるいは過大規模校の早期解消というのを今まさに国民の求めていることでしょう。しかも、そのことを開議でも決定をして、臨教審に基いてやるんだということまで決めておいて、このところだけはやはりまた十分の五・五で試算をするというやり方は、どうもそういう意味での文部省の腹の掘わり方、これに反発せざるを得ないのです。この点あえて伺つておきたいのです。

**○加戸政府委員** それぞれの地域に応じます地域特例の補助金かさ上げにつきましては、先生御承知のように、僻地・過疎地域、山村、離島、特別豪雪地帯等の各種の補助金のかさ上げ措置があるわけでございます。これらはいずれも六十三年度におきましては三分の二から十分の五・五へのかさ上げ措置の引き下げが講じられているわけでございまして、もちろん児童生徒急増市町村につきましても、財政事情等はございましょうけれども、それぞれの地域の実情というものを勘案いたしますと、それにおきましては十分の五・五でありますから、児童生徒急増市町村のみを三分の二の補助率とすることにつきましては、バランス、公平を欠くという観点から、政府全体の横並びといふことで、六十三年度につきましては十分の五・五と提案をさせていただいているところでござります。

案が出来まして、これに対する例えば日教組の二月の定期大会あるいは三月の中央委員会の決定に対して異例の通達を出すという、一方では国民的合意の達していないものについては文部省は非常に強圧的な態度をとり、そして国民的合意が得られないもの、当然やるべきもの、しかも閣議で決定しておるものについては何となく文句を並べて、その実行に向かつて前進をしないというふうなことをやるならば国民に喜ばれるわけですから、私はどうしても指摘せざるを得ないのであります。こういう点にこそ、また臨教審そのものもこういふことをやるならば國民に喜ばれるわけですから、とも、合意のないものばかりやろうとしているところに問題があるわけですから、この点は強く指摘しておきたいと思います。

私が先ほど申し上げるまでもなく、本法律については、昭和四十八年度に小中学校の校舎新増築の負担割合を二分の一から三分の二に上げまして、それ以来五年ごとに延長してきたものです。ところが六十年以降横やりが入ってまいりましたが、関係省庁の中でそれぞれ御相談を申し上げるまでは、昭和六十四年度以降はすべて三分の二という形になつてゐるわけでございます。しかしながら、六十四年度以降の取り扱いにつきましては、国の財政状況あるいは今後の状況の推移等も勘案しながら、予算措置としてどのような対応をするのかということは、関係省庁の中でそれぞれ御相談を申し上げながら方針を固めていく段階が参ると考えておるわけでございます。

**○山原委員** 法律では六十四年度から三分の二に戻すとなつてはいるのでしょうか。その法律をそんなふうに解釈されたら審議できないじゃないかもしれませんか。今出ている、あなた方が出されたこの法律では、六十四年度からは三分の二になるということですね。ところが加戸局長の言われるには、いわゆる方針を固めていく段階が参ると考えておるわけでございます。

私は先ほど申し上げましたように、政府全体としましては、国の補助金等の臨時特例に関する法律によりまして、地域かさ上げ措置について切れる制度じゃございませんから特段の改正をしない状態で続く、ただ、この児童生徒急増市町村の場合についてだけは今申し上げたような法律で十分の五・五に引き下げられる。今回の提案では、この負担率を考えみますと、今後どうふうに推移することになつているのでしょうか。

**○加戸政府委員** 先ほど申し上げましたように、十四年度から三分の二にすると書いているのですが、それもこれから各省庁の話し合いによって決まるのだということになると、私どもここで審議しているのはこの法律です、ここで間もなく採決するわけですが、採決したって、その中身は変わることになりますと、これはちょっといただけですね。幾ら何でも、法律に六十四年度から三分の二にすると書いているのですから。それを今、私と中西先生の質問が終われば採決に入ることを理事会で決めたわけです。その採決に入つて私ども賛成しようと思っているのですけれども、その成立したもののが、法律はできだ、その法律の中身は六十四年度から三分の二

だ、ところが、いやいや、まだこれから話し合いでそれを變わるかもしれませんよということをおっしゃるということになりますと、これはちょっと今法律の審議としては大変やりにくいですね。これは全くこの法律を決めていいのかどうかわからなくなつてきましたよ。

○加戸 政府委員 今回提案申し上げております施設負担法の一部改正案におきましては、六十三年度は十分の五・五、六十四年度以降におきましては三分の二という提案を申し上げておるわけでございまして、来年度以降におきまして法律改正がない限り三分の二となるということをごさいます。

ただ、先ほど申し上げましたように、現下の財政状況等にかんがみまして、今後の取り扱いといふのは一〇〇%確定ということではなくて、法律としては三分の二へ戻ることを前提いたしておりますが、いろいろな考え方方が財政当局等にもあります。そこでございまして、そういういろいろな御相談を受ける立場にある、しかしながら、文部省といたしましては、補助金かさ上げが基本的に原則が三分の二であるという考え方にして協議、相談には対応してまいりたいと思つてゐるわけでございます。

○山原委員 これは本委員会に対して大変に不親切な答弁ですよ。法律で六十四年度から三分の二になるわけです。だからあえて私は聞いておつたのですけれども、法律ではそうなつてはいるけれども、後でまた法律がてきて、六十年から六十一年に行われたような補助金カットが出てこないかと、いうことになると、局長はその辺について確たるもの、信念もおありにならない。文部省としてはそうだけれども、後で話しあいが行われてどうなるかわからぬという意味でしよう。三分の二に戻すことには私ども大賛成です。大賛成すけれども、法律上そうなつても本当にそのとおり施行されるかどうかはつきりしならぬ疑問だということになりますと、これは中島文部大臣にお伺いしたいのですが、六十四年度から三分の二が継続されるのかどうかはつきりしな

いまここで法律そのものは決めるということになりますと、本当にこれは、国民に対しても非常にあいまいな採決に臨まなければならぬということになりますけれども、この点はどうお考えでしょうか。

○中島国務大臣 私どもも、急増地域における小中学校の施設の整備は急ぐべきである、育ち盛りの学童・生徒諸君の教育環境を整備することとござりますから、校舎の整備は急ぐべきである、こう思つております。したがつて今回の法律も六十七年度まで原則三分の二で御提案をいたしております。ただ、先ほど言いましたように、國の方の特例法と横並び——なぜ横並びにせんやならぬのだ、そのお気持ちはわかります。しかし、國の財政とのやりくり、これはやはり私どもやりくりをいたしておりまして、六十三年度は横並びで、六十三年のみ十分の五・五で、たつてお願ひをいたしましたよう、こういうことでござります。したがつて、この法律がそのままいけば当然六十四年から十分の五・五が三分の二に戻る、こういいますとでございますが、ただ、先生が御指摘いただきますと、その時点の問題、これまた國の問題でござりますから当然私どもは三分の二で頑張るといふうに政府委員もお答えをいたしておりますし、私もそのとおりでござりますが、そのときどういう事情が起るのか、そのときどうするかという御質問をあえていただきますと、そのときまたいろいろな状況が出てまいりますし、したがつて関係省庁とよく折衝もし、打ち合わせもしなければなりませんが、その状態を勘案して私ども決めていかなければなりません。ただ文部省としては、お願いをいたしております三分の二に戻すということを原則に鏡意折衝をいたします、御質問いただきますとそういうお答えになる、こういうことでござります。

ないと、結局「大蔵省は五月にも、自治、建設、厚生、運輸、農水、文部の各省OBや学識経験者による補助金問題検討会を設け、本格的な作業を始める。」こうなっていますね。そうしますと、せっかく三分の二に戻るのだと思いましても、私は六十三年度から戻すように修正案を後で出そうと思いますけれども、この法律ができましてもまた補助率がカットされることになるのではないか。今のお話によりましても多分にそのことが予想されるわけですね。

そうしますと、本当にここで六十四年度から三分の二に戻すということを法律として確定をするならば、本来ここへ大蔵大臣あるいは総理を呼んでいただいて、そして大蔵省の考え方を明らかにして、大蔵省と文部省の統一見解を明らかにして法律というものは成立していく、そういうすれば文部省としても、今大臣がおっしゃったように十分の五・五でいいなどとは思つていらつしゃらないわけですから、三分の二に引き戻したいといふ強烈な意思を持っておられるわけですから、そこまでのことをやってここで確定をしていくことが恐らく文部省にとって非常に有利な条件になると、いうふうに私は思うのです。そういう意味であえてこの問題を取り上げたわけですが、初めからいわいや、法律は三分の二に引き戻すんだけれども、条件によっては変えるかもしれませんよとなるような態度では、閣議決定の方向には向かないのではないか。そういう意味ではここで確たる信念を持つて御答弁いただきたいと、後で変わることもされませんではちょっと法律の採決に当たって非常にやりにくいということを申し上げたいと思うのですが、この点いかがですか。

○加戸 政府委員 先ほども申し上げました。よう

に、政府全体といたしましては、補助金等の特例に関する法律によりまして六十三年度までかさ上げ措置の引き下げが行われているわけでございまして、今回の提案もその全体とのバランス、均衡をとつて提案を申し上げているわけでございまして、六十四年度以降につきましては、現時点に

おきましては、当然に三分の一へ戻るシステムは、当施設負担法のみならず他の補助金に関しまづかさ上げ措置につきましても同様な考え方でいるわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、六十四年度以降の取り扱いにつきましては政府の中でもどうするかということがまだ確定しているわけでございませんので、そういった問題につきましてはその時点において、それぞれの情勢のもとにおいて政府全体として御決定いたぐる事柄でもありますし、文部省も政府の一員でございますのでそういう意味の含みのある答弁をさせていただいわけでございます。

ただ、今提案申し上げております考え方は、六十三年度は十分の五・五であり、六十四年度以降は三分の二という提案をさせていただいているところでございます。

○山原委員 時間がありません。本当ならここでもうちょっとと論議すべきだと思いますが、法律は三分の二に六十四年度からなるんだけれども、各般の事情によつてどうなるかわかりませんよといふことははちよつと受け取りがたいんですね。やはり文部省としてあるいは文部大臣として、この法律がここで採決をされ成立されたならば、六四年度には必ず三分の二を確保して、他の横並びなどあらうけれども、国民的合意、国民の喜ぶことをしなければならぬわけですね、しかも閣議も決定をしているわけだから、これは不退転の決意で通してみせるということぐらいは聞かせてもらわないと、後で法律ができるも変わるものかもしれませんよなんて言わされたら、これはたまたまものではありません。この点は文部省の断固たる決意として、大規模校解消という前々から国民の願つてることに対しても本当に不退転の決意でやるかどうかということを示してもらいたいのです。大臣いかがでしょうか。

とでございます。

ただ、今お願いをしているその先のこととでございますので、六十四年以降断固として頑張れ、それは私どももちろん意に含んで頑張ります。しかしそのときに、いろいろ諸情勢もござりますし、政府の一員であります私どもとしては、そういう気持ちを十分踏まえつつ折衝もいたし、それから各省庁との連携あるいは國、地方の役割分担、財源配分、そういうものがござりますから、御趣旨を踏まえながら進んでもいることはもちろんでございますが、強いてそのときのことをお尋ねいただきますと、そういう情勢が起こる、そういう中で考えていかなければならぬ問題ではあります、こういうことをつけ加えながら、御趣旨は体してまいりたいと存じます。

○山原委員 先ほど申しましたように、本当に国民的合意のない幾つかの法律が今度の国会で出ています。一つの国会へ六つも法律が出てくるとは私も初めての経験なんですね。しかも一方では、例えば日教組なら日教組が大会で決めた、中央委員会で決めた、それは政治活動大だんという全く勝手な理由をつけて、しかもそれに対する非常に抑圧的な通達を出しておいて、そういう国民的合意のない、これから十分論議をしなければならないものについてはあらかじめ強圧的态度をとり、一方、国民がもう何年も前から大規模校解消という、日本の教育にとって本当に大事な子供たちを行き届いた教育で育っていく、こういうものについては何となくあいまいで、断固としてから取るという姿が見えないのでですね。そのことを私は今度の国会で痛切に感じております。

中島文部大臣、御答弁は非常に言葉を選ばれておりまますし、また丁寧な御答弁をなさっていますけれども、文部省自体がやっていることは、一方では抑圧的態度、合意のないものを押し切るのだから、一方では国民的合意に達しているものに対しても何となくあいまいで、諸般の情勢、バランス論といふことで、そういう姿勢が非常に浮き彫り

になつてゐることは残念至極です。私は主客転倒だと思つておりますので、あえてこの問題を取り上げたわけでございます。

時間の関係もありますので次に移りますが、政令市町村、これが負担割合は七分の四となつておられます、この政令市町村における過大規模校及び大規模校が一番大きな比重を占めた問題となつてゐるわけでございまして、これを政令市町村について格差をつけるということはおかしな話だと

思つてゐるわけですね。マンモス校解消のために三分の二

補助にしてはどうかということ、これは加戸局長の方から一言伺いたいのです。

それからもう一つは、危険校舎解消のために、

これは文部省が努力をされまして千点の緩和措置

が継続していますが、前回、五十八年度の本委員会での附帯決議では「危険建物改築事業に係る補助基準の緩和措置の恒久化等に努めること」と

しておられます。今日まで単年度の措置となつては十分の五・五に引き下げられておりますので

では出されたと聞いております。なお恒久化につ

いて一層の努力を求めていのでございますが、こ

の点、大臣の御見解を伺いたいのです。

○中島国務大臣 これはおっしゃるとおりでございまして、現在千点緩和措置がとられておりま

す。これは一年ごとということに現在なつておりますが、このことについては私ども恒久化した

いという気持ちは十分ございますし、また各市町

は、一般の児童生徒急増市町村の場合と異なりま

して、政令指定都市全体を急増地域として見るか

どうかということではなくて、政令指定都市の中

の特定の区、一部の地域におきましてそういうた

急増状態がある場合も指定をするという考え方方に立つておるわけでございます。並びに、政令指定

都市は非常に財政規模が大きいわけでございま

すて、また、他の急増地域に比べまして児童生徒の

急増が比較的緩やかであるというような、他の急

増市町村に比べての異なる特殊事情があるわけでございまますので、学校施設整備に係ります財政負担も比較的短くなつてゐるか軽くなつてゐるといふ事情を勘案いたしまして、今申し上げた財政力指數一・〇以上の急増市町村と同様に、政令指定都市につきましても、三分の二と二分の一のちょうど中間的な金額でございます七分の四といふ措

置をとらせていただいているところでございま

す。

○加戸政府委員 政令都市のことについてお答え申し上げます前にちょっと……。

先ほどから教育助成局長通達が抑圧的な通達といふお言葉がたびたびございましたけれども、私どもの立場としましては、法令によって禁止または制限されている行為、いわゆる違法行為を行わないようなどいう法令を遵守する立場、法令を遵守するように指導する立場にある文部省としての通達を出させていただいているわけでございま

す。

政令都市につきましては、今申し上げました一

般的な児童生徒急増市町村に対します措置が三分

の二になつておりますけれども、この本則的な三分の二の中にあります、いわゆる財政力指數が一・〇以上の市町村並びに政令指定都市につきましては七分の四という措置を講じているわけでござります。これらはすべて六十三年度におきましては十分の五・五に引き下げられておりますので同様な扱いがございますが、六十四年度以降においては、これが本土と比べてどういう状態になるかわざいます。これらはすべて六十三年度におきまして原則補助率が三分の二に戻ります場合におきましても、政令指定都市は今の七分の四といふ形に戻るわけでございます。

この理由といたしましては、指定都市について

は、一般の児童生徒急増市町村の場合と異なりま

して、政令指定都市全体を急増地域として見るか

どうかということではなくて、政令指定都市の中

の特定の区、一部の地域におきましてそういうた

急増状態がある場合も指定をするという考え方方に立つておるわけでございます。並びに、政令指定

都市は非常に財政規模が大きいわけでございま

すて、これは本土と比べてどういう状態になるかわ

かりませんが、私どもの試算によりますと、本土

の二・四倍というゆうしい状況になつております。

文部省としては、沖縄の過大規模校、大規模校について一定のお考えは持つておると思います

が、きょうは沖縄開発庁もお見えいただいておりま

す。これは本土と比べてどういう状態になるかわ

かりませんが、私どもの試算によりますと、本土

の二・四倍といふ状況になつております。

文部省としては、沖縄の過大規模校、大規模校について一定のお考えは持つておると思います

が、きょうは沖縄開発庁もお見えいただいておりま

す。これは本土と比べてどういう状態になるかわ

かりませんが、私どもの試算によりますと、本土

○加戸 政府委員 文部省の把握しております状況といたしましては、沖縄県におましまして三十一学級以上の過大規模校は、昭和六十二年五月一日現在で小学校十八校、中学校六校でございます。合計二十四校、沖縄県の小中学校総数に対しまして比率が五・七%でございます。ちなみに全国平均が三・五%でございますので、全国平均に比べればかなり沖縄におきます過大規模校の比率は高いというぐあいに承知いたしております。

文部省としましては、全体的に沖縄県のみならず全国的に過大規模校の分離・解消等の方策を鋭意進めているわけでございまして、沖縄県につきましても同様な観点からそういう対応を御指導申し上げてまいりたいと考えております。

○池田 説明員 お答え申し上げます。

過大規模校の状況につきましては、ただいま局長の方から御説明があつたとおりでございます。

ちなみに昭和四十七年、復帰時点でございますが、沖縄につきましてそのときの過大規模校数は小学校が三十五校、割合が一四・五%ございました。のことから見ますと、復帰後、県あるいは市町村の御努力によりまして、過大規模校の解消は着実に進んできたものというふうに私どもとしても考えておりますが、先ほど来御指摘ございりますように小学校において全国平均を大幅に上回る状況にござりますので、沖縄開発庁といしましてその解消に努めていくこととしておるところでございます。

具体的に申し上げますと、過大規模校の分離新設につきまして、從来から、建物につきましては沖縄振興開発特別措置法に基づきまして六十年度まで十分の九、六十一年度以降十分の八・五といふ高率補助を行っております。それから用地につきましては、児童生徒急増市町村等公立小中学校規正化特別整備事業費補助、これは本土と同じ補助率になつてございますが、その対象として整備を促進してきたところでございます。

特に、昭和六十三年度予算といたしましては沖縄教育振興事業費、これは総額でございますが

九十六億八千八百万円、前年度に比べまして約四

億四千七百万円、四・八%増の予算を確保してお

ります。このうち分離新設校分といつしまして

は、建物について十五億九千四百万円、用地につ

きまして七億七千四百万円の予算を一応計上させ

ていただきております。今後引き続きその解消に全力を挙げてまいりたいと考えております。

○山原 委員 この沖縄の問題で、具体的に二点ばかり防衛施設厅と開発庁の方に伺いたいのです。

那霸市の天妃小学校、これは面積が五千九百平

米、千二百名の生徒が入つております。この面積

ですと大体百九十六名が適正規模なんですね。五

倍も詰め込んでおるという状態なのですが、これ

はいろいろな問題がありますけれども、沖縄の場

合を含めまして用地費のかさ上げということがど

うしても必要だと思います。この点についてどう

お考えになつておるかと、いうこと。

それからもう一つは、防衛施設厅の方に伺いま

すけれども、これは普天間第二小学校、よく御存

じだと思うのですが、ここは設立されて十九年の

学校ですが、設立以来普天間基地の爆音に悩まさ

れ続けて、滑走路の延長線上で離着陸するそのす

ぐ真下に小学校があるのです。そしてこの爆音、

私もおりましたが、四十五分間に六回も授業が中

断をするという状態、これが当たり前になつてい

るわけです。授業が成り立ちません。また、子供

は集中力がなくなり、情緒不安定の子供が出てく

るという状態もあるようございます。また、先

生方の健康にまで影響を出してくれるといふことが言われているのですが、これは移転問題と基地の

拡張問題が絡みまして、防音施設がつかないどころか、タイルがはがれ、この施設の設備もなされ

ておりません。現地での解決が先行するのは当然のことですけれども、文部省としてもあるいは防衛施設厅としても、解決がつく間だけでも子供た

の教育は確保しなければならぬ、解決がつくま

でいつまでも防音装置ができないなどということ

はこれはもつてのほかですね。そういう意味で、

この点は防音施設をつける積極的な措置をとるべきだと思います。これは施設厅に強く要請をしたいと思います。

また、この問題については、文部省としても、子供の教育を確保するという意味で施設厅とも合意をされまして絶対に解決をするという立場をとつていただきたいと思ひますが、最後にその二点をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○池田 説明員 お答えをいたします。

天妃小学校につきましては、先生御指摘のとお

り非常に陥落なところにあることは私どもも承知をしております。現在那霸市の方でいろいろ考えておるようございますが、これは仮に

話でございますが、これを分離新設するとすれ

ば、現行の補助制度のとて六十三年度から対象

となり得るといううのとてございますが、市の方で

は、当面、近隣に適当な学校用地がないために早

急に分離することはやや困難な状況にあるとい

うように聞いておるところでございます。

そこで、御質問の用地補助率の引き上げについ

てでございますけれども、学校用地といいますも

のは非償却資産でございます。その取得は起債

等による設置者負担が原則となっております。こ

の用地制度は、過大規模校が教育上さまざまな問

題を有しております。及び児童生徒急増市町村等における設置者負担が原則となっております。この用地制度は、過大規模校が教育上さまざまな問題を有しております。そしてこの爆音、

断をするという状態、これが当たり前になつてい

るわけです。授業が成り立ちません。また、子供

は集中力がなくなり、情緒不安定の子供が出てく

るという状態もあるようございます。また、先

生方の健康にまで影響を出してくれるといふことが

言われているのですが、これは移転問題と基地の

拡張問題が絡みまして、防音施設がつかないど

こ

もとしては考えておるところでございます。

○柴田 説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘の宜野湾市立の普天間第二小学校

が、普天間飛行場の騒音によりまして障害を受け

ているということは、私ども防衛施設厅も十分存

じております。ですが、これは実は宜野湾市から

同校の移転計画があるので移転先地において防音

工事の補助をやつてもらいたいという要請を受け

ております。したがいまして、同市の要請を踏ま

えながら、移転計画が具体化した時点で移転先に

おいて防音工事を補助したいと思っております。

ただ、この移転計画が具体化するまでの間、一

応急対策といたしまして、窓を開いた状態でも

授業が行えるように空調の補助工事を防衛施設厅

は既にしております。したがいまして、これによ

り全力を挙げてまいりたいと考えております。

○山原 委員 この沖縄の問題で、具体的に二点ばかり防衛施設厅と開発庁の方に伺いたいのです。

かり防衛施設厅と開発庁の方に伺いたいのです。

○池田 説明員 お答えをいたしました。

天妃小学校につきましては、先生御指摘のとお

り非常に陥落なところにあることは私どもも承知をしております。現在那霸市の方でいろいろ考えておるようございますが、これは仮に

話でございますが、これを分離新設するとすれ

ば、現行の補助制度のとて六十三年度から対象

となり得るといううのとてございますが、市の方で

は、当面、近隣に適当な学校用地がないために早

急に分離することはやや困難な状況にあるとい

うように聞いておるところでございます。

そこで、御質問の用地補助率の引き上げについ

てでございますけれども、学校用地といいますも

のは非償却資産でございます。その取得は起債

等による設置者負担が原則となっております。こ

の用地制度は、過大規模校が教育上さまざまな問

題を有しております。そしてこの爆音、

断をするという状態、これが当たり前になつてい

るわけです。授業が成り立ちません。また、子供

は集中力がなくなり、情緒不安定の子供が出てく

るという状態もあるようございます。また、先

生方の健康にまで影響を出してくれるといふことが

言われているのですが、これは移転問題と基地の

拡張問題が絡みまして、防音施設がつかないど

こ

もとしては考えておるところでございます。

○加戸 政府委員 いわゆる補助対象面積として十

五年間の予算に計上いたしましたのは、先生今お

っしゃいましたように二千五百四十五万平米でござりますが、この十五年間に補助した実績としましては二千四百三十六万平米でございまして、補

助面積は予算に比べて実績は若干下回っておりま

す。しかしながら、予算で計上した金額はこの十

五年間で一兆五千五百三十五億円でございますけ

れども、今申し上げました補助面積は低くなっていますが、実際に補助執行いたしました金額は一兆六千九百七十四億円でございまして、実績の方々が予算を上回って金額的には執行しているという状況にございます。

年はこれだけの分、例えば四十九億なら四十九億、これは六十三年度の分でございますと、このよう<sup>に</sup>六十四年度からは、それに該当する量が問題でありますけれども、該当する分については、もしこれを従来のものについて復元をするといふ

いは分担のあり方ということになるわけでござりますが、それは既にこの六十年から六十三年度におきます措置としましてはそういった財源措置等が行われておるわけでござりますので、今後の問題は別としまして、過去の分については既に措置

財源のあり方等総合的な事情を総合勘案しながら適切に対応していきたい。そう考えているところでございます。

○中西(総委員) ということになりますと、この十五年間、国が一兆五千億を超える負担をすると、いう状況が出てきたわけでありますけれども、建議ながら六十年度三分の二の補助率を十分の六に

ことになれば、文部省はそれを今度は予算の中に組み込まなくちゃならぬということになつてくるわけですね。ですから、従来の線については今言われておるようなこの金額、一兆六千九百七十四

済みたというふうに理解いたしております。  
問題は、六十四年度以降に補助率が三分の二に  
戻った場合の文部省の対応でござりますけれど  
も、そうなりました場合には、当然削減に見合

では私は大変不満です。  
と申しますのは、財政状況は物すごく好転しているのじやないか。ここ十日くらいの間の新聞で論調なりあるいは大蔵省のとられておる指數等によ

切り下げ、さらに六十一年度十分の六を十分の五・五に、そしてこれは二年間やつておるわけあります。さらに今度のこの法律を見ますと、三分の一については六十七年までといたしますけれども、補助率は同じように十分の五・五というふうになつています。そうすると、六十年から六十年、六十二年、六十三年とわたつて負担率を切り下げるためにはどれだけの金額が切り下げられるか、この点についてどうですか。

しては文部省予算で今度補てんをしていかなくなっちゃならぬ、予算を組み込まなくちやならぬという事になつてくるわけですね。この点について、

○中西(續)委員 公債で措置をされると今言われましたけれども、そうすると公債比率がもう上限に達していて、その借り入れなり何なりが困難になつておる分についてはどうしておるのですか。それはまた何か特別措置か何かをやつているのですか。

たことなのだけれども、大蔵省の試算をしておつたところが、昨年は四十一兆円というところで見ておつた税収が、ようやく大体六兆円くらいまだ拡大されるのではないかということを言つておつたところが、まさにそれに合致する金額が出てき始めたわけですね。まあ、もう少し時間かかるかも知れませんが、

○加戸政府委員 先生おつしやいましたたよるに、六十年度は三分の二から十分の六へ切り下げられました結果として、いわゆる金額的な削減額は約四十二億円でござります。それから六十一年度、六十二年度、御承知のように三分の二から十分の五・五へ引き下げられました結果としての予算による削減額は、六十一年度が約六十一億円、六十二年度が八十八億円でございます。それから六十三年度は、今の予定でございますけれども、事業量が減少いたします関係上、一応削減予定額が四

○加戸政府委員 ちょっと先ほどの答弁の補足をさせていただきたいのですが、削減額につきまして、六十年から六十三年までの数字を申し上げましたが、六十年度、六十一年度は予算の執行実績ベースでございまして、六十二年度、六十三年度につきましては予算ベースで削減額を申し上げました。

ところで、今先生のお尋ねは二つございました。一つは、予算を組み込まなくちゃならぬといふことになつてくるわけですね。この点について、どうとらえたらいのか。この二点についてお答えください。

なつておる分はつしてほんとうしておるのですか。  
それはまた何か特別措置か何かをやつているのですか。  
**○加戸 政府委員** 先ほど申し上げましたように、  
補助率かさ上げ分の引き下げに相当する額につきま  
ましては、いわゆる臨時財政特例債として全額政  
府資金による起債を認めているわけでございまし  
て、そのため起債が困難になるという状況では  
ないと理解いたしております。  
**○中西(續)委員** では、これは特別措置をしてお  
るので何も問題ないと、いうことに今の答弁はなつ  
ていますが、よろしいですね。  
そこで、先ほどちょっと出たのだけれども、こ

よくももじめたせきさわるのとねんしたかといふことを言っておつたところが、まさにそれに合致すふうに、大きな大体六兆円という金額が出てき始めたわけです。確かに、所得税なりあるいは住民税の減税措置一兆八千億くらい補正予算で繰り入れましたから、その金額はないにいたしましても、この前後のものを見ますと四十五兆四千五百億円程度に、補正予算を二兆三千六百億くらい上回っている。これを加えますと、本年は四十五兆四千五百億くらいになるわけですね。ところが、財テクの動きなどを見てみると、さらにまだこれは増額さらなるのではないか、税增收があるのでないかと言われています。

十九億円という状況でござります。  
○中西(續)委員 そういたしますと、総額約二百四十億程度になるわけありますけれども、この点、今私たちがここでもう一度論議をしてみなくてはなりませんのは、六十年の十二月二十一日に、大蔵、自治両大臣が覚書を手交いたしまして、これは三年間を経過いたしますとともに返すということになつております。ということになりまますと、この金額をもう一度読み返して、それぞれの各省庁に対してもどのように償還をしていくか。もし一遍にしないことであるなら、来

ところで、今先生のお尋ねは一つございまして、第一点は、今までに二百数十億の既に地方負担となつた分についての取り扱いのことござりますが、これはいわゆる補助率かさ上げを引き下げるによりまして国の補助は減ったわけでございますが、その削減額を見合う分につきましては、地方財源措置といったしまして臨時財政特例債という形での起債を認めまして、それについては元利償還額全部について後年度の地方交付税措置がなされているわけでございますので、地方の結果的な負担としては従来と変わっていないわけでございまして、問題は国と地方との財源配分ある

そこで、先ほどちよつと出たのだけれども、この十分の五・五、財政事情は相当好転をしつつあるときに三ヵ年ということになつておるのですけれども、そうすると、来年からこれはもう徹底して、さつき申し上げたように大蔵、自治両大臣の覚書に沿つて実現できると私たちはとらえてよろしいですか。

○加戸政府委員 先ほど山原先生の御質問にもお答え申し上げたわけでございますが、六十四年度以降の取り扱いにつきましては、政府全体の中での対応という形になるわけでござりますので、諸情勢の推移あるいは国、地方の役割分担あるいは

わわれています。  
こうなつてまいりますと、自治大臣が今度の予算委員会の中で、最初はトーンが高くて「完全にこれを」ということで言つておりましたけれども、時間がたつとだんだんトーンは下がつておれども、またけれども、これだけの財源があるといつまでもありますと、今度はやはり正式にこの覚書の文面などにものとに返してもらおうということにならぬと、そういう辯をつけておかないと、いつまでもだんだら、だらだら「当面」という言葉を使い、いろいろな言葉を使って引き延ばされていくわけできりますから、この点については大臣は、むしろう

治大臣に「ドーンを下げちゃいけませんよ」といふぐらにぜひ言つてもらつて、この点について完全にもとに修復させるという体制をぜひととついただきたいと思いますが、どうですか。

○中島国務大臣 お答えは二つございまして、一つは、例えば自治大臣の例を引かれまして、これは三年間の暫定措置じやないか、確認しろということ。これは私どもも御提案しておりますように三年間の暫定措置、その中の六十三年分、これを十分の五・五、こう御提案をいたしておりますが、で、それはさようお酌み取りいたいでよろしいこと。ただ、私は私どもも御提案しておりますようだと思います。ただ、六十四年以降のことについて、頑張れということでございますが、六十四年以降は、ここに御提案をいたしておりますように、このままいけば当然六十三年の暫定分は自然解消されるわけでございます。ただ、その場合、段々の御質疑を聞いておりますと、文部省としてはこのこともさることながら、六十四年がどのくらいの差額が出るか知れなけれども、それがもし戻ったとした場合、その差額分はその予算内で組み込んでその分も頑張らなければいかぬじやないか、こういう二つの御激励だと思いますので、またそれも文部省は当然それで頑張るわけでございます。当然頑張りますが、やはりこれは政府答弁の中にありますように、そのときの諸情勢あるいは国、地方の役割分あるいは財源配分、こういうことを申しますが、そういうことが出てくる、出てくる中でやはり頑張つてまいりましょう、こういうことでございます。

○中西(續)委員 大臣、いろいろ言われましたけれども、これだけはやはり、従来のように一年といえどもそのときは過ごしたとしてもまたその次に二年というようななぐあいに次々に引き延ばされる可能性というのは、昭和五十年代の後半もう嫌とうほど我々は経験をしておるわけです。ですかから、少なくともこうした問題については、この時

期にこそ一度正規の状況、正規のベースに返してどうするかということを考えておかないと、私が一番恐るのは、臨教審なり財政審なりいろいろなところで出されておる答申を見ると、また再び教育予算に手をかけてくる可能性、これだけではありません、ほかの問題と一緒にまた出てくる可能性もあるわけです。ですから私は、その点を考えると、一度線引き直して、その上に立って正式にこの論議をしていかないと、これを残したままいつた日には、いつまでたってもこれは解消でききないです、一度許していますからね。この点だけは何としてもこれから後の対応の仕方としてぜひ持ち続けていただきたいと思うのです。よろしいですか。

○中島国務大臣 総体的に頑張つてまいります。

○中西(續)委員 そこで、これらの問題と同じように、予算の面でたくさんそうしたのが出てくるわけです。既に六十三年度の予算が成立しましたので、八月に向けて、五、六、七の三ヶ月で、文部省がそのときになってあわてたってだめなので、少なくともこれからどういう基本的な態度を持つかということが極めて重要な課題になつてくると思いますね。ですから私は、ここで数点にわたくつて論議をして、皆さんの態度なり決意をぜひ固めさせていただきたいと思うのです。

それは、まず留学生関連の問題ですが、近ごろ官房長を中心として、いろいろな検討機関を設けるとかこれを拡大していくとか、いろいろな話が次々と出てきています。私はこれを聞いておりまして、先般の二月二十七日の予算委員会一般質問の中でも確認をいたしましたけれども、外務大臣は留学生問題でODA予算の増額を確認しました。あるいは大蔵大臣は、特にアジア周辺の国に対する結果ではなくてはならない一番大事な務めで金を惜しんではならないということを言っています。ところが、この留学生問題を論議する際に私がひつかかるのは、これを拡大すればするほど文部省の他の予算を食いつぶす可能性があるわけですね。だから、留学生問題についてほかの省庁の

皆さんは、幾らふやしたつていいよ。こういうう一度で臨んでくるだろう。ですから、全体のODA予算、一般的のものが七千億を超える予算になつておりますけれども、これを一兆円にあるいは一兆三千億円にということを盛んに外国からも言われているし、日本国内からもこれを増枠をしようとしていることが言われています。そのことはいい。そなことはいいけれども、これを全部今度ひつかぶらなくてはならぬ文部省の予算は一体それではどうなるのかということになる。

そこで、お聞きするのですけれども、国費一万人、私費九万人、計十万人ということを十二年後には実現するということを明らかにしています。これはひとり歩きでなくして、内容を具備したものにしていただきたいということをこの前大臣も確認をいたしました。そうなりますと、単純に計算をいたしましても、一年間に七千人ぐらいずつふやさないと十万人というところになかなかりにくのですね。そうしますと、それに要する経費、この前出されたいろいろな答申なり勧告の中に出でておられますようないふ考へておられる中身からいたしますと、今の計算でいって年次別に一年間に大体どれくらい費用が要るのか、これは文部省は計算しておりますか。

は一二・一%ふえていく。数からいいますと前期よりは後期の方がはるかに年々留学生の数はふえます。それが、率からいいますと今申し上げたようなとおりでございます。

それで、今の率を使いまして、これは仮の試算でございますが、現在の六十三年度の留学生予算百八十三億ということを基礎にいたしまして、仮に機械的な計算を留学生関係経費として計算しますと、昭和六十七年には年間三百億台になります。それから、一番最後の昭和七十五年には八百億円台になるというような感じで推定をいたしております。

○中西(續)委員 そうしますと、先ほどもちょっと触れましたけれども、ここ数年大体三百億程度あれしなくてはならぬということになつてくるわけですから、そうなつてまいりますと、この五年間、文部省予算を見ますと、シーリングが続いたために○・八から○・九%の伸び率、わずかであります。ということになつてまいりますと、全体の総枠といふのは余り変わらない状況の中でこの部分はどんどんふえ続けていくことになるわけですね。ということになつてまいりますと大臣、これはぜひ大臣が決意をしなくてはならぬと思いますけれども、六十二年度から六十三年度でも四九・二%増で、うんとふやしましたと言つておりますけれども、これから後はさらに拡大率は大きく膨らんでくるわけですね。したがつて、これは特別措置をしないと文部省予算はもうたまたまつたものじゃない、こういうことにならざるを得なくなつてくるのですね。この点、外務省なりあるいはその他の関係省庁なりとこれからどのように話をして決着をつけしていくのかということをまずお聞きしたいと思います。

す。文部省も、その分ODAを使うかどうかは別としまして、留学生そのものだけ考へてもそういうふうに伸びていく、これはもう総括の中で特別措置をしなければいかぬのじゃないか、こうおっしゃる点はよくわかります。どの点を特別措置するかという点も、これからいろいろ知恵も絞り、はつきり言つて作戦も考へなければならぬと思ひますが、おっしゃるように何かどこかで根本的に基礎構造を見直して、特別措置、大きい意味でいえばそろでございましょうけれども、何か突破口を考えなければいかぬのだろうな、この六十三年度はもちろん御承認いただきました予算枠で頑張るわけでございますが、おっしゃるように、当面八月の概算要求に向けて相当心して知恵を絞つてみたいと思いますし、知恵を絞つた上で頑張つていただきたいと思います。

○中西(續)委員 そうしないと、今ODA予算をどんどん増額をするということで、無償あるいは有償いろいろの形態がござりますけれども、従来までのODA問題については、その基本的な考え方あるいは検討等について十分なあればさておりませんから、これがどのように消費されていったかという点について多くの問題をむしろ抱えておるというのが現状ではないか。しかも、先般からいろいろなところで聞いてみましても、日本の企業を中心としてむしろこれが海外に進出をする手立てになっておるやに言う人だっておるわけですね。ですから、こうしたことを考えますと、おまけに私たち直接フィリピンに行つて調査をしてみまして、一番問題は何かといつたら、この前もNHKでもやつておりますけれども、漁港をつくるわけですね、そして公司をつくるわけです。そうすると、それに対し補助をします。ところが、今度はその住民を全部追つ払うわけですね。漁民はそこに住めなくなつてとてもないところに追いやられて、補償もなしにやられておるために、日本の援助のために今度はおれたちはやられたということになつているわけですね。だから、これはもう反日感情も

大変なものですね。あるいは工場を誘致していると

いですか。

○中島国務大臣 おっしゃる意味、よくわかります。ぜひ応援をいただきながら、内部では、先ほど申しました知恵を出し合い、作戦会議を開き、いろいろ言葉をえて使わしていただきますが、ちっともそのことが自分たちのためになっているなどという感覚はなく、むしろ反感すらあるといふ、これが今の現状ではないか。そして、しかも外務省は、きょうはいないから私が言いますけれども、外務省の連中、今度は送電線をつくつておるというミンダナオ、これは報告が上がつてきているから、こっちで資料をもらおうと、全部それはちゃんと向こうへ行つておることになつていて

れども、我々が行つて今度帰つてきたところが、ぜひ会つてほしいということを盛んに言うからおかしいなと思って聞いてみたところが、外務省の役人はミンダナオには一回も行つていませんと言ふのです。在外公館の旅費が全くありませんといふのがこの答えですよ。こういう実態なのです。ですから、そういうことを考えあわせていまさと、今こそ人対人間、その中で、本当に我々がお互いの国で文化的にも交流する中から十分それを学び取るという態度が必要だし、そのことが国際化を言う場合には今一番大事だと思う。であればあるほど、この点は文部省予算の中だけで消費をするというふうなみみつい問題ではないわけです。しかも、この報告の中に出ておりますよ

は、第五次の教職員定数改善計画、これは文部省の提出された資料によりますと、昭和五十八年以降六十三年度まで、大体児童生徒の増減に対応いたしまして、教職員定数の自然減少の中での教職員定数の改善がなされてきています。ところが、学級でそれでも、これが二万四千三百九人、配

率の改善で二万一千二百四人ですね、合計しまして、教職員定数の自然減少の中での教職員定数は常に毎年度、毎年度の予算の勝負になります。そこで、もう一つ問題が出てまいります。それは、今申し上げました約八千九百名、九千人の努力をするわけでございます。ただ、あと残さ

れました六十四年度以降の三カ年につままで、

自然減を上回る増員数が八千九百十三名残されています。ぜひ改めて改善数が図られたという過去の経緯もあらいまして十分論議をしていきたいと思つております。

そこで、もう一つ問題が出てまいります。それ

は、三万六千六百人、ところが学級編制改善、四十人学級でそれでも、これが二万四千三百九人、配率の改善で二万一千二百四人ですね、合計しまして、教職員定数の自然減少の中での教職員定数は常に毎年度、毎年度の予算の勝負になります。そこで、もう一つ問題が出てまいります。それは、今申し上げました約八千九百名、九千人の努力をするわけでございます。ただ、あと残さ

れました六十四年度以降の三カ年につままで、自然減を上回る増員数が八千九百十三名残されています。ぜひ改めて改善数が図られたという過去の経緯もあらいまして十分論議をしていきたいと思つております。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、年度別にずつと改善措置を遂げていかなくちゃならぬわけですから、この分もまたこれから後文部省の三年間ににおける負担増として出てくる、こう考

えなくなりません。ですから、確認をしたいと思いますが、あくまでもこの点については、今まで数年間私たちは大臣なり担当の局長に、これ

はどんなことがあつてももう後退することはでき

ないです。

○加戸政府委員 今先生おっしゃいましたよう

に、十二カ年の改善計画を着実に推進を図つてい

るわけでございますが、御承知のような五十七年

度からの抑制策等によりまして進捗率がやや低めになつているという事実はございます。ただ、昭和五十五年から五十七年にかけましてはいわゆる和五十五年から五十七年にかけましてはいわゆる

教職員の自然増がございましたが、その増員に上積みして改善数が図られたという過去の経緯もあらいまして十分論議をしていきたいと思つております。

そこで、もう一つ問題が出てまいります。それ

は、三万六千六百人、ところが学級編制改善、四十人

学級でそれでも、これが二万四千三百九人、配

率の改善で二万一千二百四人ですね、合計しま

して、教職員定数の自然減少の中での教職員定数は常に毎年度、毎年度の予算の勝負になります。そこで、もう一つ問題が出てまいります。それは、今申し上げました約八千九百名、九千人の努力をするわけでございます。ただ、あと残さ

れました六十四年度以降の三カ年につままで、自然減を上回る増員数が八千九百十三名残されています。ぜひ改めて改善数が図られたという過去の経緯もあらいまして十分論議をしていきたいと思つております。

そこで、もう一つ問題が出てまいります。それ

は、三万六千六百人、ところが学級編制改善、四十人

学級でそれでも、これが二万四千三百九人、配

率の改善で二万一千二百四人ですね、合計しま

して、教職員定数の自然減少の中での教職員定数は常に毎年度、毎年度の予算の勝負になります。そこで、もう一つ問題が出てまいります。それは、今申し上げました約八千九百名、九千人の努力をするわけでございます。ただ



どという膨大なものについてどういう対応をしていくつもりですか。

○中島国務大臣 御質問の意図が大体その辺におありだろと思ひながら伺つておりましたので、個々の御指摘、これはありがたい御指摘であります、先ほど総体的に頑張りますとお答え申し上げたのは、そういうところでございます。まさにそのときに、もう少し細かく言えば、先生の御指摘は、先ほどのODAの外務省関係の例につきましては、私どもは文部省でござりますから、そこまでそのとおりとは申し上げられませんけれども、それ以外のところは重々拝聴いたしておりました。先生のおっしゃるように、むしろ言わせていただければ、それは国の歳入がより上方修正、上方修正、そしてもう再びこれは下がらないといふ確固とした税収その他が確保されることはあるん望ましいことでございますが、それで結構でございますが、そのときの情勢の推移がござります、その推移の中の財源配分もございます。したがつて、そういう中で我々は我々で省内で作戦會議も開きと申し上げたのはそういうことでございまして、御激励を得ながら頑張つてまいり、先ほど総体的にやりますと申し上げたその決意はそういうことでございます。よろしくお願ひいたします。

○中西(續)委員 わかつたようなわからないような感じだけれども、二千億という大変な額ですからね。私が一つずつ確認しましたのは、例えばこの留学生問題についてはODAという関係がございまますから、これから予算が膨大になっていくわけですから、その中のどの部分を関連のものとして利用できるかということですね。そうしたものとあわせて、そこからどう確保すれば文部省の枠の中の予算を食わずに済むのかということになつくるわけです。

私は、これは人の悪口になるから今まで余り言いたくなかったのですけれども、無償供与なりい

るいろいろなことをする、そのことによつてはね返りのあるような分についてはやはりみんながそれを守つて増額しようということになる。口では留学問題は大変大事だからとみんな言うけれども、では予算をどうするかということには、これは金額について返つてこないので、だから結果的には、この分については多くの人々が最後の締めを立てていく段階では賛成と言いにくくなつていくのです。私はそこを一番恐れておるわけです。海外に向けて企業がどんどん進出していったり物を持ち込んで行くということになれば、政治的にはその点との関連が出てくるわけですから、そういう面についてはどんどんふやしてもよろしいと言つたので、しおれども、留学生については一々そいういうものははね返つてこないわけですから、こうした問題が特に今大事なのにななかか論議がそこに発展し得ないという弱さがある。であれば、こうしたものを私は考へるのです。ですから、それが盛んに言われておるわけですね。それとも、これをずっと見ますと、合理化だとかいりうなことをすることによって財政を切り詰めることでありますと申しますと申し上げたその決意はそういうことです。よろしくお願ひいたしま

す。

特に、私がここでもう一つお聞きをいたしたいと思ひますのは、義務教育費の国庫負担金の見直しなどにつきまして、先ほどもこれは触れましたけれども、臨時教育審議会第三次答申、新行革審の答申、財政審の答申にそれぞれ出ておりますけれども、これをずっと見ますと、合理化だとかいりうなことをすることによって財政を切り詰めると、また今度出てくるのが、この前から問題になつておる事務職員、栄養士の問題です。本年は適用除外になりましたけれども、来年はそういうものが全部出づいた中でまたこのことが論議される可能性があるわけですね。特に、今皆さんに立つて、これは立たなくともいいのだけれども、そういう立場に立とうとするわけですから、は答申とかそういうものを尊重するという立場に立つて、これは立たなくともいいのだけれども、そういう立場に立とうとするわけですから、ここをどのように乗り切るのか、この点もう少し深く論議してみたいと思うのですが、どうなので

すか。

○中西(續)委員 この問題については、ことしは通用除外になりましたけれども、来年になつてまいりますと、先ほど言う二千億という膨大なものが考へられる。少しでもそれを軽減するといふことになつてくると、文部省の側で知恵を絞つてこないと、どういふ方をされるのではないか。そのときに、先ほどから私が言つておりますような共済の追加費用だとか恩給費の負担率の切り下げ、こういったようなことが手取り早く今まではされてきておるわけですし、事務職員あるいは栄養職員は基幹職員であるということをお互いに確認しておるだけに文部省は今まで頑張つてしまつたね、しかしこれだけの額になると大きな枠があつないことにはどうすることもできないから、ここに手をかけなければならぬよ、こういうことにならざるを得なくなつてくるのです。しかも、先ほどから申し上げておるようないろいろな答申の中身を見ますと、人件費を云々だとかなんとかいうことが全部出でていますね。ですから、こうしたことを考え合わせておきますと、この点について今までより以上の決意なりなんなりをしておかぬと、ここには相当な抑圧が出てくるということを考えなくてはならぬわけですよ。これは私たちが常識的に考へてもそうだけれども、おまささんところで結論を出してこいと言われたら、どこか

に立つて、今度は予算というものをどのようにつけろということを論議をしていかないといけないと思うのですね。これを削るということを前段に置いてやつたら文部省の予算というのは全然ふえない。〇・二%程度だということにならざるを得ないのが今までの現状なんですよ。だからこの点もぜひそうしてもらわなくてはならぬし、さらにこの教職員定数の問題等につきましてもそうです。

特に、私がここでもう一つお聞きをいたしたいと思ひますのは、義務教育費の国庫負担金の見直しなどにつきまして、先ほどもこれは触れましたけれども、臨時教育審議会第三次答申、新行革審の答申、財政審の答申にそれぞれ出ておりますけれども、これをずっと見ますと、合理化だとかいりうなことをすることによって財政を切り詰めると、また今度出てくるのが、この前から問題になつておる事務職員、栄養士の問題です。本年は適用除外になりましたけれども、来年はそういうものが全部出づいた中でまたこのことが論議される可能性があるわけですね。特に、今皆さんに立つて、これは立たなくともいいのだけれども、そういう立場に立とうとするわけですから、は答申とかそういうものを尊重するという立場に立つて、これは立たなくともいいのだけれども、そういう立場に立とうとするわけですから、ここをどのように乗り切るのか、この点もう少し深く論議してみたいと思うのですが、どうなので

すか。

○中西(續)委員 この問題については、ことしは通用除外になりましたけれども、来年になつてまいりますと、先ほど言う二千億という膨大なものが考へられる。少しでもそれを軽減するといふことになつてくると、文部省の側で知恵を絞つてこないと、どういふ方をされるのではないか。そのときに、先ほどから私が言つておりますような共済の追加費用だとか恩給費の負担率の切り下げ、こういったようなことが手取り早く今まではされてきておるわけですし、事務職員あるいは栄養職員は基幹職員であるということをお互いに確認しておるだけに文部省は今まで頑張つてしまつたね、しかしこれだけの額になると大きな枠があつないことにはどうすることもできないから、ここに手をかけなければならぬよ、こういうことにならざるを得なくなつてくるのです。しかも、先ほどから申し上げておるようないろいろな答申の中身を見ますと、人件費を云々だとかなんとかいうことが全部出でていますね。ですから、こうしたことを考え合わせておきますと、この点について今までより以上の決意なりなんなりをしておかぬと、ここには相当な抑圧が出てくるということを考えなくてはならぬわけですよ。これは私たちが常識的に考へてもそうだけれども、おまささんところで結論を出してこいと言われたら、どこか

をやろうとすれば、まあ、しようがないというような格好になるのが我々の弱さなのですね。ですから、それを乗り越えるという決意とこれから後の対応、そのことが今一番大事じゃないかなと想うわけです。

ですから、私は大臣にぜひ答えていただきたいと思いまるのは、文教予算というのではなくて、シーリングにかけられてやられた日には完全にパンクです。パンクであれば開き直る以外はない。その開き直る方策、どのようにして開き直るかということがこれからは問題だらうと思うのです。ですから、従来の各大臣にずっと要請してきたのですけれども、文教予算は少なくとも国家百年の大計だとかなんとか言います以上、聞くところによると、国家百年の大計だから今度の公務員特例法を上げなければならぬとかなんとか言う人もおるらしいけれども、これは別にしまして、とにもかくにも別枠、特別枠の確認、どこかで確認できるようにしなければいかぬと思うので

すね。閣議の中などでどのようにすればそれができるかということを考えいく時期になつておるのでないか、この点どうですか。

私は、現状を見ますと、どこかで枠外獲得をを目指していかなければならぬ問題だと思います。その点をどのようにしていくかというのは、技術論とそれからいろいろな情勢もございましょうけれども、その中で、中西委員おっしゃるように、それをなれば例え世論を喚起する、それから総体的にこれは重要課題ではないかという合意のあるものについて、そういうものから突破していくチャンスではないかとおっしゃつておられるわけでございまして、その意味もよくわかります。私自身も申せば、これは各党の御援助、御協力、御鞭撻もいただかなければならぬと思いますが、おまえ今の枠内でやれるのか、枠外獲得を目指すのかといえば、私の心情からいって、これは何とか枠外獲得を目指して頑張らなければいかぬ問題で

○中西(續)委員 ですから、枠外にするために、例えばODAならODAみたいに、幾つかの分野においてみんなにどうそれを打ち込んで確認をさせ、総体的な枠外ができれば一番いいわけですね。だから、それができない場合の次善の策としては、何かを目標にしてこれをやり上げていくという気概、皆さんはすぐれた頭脳の持ち主ですから、そうした面におきまして今度はもうしり込みしていたのじゃだめだと思いますから、開き直つていつてぶち当たる以外にはないわけですから、その気概と皆さんの意気込みによって大蔵省なり政府部内をどうまとめるかということが今一番大事ですから、この三ヵ月間、ぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。

そこで、時間がありますから、アスベストの問題についてお聞きしておこうと思うのです。

アスベスト問題については文部省が通知なり何なりを出したかということをきょうお聞きしましたところ、いたきましたのが、六十二年十一月十一日各都道府県教育委員会に対しまして官房の指導課長の方から通知が出されています。その裏打ちになつておるのは、六十二年十月二十四日の環境庁大気保全局大気規制課長名で出されました各省庁に対する、これは通知ですか、「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」というものが出ております。これを裏にいたしまして出されていますが、先般の質問のときにどれだけの量があるかということをお聞きしましてけれども、小規模のものを含まざり千三百校舎あるということが五月の調査で明らかになつてきます。しかし、それ以降に出されたこの通知では、本格的に文部省がどのようにこれに対応し、どのように各地域あるいは各現場で対応せよといふことにはなりかねておるのでないか。この点はどうですか。

○加戸政府委員 昨年の十一月に先ほどの環境庁の通知を受けまして、文部省の方も周知徹底をさせていただいたわけでございますが、内容的に

は、大気に排出されますアスベストの問題を視点としたしまして、アスベスト対策工事を行う場合の留意事項、法令、通達、あるいは参考資料等を添付させていただいたわけでございます。

文部省の対応といたしましては、既に昨年の五月、全国におきます公立小中高等学校におきます吹きつけアスベストの使用状況を調査させていただきまして、全国的には千三百三十七校という数字を把握したわけでございますが、六十二年度におきましては大規模改修工事の一環といたしまして既に三十六校が吹きつけアスベスト対策工事を施工されたわけでございます。六十三年度の取り扱いにつきましては、現在まだ申請が出てまっておりませんけれども、相当大幅な対策工事の補助金の申請があるものと予想しているわけでございまして、私どもは、各地域の実情に応じまして、それぞれ老朽化いたしました吹きつけアスベストに対します対策を、それぞれの市町村段階におきます取り組みの段階に応じ、国としても万全の対応をしたいということで、先般成立しました六十三年度予算の中におきまして、この大規模改修を大規模改修と名前を改めますとともに、工事限度額を一校当たり最低二千万円以上でございましたものを、吹きつけアスベスト対策工事に限りましては四百万円以上ということで下限額を大幅に引き下げまして、万遺漏なきを期したいということでおきる現状進めておるわけでございます。

○中西(續)委員 今進めておると言いますけれども、この程度であつては、この前も指摘をいたしましたように、再度通知を出すなり何なりしまして、これを早急に撤去するなりあるいは改装するなりをやれというものをおさないと、なかなか取り組まぬと私は思うのですよ。ですから、六十二年度の場合には、今も言われましたけれども大体三百校以上あるにもかかわらず三十六校程度しかこれを利用いたしておりませんね、三分の一補助についても。ということになりますと、残る千三百校といふものは依然としてそのまま放置されているということになつておるわけでしょう。

ですから、この前から言つておりますように、何年間かの期限をつけてこの計画を出して実施をせよと言うことくらい、各都道府県ごとぐらいにそれを出して、そしてその際には、この工事責任者なりあるいは対応できる責任者をつけてということも含んで細かく対応の仕方をしておかぬといふのじゃないか。ですから、私がこの前申し上げたのは、三分の一といふ補助では、体育馆一つを扱うにしても三千万も小さな小学校でもかかるわけですから、この額たるや大変な額になるわけですから、だから補助率を少しでも引き上げる、そして年限を決めてこれだけの期間にやりなさい、そのためには、これより以上の細かい内容等を付して、環境庁が示しているものをさらに裏打ちをした上で、どのようにするかということを明確にしていく必要があるのじやないかと私たちは考えておつたわけですね。ですから、この通知等について何かそうした原案なり何なりを、この前から約二週間たつていますから既に論議なさったかどうか、その点をお聞かせください。

○加戸政府委員 昨年の通知におきましては、専らアスベストの大気排出等の規制あるいは人体への影響、工事に当たりましての留意事項といふ、配慮すべき点についての指導を通知で行つたわけでございますが、それ以外におきましては、主管課長会議あるいは事務担当者が会議等におきまして、それぞれその時期に応じまして得られましたノーハウなり資料の提供あるいはアスベスト対策工事についての積極的な奨励というようなことを指導してきているわけでござりますし、また、六十三年度予算要求をしました時点から文部省の考え方を御説明申し上げ、それぞれの市町村の対応方をお願いしておる段階でございます。

いずれにいたしましても、市町村におきましては、それぞれ吹きつけアスベストの劣化あるいは露出といった当然緊急度の高いところから工事にかかるってただくわけでござりますけれども、昭和六十二年度におきましてはいわゆるアスベストに関する措置がなかったわけでございますので、

大規模改修の一般的な工事の中に含めまして、ア  
ベストもその補助対象とするという指導をいた  
しまして、今申し上げた三十六校が措置されたわ  
けでございます。なお、一般的に、こういった学  
校の小規模改修的なものにつきましてはむしろ地  
方交付税で一般的な財源措置がされておるわけで  
ございますが、吹きつけアベストの児童生徒に  
与えます安全度あるいは緊急度という視点から、  
文部省いたしましては、大規模改修費の中で先  
ほど申し上げた工事下限額を大幅に引き下げます  
とともに、これを積極的に国の補助対象とすると  
いう形で取り組みをしておるわけでございます。  
そういう意味におきましては、文部省の対応と  
しては、私どもは少なくとも今までこの問題に關  
しましては早期にいろいろ手は打つておると理  
解しておるわけでございますが、なお先生の御指  
摘がございますようにいろいろな問題等も残され  
ておりますし、ただ年次計画と申しましても、市  
町村におきますそれぞれの劣化状況等も違う、あ  
るいは当面危険がないものもございますし、また  
工事の方法が撤去がよろしいか廻り込みがいいか  
封じ込めがいいか、それぞれのノーハウが一〇  
〇%確立しているわけでもない。その中にあります  
して地域の実情によって対応していただく、そう  
いった考え方を基本といたしまして、そういう申  
請がございます場合には、文部省としては優先的  
にこれを採択して不安を取り除きたいという考え方  
で対応しておる段階でございます。

ねと、こうした問題については早急に解決がつかないわけです。なぜかというと、金がかかるわけですから、自治体は金を出さなければならぬから、見たらまだこれはいいだろとか、こういう主観的な判断によってこれを決めてしまう可能性だってあるわけでしょう。ところが、実際にはそのことが大きな被害を与えておったという例だつて今あるわけです。ですから、こうした点についてもう一度時間をとつて論議をし尽くす必要があるんだろうと私は考えてています。ですから、この前からちよつと触れましたように、この急増地域におきましては三分の二あるいはこれを十分の六だとかという措置をとつておるわけですから、今のような三分の一措置で早急にやれといったて無理かもしれない、これこそ本当に計画の中で出てきた問題じゃありませんからね、臨時に出てきたことですから。しかも、今までではこれを全部が認めたわけでしよう、通産だつて建設省だつて全部が認めてきてつくられたわけですからね。だから、そうした中身の臨時措置として、緊急措置としてどうするか、ここが私はアスペクト問題の今一番の課題だろうと考えておるわけですから、この点について大臣どうですか。

わけでございますので、文部省の姿勢としては、アスベストに関する限りは優先的に採択をするという姿勢を示しているわけでございまして、そういう意味におきます現状の対応、もちろんそのほかにもいろいろな安全等の問題もございますから、環境庁初め各省庁との緊密な連絡の問題もござりますけれども、遺憾ないような対応を十分にしてまいりたいと思っております。

○中西(継)委員 ですから、この問題についても、この前各省庁もみんなこれは緊急な課題だということをそれぞれ認め合っておるわけですから、ぜひ文部省、他の建築にあるわけですがれども特に学校関係、大変な中身を持っているわけですから、この点でプロジェクトなり何なりを組んで早急に、どうすればこれがいち早く短期間のうちに解決がつくか、こうした問題についての論議をし尽くしていただいて、そこでもって我々に報告できる態勢をいち早くつとてもらうように、この点よろしいですか。

○加戸(継)委員 既にこれまでアスベストに関する連絡会議を持っていますところでもございまして、今後とも文部省といたしましても、各省庁との緊密な連携のもとに、文部省所管の事項につきましては適切に対応してまいりたいと思っていますところでございます。

○中西(継)委員 くどいようですけれども、今までのような各省連絡会議みたいなものでは期間が物すごくかかるんですよ、我々の経験からしましてもね。だから、それを短期間にどう繰り上げていくかということになれば、そういう特別なプロジェクトがなんかをつくってでもやるという決意をし、そして期間を決めてでもこれをやり上げていくぐらいいしないと結論はなかなか出てこない。それは皆さんのが一番よくわかっているんじゃないですか、行政者の皆さんのが。だから私はその点を指摘をしておるわけですから、ぜひこれを、私はまだあきらめませんから、必ずそうした機関的なものと援助的なものの、そうして期間を切ること

いうこと、期限を切るということ、これらについて  
てぜひ当たつておく必要があろうと思います。  
その問題と関連づけて、私立学校はどうなつて  
いるのですか。

○加戸政府委員 私立学校につきましては原則として学校法人みずからが整備する建前になつてゐるわけでございまして、私立学校におきます吹きつけアスベストの工事を行います場合には、日本私学振興財団の方におきまして長期低利の資金の貸し付けを行い、援助するという仕組みになつてゐるわけでございます。また、私学振興財団におきましても、こういった申し込みがあれば優先的に対応することいたしておりますので、既に都道府県を通じまして各私立学校に対する通知を行つてゐるわけでございます。ただ、現在までのところ融資の実績はないわけでございますけれども、今後、各都道府県におきます取り組みの動向を踏まえましてさらに対応策について真剣に検討をしたいというところでございます。

○中西(續)委員 私立学校については調査か何かしましたか。それが一つと、もう一つは、低利と言ひますけれども、何%の利子ですか。

○加戸政府委員 私立学校につきましては公立学校に対するような調査はいたしておりません。これは公立学校の場合につきましては、文部省に対して、先ほど申し上げたように大規模改造事業の中では対応しようという考え方、並びに六十三年度以降におきます予算措置との関連におきまして全国的な概括状況を把握したいということで行つたものでございますので、それぞの個別の工事の必要性というのは、公立学校でございますれば各市町村、私立学校でございますれば学校法人、それぞれが必ずからん設置する施設についての対応といたことになりますかと想うわけでございます。

なお、今申し上げました長期低利の融資につきましては、貸付利率が現在のところ五・一五%でございまして、これは金融情勢により変更するところがございますが、貸付期間が二十一年でございまして、そのうち据置期間が三年あるということ

၁၂၁

○中西(續)委員 私立学校の場合には特にまたその点が、財政的な問題等を含めまして非常に困難な面がありますから、この点はどの程度これから出てくるかわかりませんけれども、いち早くなくすということを前提にして、いろいろな手立てを、どのようにしていけばそういうものが把握でき、いち早くやせらるることができるか、この点どうですか。

○加戸政府委員 それぞれの学校におきましては当然その工事をしたときの記録が残っているわけですが、ございましてから、吹きつけアスペクトを使用したかどうかというのは、当然把握ができる事柄だと思います。

問題は、吹きつけアスベストを使用している場合に現在学校において児童生徒の安全上問題があるかどうか、あるいは緊急度合いはどうか、劣化の度合いとか露出の度合い、あるいは近い将来に悪影響が出てくるかどうか、その場合の対策工事はどのような形で行うのかというの、設置者みずからにおいてお考えいただく事柄でございますし、基本的には、吹きつけアスベストに対する注意を喚起いたしますとともに、設置者の適切な対

○中西(續)委員 私はこのことをなぜ申し上げるかといいますと、この前も問題になりました、あなたたち文部省の直轄の東大だってこうした問題が起こっているということなんです。しかも、詳細な検討なり調査なりあるいはそうした問題点を集約できるよう東大においてすら、そうした問題が依然としてあるということなんです。

ということになつてしまりますと、財政的に全部自分が支出をしなければならぬという私立学校なんかの場合、これは急に起こってきたわけですから、こうした問題等について、隠しおせねばならない顔しようか、悪い言い方だけれども、こうしたものがないとはいえないと思ふのですね。ですから、今局長が言いましたように、建築

基準なり建築した時期からいたしまして内容的にそういうものがありそうだということで、調べればわかるんだということを言つてはいるわけですから、この点についてもいち早く実施をする。しかも東大のよう、あたり構わず大変な迷惑をかけおるにもかかわらず依然としてそれを隠し通していくなどという態度があるわけでありますから、そういうことにならないようにするためには、今申し上げたように、少なくとも細かい指示と細かい問題指摘をしながらこれからどうするか、こういうことに対しても私は文部省がどんどん指導して構わぬと思うのですよ。ほかのことはいかぬことだけれども、こういうことだつたらどんどん指導しなさいよ。入つてはならぬことについては土足でも踏み込もうかというのに、こういうことになると慎重に慎重にやるから問題なんです。

ところで、この東大問題は、この前私は指摘しましたが、片づきましたか。

○加戸政府委員 東京大学につきましては、吹きつけアスペクト対策工事ではございませんで、アスペクトを含んだ建材の取り除きのためにアスペクトが飛散したという状況でございまして、この事柄は十分なるアスペクトに対する認識がない段階で行われたという意味におきまして、まだ確実なるノーハウを持ち合わせない点で遺憾な点があつたと反省をしておるわけでございますが、現在は工事を中断しておるわけでございますし、文部省としても、適切な対応をするよう指導しているところでございます。

○中西(續)委員 だから、先ほどから私が申し上げておるよう、吹きつけだから問題で、これを使用した板、これを使用した場合には余り問題でないという認識がまだ依然として専門家の中にもあつたわけです。ところが、これを今度取り外すに、吹きつけだけですべてだというこの考え方を

基準なり建築した時期からいたしまして内容的に  
そういうものがありそうだということで、調べれば  
わかるんだということを言つてゐるわけですか  
ら、この点についてもいち早く実施をする。しか  
も東大のよう、あたり構わず大変な迷惑をかけ  
ておるにもかかわらず依然としてそれを隠し通し  
ていこうなどという態度があるわけでありますか  
ら、そういうことにならないようにするために  
は、今申し上げたように、少なくとも細かい指示  
と細かい問題指摘をしながらこれからどうする  
か、こういうことに対しても私は文部省がどんど  
ん指導して構わぬと思うのですよ。ほかのことは  
いかぬことだけれども、こういうことだつたらど  
んどん指導しなさいよ。入つてはならぬことにつ  
いては土足でも踏み込もうかといふのに、こうい  
うことになると慎重に慎重にやるから問題なんで  
す。

ところで、この東大問題は、この前私は指摘し  
ましたが、片づきましたか。

○加戸政府委員 東京大学につきましては、吹き  
つけアスペクト対策工事ではございませんで、アスベ  
クトを含んだ建材の取り除きのためにアスペ  
クトが飛散したという状況でございまして、この

まず文部省はなくしてもらわなければ困るわけです。そして、現在ある板になっている分、この問題についてはいち早くどれだけあるかということを調査をしていただいて、この処理の仕方について専門家、今直接これがいないといたしますならば、通産なりいろいろなところで研究会が幾つもあるわけですから、私が文部省がそういうところとプロジェクトを組めと言うのは、そういう意味も含んで総合的に対応していくことがなければならないわけですから、ぜひこの点について専門家、今直接これがいないといたしますからです。ですから、ぜひこうした問題を含んで、東大の問題を一つの契機として、我々が経験をした大変な、この対応の仕方については大きな課題をここでもらつたわけですから、ぜひこの点について東大側に対しても一度私は指摘をしてもらいたいと思うのは、指摘をされておったにもかかわらずそれを隠し通していくたというところに問題があるわけです。ここを知つてもらわなければいかぬです。ですから、この前私が指摘しましたように、これを隠した人たちというのは刑法上からも問題があるのです。法律的にも。そういう問題があるにもかかわらず全部知らぬ顔して対応してきたわけですから、ことをひとつ取り上げてもらつて、今後そうした問題が起らぬよう措置をするにはどうしたらいいかということを広いところで論議をしていただいて、方針化していくだけで、その上でこうした通知をもう一遍出しますいというのが、私の今まで皆さんに何回となく申し上げてきた内容であるということをおわかりいただけましたか。

○中西(續)委員 ですから、最後に通知を出しないと私は言っているのです、あるいは通達をせひ出すべきだ。このときにこそ出さなければいかぬ。だから局長、ぜひ課長名ではなくて局長名で今度は通知を出すべきではないか。そのことを十分知つた上で——大臣もそのことについて御理解をいただけますか。どうですか。

○中島国務大臣 アスベストの問題は事は健康に関するところでございますから、重要なことだと思います。実態もいろいろありますし、その対策もありましようし、それから、その対策のノーハウを持っている施工者の数もまだ少ないのかも知れませんが、そういうことも含めまして、対策を急ぐよう省内でまずよく相談をしてみます。

○加戸政府委員 文部省も從来からいろいろな各関係省庁とも協議いたしておられますし、貴重なデータ等が得られ次第各都道府県にも流して通知をしている、あるいは指導しているわけでございまして、通知、口頭いづれを問わずそういう的確な対応をしたいと思っております。

○中西(續)委員 終わります。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○中村委員長 この際、本案に対し、北川正恭君外一名から自由民主党提案による修正案が、また、山原健二郎君外一名から日本共産党・革新共同提案による修正案が、それぞれ提出されております。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求める。

北川正恭君。

○中村委員長 この際、本案に対し、北川正恭君  
外一名から自由民主党提案による修正案が、ま  
た、山原健二郎君外一名から日本共産党・革新共  
同提案による修正案が、それぞれ提出されており  
ます。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明  
を求める。北川正恭君。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中西(総委員) ですから、最後に通知を出します。  
さいと私は言っているのです、あるいは通達をせ  
ひ出すべきだ。このときこそ出さなければいか  
ぬ。だから局長、ぜひ課長名ではなくて局長名で  
今度は通知を出すべきではないか。そのことを十  
分知った上で――大臣もそのことについて御理解  
をいただけますか。どうですか。

○中島国務大臣 アスベストの問題は事は健康に  
関することでおざいますから、重要なことだと思  
います。実態もいろいろありますし、その対  
策もありましようし、それから、その対策のノー  
ハウを持っている施工者の数もまだ少ないのかも  
されませんが、そういうことも含めまして、対策  
を急ぐように省内でまずよく相談をしてみます。

○加戸政府委員 文部省も從来からいろいろな各  
関係省庁とも協議いたしておりますし、貴重な  
データ等が得られ次第各都道府県にも流して通知  
をしている、あるいは指導しているわけでござい  
まして、通知、口頭いずれを問わずそういう的確  
な対応をしたいと思っております。

と同時に、教職員の違法な行為につきまして  
も、違法行為が起こらないような事前の指導を申  
します。

する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

が、義務教育に対する国庫負担ということにかんがみ、それ以前の状態に戻すことといたしております。

決すべきものと決しました。

採決いたします。  
〔賛成者起立〕  
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○北川(正)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。この法律案の施行期日は本年「四月一日」としておりますが、既にその期日は経過しておりますので、これを「公布の日」に改めるようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○中村委員長 山原健二郎君。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○山原委員 ただいま議題となりました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する修正案について、御説明申し上げます。

案文は既にお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。修正案の趣旨は、政府の原案が、児童生徒急増による国庫負担の割り増し特例期間を昭和六十七年度まで延長するものであります。しかしながら、昭和六十三年度につきましてはその割り増し特例も十分の五・五と抑えております。我が党の修正は、この昭和六十三年度分に係る引き下げを認めず、一般的な特例負担割合である三分の二を負担すべきものといたしております。また、同特例についての財政力指數が一・〇〇を超える市町村及び指定都市に係る引き下げ措置は昭和五十八年度から導入されたものであります

以上でございますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○中村委員長 これにて四修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、山原健二郎君外一名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があればお述べいただきたいと存じます。中島文部大臣。

○中島國務大臣 御提案のありました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○中村委員長 これより討論に入るであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案及びこれに対する兩修正案について採決に入ります。

○中村委員長 まず、山原健二郎君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立少數。よって、山原健二郎君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、北川正恭君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、北川正恭君外一名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よって、本案は修正議案

○中村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、町村信孝君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四党共同提案による附帯決議を付すべとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 提出者を代表いたしまして、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明を申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

義務教育諸学校教育における施設の果たす役割の重要性にかんがみ、政府は次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 児童生徒急増市町村の小・中学校校舎の新・増築費に係る国の負担割合の特例措置に

ついて、昭和六十四年度以降その完全実施に努めること。

二 児童生徒急増市町村等における小・中学校施設整備事業について、その必要事業量等の確保に努めること。

三 公立文教施設の整備については、教育方法の多様化への対応等その質的整備の充実に努めること。

四 危険建物改築事業に係る補助基準の緩和措置の恒常化に努めること。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読を

もつて趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げて、終わります。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

○中村委員長 起立総員。よって、本動議のごく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求めておりますので、これを許します。中島文部大臣。

○中島國務大臣 公立義務教育諸学校の施設についてのただいまの御決議につきましては、御趣旨に留意し、今後検討してまいりたいと考えております。

○中村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、

○中村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

道の達人川添哲夫先生は、組合員の期間が十五年用が行われることだと思います。もう一人は、息子さんの猛君という方が高知学芸高校に在学中でございましたが、そのお父様の石黒聖士さん、この二人について私学共済と深くかかわりますので、現在までの短期給付や長期給付や貸付金などについてどのような対応になっているか、まずお聞きしたいと思います。

○川村政府委員　ただいま御質問のございましたが、高知学芸高校の川添教諭の件でございますけれども、ただいま御指摘がございましたように川添先生は高知学芸高校で奉職していただいておりましたので、この私学共済組合の組合員であつたわけであるわけでございます。

そこで、今回のこの不幸な事件になりまして組合としての対応を今進めているわけでございますけれども、この川添先生につきましては、私学共済組合としては短期給付と長期給付の二つの対応ができるわけでございます。

まず短期給付につきましては、弔慰金として標準給与月額の一ヶ月分ということでございますので、約三十二万円でございます。それから長期給付につきましては、まず遺族共済年金が支給されるわけでございまして、これは私学共済から支給されるわけでございます。この遺族共済年金につきましてはいわゆる労災との関係がございます。制度上労災との調整の規定がございますので、労災の方の確定を得たなければこの年金額を確定することは困難でございますけれども、現時点で私どもが試算すれば約六十万円、五十八万九千円ぐらいのことにならうかということでございます。それからもう一つは、いわゆる基礎年金でございますけれども、御遺族につきましては国民年金から遺族基礎年金が支給されるということでおまいませ  
ざいます。それで、先ほどの遺族共済年金と基礎年金両方を合算いたしますと約百六十万円、百五

道の達人川添哲夫先生は、組合員の期間が十五年十一ヵ月ということで、私学共済のいろいろな運用が行われることと思ひます。もう一人は、息子さんがの猛君という方が高知学芸高校に在学中でございましたが、そのお父様の石黒聖士さん、この二人について私学共済と深くかかわりますので、現在までの短期給付や長期給付や貸付金などについてどのような対応になつてゐるか、まずお聞きしたいと思います。

○川村政府委員　ただいま御質問のございました高知学芸高校の川添教諭の件でございますけれども、ただいま御指摘がございましたように川添先生は高知学芸高校で奉職していただいておりましたので、この私学共済組合の組合員であつたわけですがあります。

そこで、今回のこの不幸な事件になりまして組合としての対応を今進めているわけでございますけれども、この川添先生につきましては、私学共済組合としては短期給付と長期給付の二つの対応

十九万一千円ぐらゐの年金額にならうかといふことでございますが、これはただいま申し上げましたように別途労災との関係がございますから、年金については現在労災との調整をしているということでございます。

なお、先ほど申し上げました短期給付の弔慰金につきましては、これは私学共済として单独で支給ができますので、去る四月六日に私学共済からこの分について差し上げたということでございます。

それからもうお一人でござりますけれども、これは生徒の方の石黒猛君がお亡くなりになつたわけでございますが、この方のお父様は私立高知高校の職員をしておられます。でございますから、そのお父様の方に対し私学共済からやはり短期給付がなされるわけでございます。その短期給付を若干の付加金ということになります。両方合算をいたしまして六十万三千円ということでございまして、これまた既に御遺族の方に差し上げておる、こういう状況でございます。

○鳴嶋委員 今御説明をお聞きしまして、短期給付の方は川添先生の場合は既に四月六日に支給され、三十二万円の支給が終わっていると聞いております。

問題は遺族給付の件でございますが、遺族の年金額に問題連して、これは公務中の災害でござりますから労災保険給付というものが絡んでくるわけであります。労災保険給付を終ませますと、私が調べたところでは八十五万五千百円ぐらいだと思います。ところで、この分を差し引きますと年金百二十万三百円、これを加えまして長期給付から、労災保険の分は引いて、遺族共済年金は十八万九千八円という給付になるのではないかろかと思います。それに、おっしゃられた遺族基礎思いますが、こういう現状に対しまして、長期給付

付関係についてもきちっとした対応をしていただきたいということを要望申し上げております。

ところで、大体学校で御勤務なさっておりまして、共済関係の一般貸し付けとか住宅をお建てになつたりする場合の住宅の貸し付けなどについて何かおありではないかという気が私はしますが、調べてありますか。

○川村政府委員 私学共済の福祉事業の中で一般貸し付け、住宅貸し付けがございます。川添先生は両方御利用に相なつておりましたけれども、若干プライバシーに属することございますので、その額 자체は差し控えさせていただきますが、御利用になつておつたということでございます。

○崎崎委員 私、大臣のところで御判断をいただきたいのは、研修中の事故であり、この遺族共済年金も五十八万、遺族年金を入れて百五十八万ぐらいになりますけれども、御家族の立場その他を考えてみて、このいろいろな貸付関係についても特別な御配慮をいただけるかどうか検討いただきたいということを御要望申し上げておきたいと思います。いかがですか。

○川村政府委員 この福祉事業におきます一般貸し付け、住宅貸し付けでございますけれども、この資金の原資は御案内のとおりこれは長期の經理からの積立金、それを運用でやつている、こういうことでございますので、こういう貸し付けにつきましては、やはりそこで定められた利息をつけて返還をしていただくというのが制度の仕組みで、それをいたしませんと長期経理の方にまたこれが響いてきて、将来の年金の方にも大げさに言えればね返つてくる、こういうことになるわけでござりますから、現在の仕組みとしてはこれは返還をお願いしたい。ただ、その返還をしていただくなつてしまして、規定上即時返還というような規定もございますけれども、その辺の運用につきましてはこれから十分また御相談をしていかなければいけかぬことかと思います。

○崎崎委員 その御配慮のほどをお願い申し上げておきたいと思います。

価スライド、〇・一%であります、もう既に御承知のように恩給のアップ率一・二五、これに對して厚生、国民、共済は横並びで〇・一といふことになつております。この十分の一にも満たない物価スライド、この指數についてはどう御判断になりますか。大臣にお答え願います。

〔委員長退席、鳩山(邦)委員長代理着席〕

○川村政府委員 御指摘がございましたように、今回の改定をお願いしていますのは〇・一%でございます。恩給が別途改定をされるという点でございまして、恩給の改定につきましては、これは從前から恩給との改定率、特に共済との改定率の差がどうかという御指摘があるわけでございますけれども、考えてみると、恩給という制度は先生御案内のとおりに成り立ちが共済とは基本的に違う。これは御案内のとおりに国家補償的なもの、ですから、恩給への掛け金といふものは、若干ございましたけれども、基本的にはない、という仕組みになっている。それに対して共済制度といふのは、御案内のとおりに年金数理に基づいて劣使折半でこれを成立させていくという仕組みでござりますから、若干仕組みが違うということではなかろうかというふうに思つております。

さらに申し添えれば、恩給制度といふのはもう新しく発生しない既に過去の話でありますし、すべてが既認定者でありますし、それから恩給の対象となる方の九〇%以上はかつて軍人であった方、もちろん文官もござりますけれども、ほとんどの方が軍人であつたというようなこともございまして、恩給と共済といふものとわかつて比較するが適切かどうか。やはり年金制度は年金の考え方にして、将来の年金数理も考へながら長期的な制度の安定を目指しつつこれを進めていくことを今までのよくなさういふことではなかろうかというふうに思つております。

お考えですか、いかがですか。——審議官じやないですよ。こういう問題は大臣です、基本的な問題ですから。

○川村政府委員 御指摘のよう七十年に向けて

現在の年金制度、厚生年金、国民年金、各種の共済制度、そういうものの一元化ということが政策目標になつておるわけでございまして、これは当然進めていかなければならぬ。その際に、一元化といつてもこれはいろいろな対応があるわけでございまして、今御指摘の掛金率の問題もあるし、いろいろな問題があります。そういう中で全体的な、国民全体の老後の生活保障としての年金制度の安定ということの中で、いろいろな対応が図られなければならないであるうとございまして、先ほどちよと申し上げましたように、恩給というものは若干過渡的な、今だんだんその対象者も少なくなつておるというようなことでございまして、やはり年金制度全体の安定という中で議論を進めいくべきではないかといふふうに思つております。

○鳴崎委員 全体の年金制度との関連ですから余り時間をとらないよう、私もなるべく短い質問をしますから、川村さんも短い回答で、急ぎましよう。

恩給問題というのはいろいろ議論のあるところでありまして、NATOなどの防衛費の中には軍人恩給を入れて計算したり、そのほか扱いについてはいろいろ問題もあります。軍人のみが戦時中に国家に奉仕して犠牲をこうむったのではなくて、国鉄職員だって、戦争中に中国や朝鮮に出かけていつ、そして戦後引き揚げてきて、国鉄共済やら年金が五十一年にパンクしたわけです。それから年金が五十二年にパンクしたわけですね。さあ軍人恩給だけが特別でなければならぬ理窟は必ずしもないと思ひますが、そういう議論はやつてゐる暇はありませんから、今後とも七十年に向けて恐らく見直す必要があるという判断は私

も同じでござります。

さて、本題に入ります。今回の〇・一%のアップ率が私学共済の場合に適用されている人はどのくらいですか。

○川村政府委員 御指摘は、今回の年金改定が〇・一%の適用……

○鳴崎委員 では、ひっくり返して質問しますよ

年金改定の対象となる方は、まず、現在年金の受給者が約七万九十八人でございますが、その中で従前額保障の対象となる者というお尋ねであらうかと思いますけれども、従前額保障の制度の対象となる者はこの中で九千八百十八人ということがあります。

○鳴崎委員 その数字、正確かな。僕は七千四百三十八人とつかんでいますけれども、そして一万七千四百四人中四二・七%というふうに数字をつかんでいますが、まあ数字は少々違つてもいいです、基本的考え方方が問題ですから。そういうことで、つまり〇・一%のアップ率が適用される方は総体的に見ますと割と少ないということになるわけです。

そこで、当然ですけれども、前回二%アップの際に幾つかの適用した個別の項目がござります。例えば旧法適用の最低保障額、これにも一・六%適用する。昭和二十九年から三十六年十二月までの旧法適用の最低保障額ですね、その人たちの最も低保障額。これとか、新しく更新の組合員であつた者で従前額のうち七十歳以上の老齢加算部分の特例、これも適用があると思ひますし、遺族年金や妻婦年金の加算、これも〇・一%適用になると、さあ軍人恩給だけが特別でなければならぬ理由は必ずしもないと思ひますが、そういう議論はやつてゐる暇はありませんから、今後とも七十年に向けて恐らく見直す必要があるという判断は私

る三十六年以前の分につきましては旧法部分でございますから、これは今回の改定率でございませんで、先ほどの恩給に準じてこれは政令で定めるのです。では、いいです。

このように、年金制度が昭和六十年を境にして改革が横断に行われた中で、従来の共済方式の年金者、それからまた裁定がえをした場合の人たち、そういうのを含めまして、この〇・一%の適用についてはいろいろな条件が付されているというところでございます。〇・一%、典型的なのは、六十一年度四月以降の新共済によつて生じた事由、そういう場合の年金に〇・一%というのは原則として適用されるということになるわけです。

さて、こういう事情の中で物価スライド問題と賃金スライド問題というのがあるわけですねども、今回は言うまでもなく物価スライドですが、前回の法律が決まる改定に際しまして、五年後の見直しのときには物価スライドと賃金スライドを含めた政策スライド問題について検討するということになつておるわけでありまして、そういう意味で、昭和六十四年度の、この私学共済は一年おくれていますから六十五年になりますが、横並びで見ますと農林と私学共済を除きました部分は六十四年度見直しになりますから、その見直しに際して、物価スライドに対して賃金スライド問題をどのように加味するかということが議論になるだろうと思います。したがいまして、今回は物価スライドですが、政策スライドとして賃金スライド問題も今後の改定に際して重要な要件として判断しなければならぬなりはしないか、こう思いますが、いかがですか。

○川村政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、実は前回この制度改正をお願いしたときに随分御議論がございまして、この法案につきましては参議院段階で一つは法案の修正があつた。この私学共済組合法に一条の二という規定がつけ加

生活水準、賃金その他諸事情に著しい変動が生じた場合には速やかに改定の措置を講すべきということが一つ入つてござります。ただ、基本的に毎年の改定につきましては直接再計算はございませんけれども、やはり七十年の一元化に向けて制度の改善といいますか、いろいろな地ならしをしなければならぬ、そういう地ならしの作業の中で今御指

算のように全く物価スライドでいいのか、賃金スライドを入れるのかどうかということは一つ議論になるのだろうと思ひます。私どもは、参議院でそういう法案修正をしていただきましたから、この賃金の要素といふものを改定の時期に考えるといふのは基本的な姿勢として受けとめておりますが、これを制度的にどういう形で表現していくかということは、御指摘のようこれから一つの大きな課題ではなかろうかというふうに思つております。

○鳴崎委員 去年、ことしでも賃金は低くて三%、四%台ないしは五%台の賃上げが全国的に行われている状況ですから、五年間といふことになりますと、かなりのいわば賃金スライドの条件というのを判断せざるを得ない、一つの改定との関連が出てくるのじゃないかといふに思いましたので、これを今後の課題として、全体の問題でありますけれども、文部大臣も年金関係の閣僚会議のメンバーでしょから、しっかり頭に置いて対処していただきたいという要望を申し上げておきます。

随分委員がおりませんが、これで委員会は成立しているのですか。食事ですか。食事ならいいけれども、いないのなら質問やめますよ。

○鳴崎(邦)委員長代理 速記をとめてください。

○鳴崎君 さて最近、来年度つまり昭和六十四

年度に向けて、新しい年金制度が発足してからまだ一年半そこそこのありますけれども、関係者は早くも次期財政再計算、それにかかるうと、いろいろ動きが始まっています。そこで、次期の財政再計算に当たりましては、この保険料率のいわば改定だといろいろな要素でもつて保険料率の改定をやらなければなりません。それによって改定をして、次期の財政再計算に入つてあります。

○川村政府委員 財政再計算自体は、現行の制度で進められており、各種年金すべてを対象とし、これが将来的にバランスがとれるかというところでございますから、計算 자체は制度全体について行わなければならぬというふうに思つております。

○嶋崎委員 法律では、公的年金制度には、通常法律の定めにより、少なくとも五年ごとに変わねばならないということにしてあります。そこで、聞くのですが、厚生年金は前回、いつ改定をやりましたか。そして計算は、つまり基準時点、計算の基準の起点はいつおとりになつたか御存じですか。

○川村政府委員 厚生年金は前回、五十九年の四月にされたと承知しておりますけれども、詳細につきましては承知しておりません。

○嶋崎委員 ジャ、僕が教えてあげましょう。厚生年金は六十年の十月に改定するのですが、その一年前、数値の評価はおつしやったように五十九年の四月一日から始めたのです。一年前ですね。それから共済グループは五十九年の十月から始めました。それから国公は五十九年十月、それから地方公務員関係は五十九年十二月、これらは九年の段階でスタートしたわけです。そうしますと、前回から見て五年目というのは六十四年でありますから、ことしの四月からもう既に起点時期

に突入しているというのが現状であるというふうに考えなければならぬと思います。

ところで、問題の私学共済と農林共済は一年おとで、いろいろ動きが始まっています。そこで、次期の財政再計算に当たりましては、この保険料率のいわば改定だといろいろな要素でもつて保険料率の改定をやらなければなりません。それによって改定をして、次期の財政再計算に入つてあります。

○川村政府委員 財政再計算は非常に単純なことでござりますから、前回の場合にも一年おくれであります。しかし今度は、六十四年の年金改定は單に財政の再計算という時点にとどまらず、特に共済の場合は前回は非常に単純なことで始まりました。しかし今度は、六十四年の年金改定は單に財政の再計算という時点にとどまらず、特に共済の場合は前回は非常に単純なことであります。したがいまして、共済その他はもう既に対応したのですが、今度は改めて再計算をしなければならぬというのが五年目の対応の重大課題であります。したがいまして、共済その他はもう既に年金率改定のための算定、保険料率の算定のためのデータをそろえ始めている、こういうふうに理解しなければならぬと思います。私学共済は一年おくれますけれども、共済横並びでありますから、当然に来年の六十四年に方向づけが行われるといふことになれば、今から私学や農林共済についてもそろそろ準備にからなければならぬ時期に入っていると判断しなければならぬと思は思つておるので。そういう意味で、年金の六十四年改定に向けて、私学共済もその準備に入るよう様相に今なりつつあるのかどうか、まだ関係は全然ないのか、いかがですか。

○川村政府委員 御指摘のように、前回は、國共済でいえば五十九年十月でございまして、私学共済は六十一年十二月ということでございます。当然、五年に一回、私どもの私学共済につきましては法律上再計算をしろという規定はございませんけれども、これは共済組合として当然やらなければいけないかことでござります。それで、今御指摘のよう、年金制度の大宗たる厚生年金は六十四年改定でござります。それは、共済横並びでありますから、大臣が一つも答えないのはおかしいよ。○川村政府委員 これから七十年にかけて将来のこととでござりますし、この一元化という言葉の中にもいろいろな意味が含まれているわけでござります。御指摘のよろ、制度自体をまとめてしまふ、あるいは財源をお互いに出し合つて公平な負担を図るというやり方もある、いろんなことがございまして、現在これにつきましては閣僚会議もございますが、その前に、今御指摘のよろ、その他の事務的な準備は私学共済でも現在進めていたりしておりますけれども、全体の運びとして、再計算をし、それに伴う掛金率の改定のみならずその制度の諸般の改正を六十四年の四月にす

るかどうかということにつきましては、なおもう少し、國共済との作業の状況でござりますとかそ

ういうことも勘案しなければならないのではないかというふうに考えております。

○嶋崎委員 これは問題意識だけを持つておつていただけばいいです。そういう意味で、世論を喚起しておく時期だという意味で横並びを頭に置かなければならぬということです。私学共済だけ別個だというわけにいかぬですから、今から議論しますが、国民年金の基礎年金導入から以降、もう私学共済は密接不可分な、拠出金を出して交付金をもらつておるんですから、今から全体の関連を考えておかなければならぬという意味で、六十年というのは大事な節であるよ、したがつてその一年前だよということだけは、時期的にしつかり判断して今後の対処に向かわれることを要望して、次の質問に向ります。

さて、昭和七十年一元化という問題が大きな方向づけとして決定されております。ところが、この一元化という問題についてはいわゆる一本化、負担・給付を含めていろんな考え方を一本化していく、一口で言えば厚生省が全部管轄するというような方向になるのか、それとも現在やつてあるようないふうに思つて、今度は厚年と共済グループとの位置づけをどうするかというよ、それぞれ個別の課題を持ち越しながら七十年に滑り込んでいくのではなくかと私は見ております。

そこで、これから重要なのは六十四年の見直し、来年の財政再計算の見直しといわゆる率の改定ということを想定して、私学年金の場合に今から考えなければならないことは、現在の、つまり六十年から六十年、正確には六十一年から六十年まで、この間、現実に具体化されているこの時期の私学年金と他の年金とのかわり合いで今何が問題か、これが一つ、今から議論する大事な柱であります。第二番目の柱は、今度は六十五年から六十九年までの間の、つまり一元化までの過程における財政調整その他はどういうふうに問題点をはらんでいるのか、これも私学共済と密接な関係があります。これが二番目のポイント。それで三番目は七十年以降、こうなるわけです。段階別に特徴をとらえてみるとそういうことです。

そこで、昭和五十九年から始まりまして六十年に行われました年金の改定では、大きく言って二つ、小さく言って三つ、そういう問題があつたと僕は思うのですが、そう聞かれても答えるのは大変でしょう、僕が整理してありますから言いましてかとかといふふうに思つております。

な相談をしている最中でございます。でございま

すから、これから七十年に向けてどういう一元化の具体的の姿があり得るか、これはこれからよくそういう相談もし、関係者の御意見も伺い、将来の動向等も見ながら検討していかなければならぬことかといふふうに思つております。

○嶋崎委員 恐らく一本化ということはあり得ないと思ひます。今までの、竹下さんが大蔵大臣のこの国会における回答とか、国鉄問題に関連して閣議で決められてきたいろいろな方式とか、そういうことを考えてみますと、とても一本化と動向等も見ながら検討していかなければならぬことかといふふうに思つております。

○嶋崎委員 恐らく一本化ということはあり得ないと思ひます。今までの、竹下さんが大蔵大臣のこの国会における回答とか、国鉄問題に関連して閣議で決められてきたいろいろな方式とか、

そういうことを考えてみますと、とても一本化と動向等も見ながら検討していかなければならぬことかといふふうに思つております。

す。そのときに問題になつた点が大きく言つて二つあるのです。

一つは何かというと、國家公務員共済と公共企業体関係の共済をどう統合するかという問題。これは一口で言ふと、具体的に言えば国鉄共済年金をどう救済するかという問題です。これが国鉄の共済年金に関連する財政調整五年計画という問題であります。この調整に際して、自民党の皆さん、私学共済も農林共済も入れてこの財政調整の中にほうり込もうとしたのですが、我が党が国会で質問した結果、そんなことはできぬということになりました。私学共済と農林は外れただけであります。したがつて、国鉄を救済したのは国家公務員共済とそれからN.T.T.と専売とで財政調整をやるということになつた。幸いにここは外れましたから、この問題に関しては私学共済は今のところ直接関係はありません。

ところで、二番目の問題は、これは私学も非常に密接不可分であります。この六十年の法律改正の二番目の重要な問題は、まず昭和六十年の四月に国民年金法の改正がありました。そして、続いた年の十二月に四つの共済年金が改正をやりました。私は党の政審会長をやつておりますから、全体はひょつとしたら川村さんよりはるかに詳しいのだろうと思うのですが、したがいまして問題は、昭和六十年四月の国民年金法の改正で、国民年金に対する厚生年金の定額部分を統合して基礎年金を導入しました。これが一つ。もう一つは、四つの共済についても法の改正を行ふことによつて基礎年金を導入しました。

だから、国民年金法の改正で基礎年金、それから四つの共済で基礎年金、これを合わせて一つとすれば、大きな改正というのは二つあつたわけではありません。一つは国鉄救済という観点での国家公務員と公共企業体との統合という観点の問題点。もう一つは、基礎年金といふものを導入するに当たつて、私学も密接不可分ですが、厚生並びに四つの共済の基礎年金に対しても私学共済はどの

ような対応を迫られることになつたか、これが重い問題になつてまいります。

さあ、そこでお聞きします。これはどんなことがあっても大臣ですね。昭和五十九年二月二十四日の閣議決定、これは當時は大臣ではありませんけれども、これによりますと、今のような統合が行われるに当たつて閣議ではこういうことを決定したのです。基礎年金導入や新しい年金制度を導入するに当たつて「昭和六十一年度以降において制度間調整を進める」これが第一点。「これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」というこ

とを決定しております。これは閣議決定です。その閣議決定に基づいて六十年、六十一年と動いてきたわけです。さあ、今やよいよ六十四年の改定を前にして、これらの問題に関する給付と負担の両面の制度間調整、事務の一元化、さら

に七十年の一元化、こういう重大な閣議決定の基本方針について、現在竹下内閣で何をなさつておられますか。

○中島国務大臣 オッシャるよう五十九年の閣議決定、それから六十二年の申し合わせ事項がございまして、七十年一元化というものが目標に掲げられております。その間に先生おっしゃいましたように基礎年金部分ができまして、そして厚生

年金、それから共済グループ、これをまさにこれからどうしていくかという御質問でありますけれども、先生は、先生方の御指摘で今私学共済、農

林その他が国鉄仲間入りに対しやや助かるべく……（鳩崎委員「いや、そんなこと言つてませんよ、そんなことありっこない」と呼ぶ）それで

はそれは修正いたしますが、これからにつきましては、年金体制の充実といいますか、公的年金が十分その機能を発揮するという体制をとるために

は、私どもはやはり七十年に向けて一元化を促進していくべきであろう、これは当然でございます

けれども、それに対して模索しながら、ただその間で六十四年度地なし部分もござりますけれども、それを踏まえまして七十年一元化に向かつていくべきであると考えております。

○鷲崎委員 まだ何もまとまらないでありますよ。しかし、質問するのに今うまい言葉をおつしやった、地ならしとおつしやつたですね。その後地ならしでいきましょう。

私学の場合、これから来年六十四年を境にして六十四年から六十九年まで、それから七十年以後、こういう段階を考えたときに、地ならしする際に山を三つ越えなければいけないのであります。川村さん、この三つわかる、わからないでしょう。僕から説明しますよ。

一つは何かというと、基礎年金の基金の制度の改革なんです。基礎年金制度の改革、これが第一点。これが今私学と密接不可分にありますから、

六十四年から六十九年まで、それから七十年以後、こういう段階を考えたときに、地ならしする際に山を三つ越えなければいけないのであります。川村さん、この三つわかる、わからないでしょう。僕から説明しますよ。

二番目は、国鉄共済年金制度の改革の問題であります。しかし、これは今度は国鉄だけじゃないのですよ、来年からは専売が入るのです。専売はもう来年でつぶれるのです。今まで専売は入つていませんでした、国鉄救済だけで来ましたが、六十四年度以降は三万人体制から二万人体制になる専売ですから、これがまたえらい問題で、年金は完全にパンクであります。そうしますと、この二番目の段階では、国鉄共済年金改革問題並びに専売の年金を含めてどう改革するかという課題があるのです。

三番目は、今度は法律の上では六十歳支給、そして六十五歳、つまり六十歳から六十五歳、この間のいわば年金の状況をどうするか、開始年齢をどうするのか、それからいつからやるのか、定期との関連はどうなるのかという、一口でいいますと年金と雇用の関係をどうするかという問題です。

さて、そこでお聞きします。この基礎年金のいわば構造的な欠陥というものがどこにあると思われますか。

○川村政府委員 基礎年金制度は、ただいま先生からお話をいたしましたように、三分の一は国が負担をする、残りは保険料でこれを賄つていくという仕掛けでございます。これは、これから

の高齢化社会に向かつて基礎年金の支給分は随分ふえていくだろう。この仕組みといふものが公的年金制度として基本的な欠陥があるのかどうかといふことでござりますけれども、現在の公的年金制度の仕組み、それから高齢化社会への動向といふものを考えたときに、現在の基礎年金の仕組み、三分の一を国が負担し残りを年金数理で持つ

ていくという考え方方がそれほど致命的なものであるのかどうか、やはり基本的にはこういう仕組みでやっていくことが一番いいということで、国会で御審議をいただき、法律が成立して、現在の制度が進められているというふうに理解をいたしております。

○鷲崎委員 川村さん、ちょっと勉強せぬといけませんね。そんなことを言つていたら私学共済は大変ですよ。

今から具體的に質問しますけれども、基礎年金制度の致命的欠陥というのはこの保険制度にあるのです。先進国で基礎年金制度が賦課方式をとっている国はありますか。保険制度をとっているのは我が国だけですよ。これは行革の影響じゃないですか。これを賦課方式にしないで保険方式をとっているために、国民年金基礎年金というのは会計がパンクするのです。国民年金の基金は今幾らあるのですか。二兆円足らずですよ。厚生年金は何ぼありますか。六十一兆円ですよ。厚生年金に一年間に支給するのはどのぐらいだと思いますか。二兆三千億円ですよ。今基金は二兆円しかないのです。それを集めて交付して二兆三千億円使つていくのですから食い込んでいくのですよ。五年もしたら国民年金の基礎年金勘定というものはパンクしてしまうのです。今の制度は壊れるのです。そうすると、私学の皆さんのが掛けてきたお金は今までいきますとペアになるのですよ。具体的に数字で示しましょう。

そこで、お聞きましょう。この基礎年金を導入したことによってすべての制度の年金から毎年拠出金というものを出していく。そして、そこから今度は私学の人たちは交付金をもらうのです。もちろんそれには国庫補助が入りますよ。その場合に大きなギャップがあるのを御存じですか。拠出と交付の間のギャップは、例えば厚生年金はどう

のくらいあると思ひます。  
○川村政府委員 厚生年金におきますギャップは  
私ども制度を主管しておりませんので存じません  
が、私学共済で申しますと、例えば昭和六十二年

度の支出金は四百三十一億円、それと対して基礎

二三、六年乙つゝて。

年金からの交付金は百六億円、こうじうことでございます。もつともこれは、交付金は百六億円でございますが、もう一つ、先ほど先生御指摘の国庫補助が百四十七億ござりますから、要すれば四百二十一億出した、それに対してもらつた方が百四十七億と百六億を足して二百五十三億、これが六十二年度の姿でございます。

○川村政府委員 基礎年金の拠出金の積算単価でございますが、昭和六十一年度は八千六円、六十二年度は八千三百十一円、六十三年度が八千九百九十三円でございます。

○鷲崎委員 そうしたら、拠出金の全国平均はどうのぐらいですか。御存じですか、五千五百円ですか。一人当たり平均五千五百円に相当する拠出金の中に、私学の場合には八千円の拠出をしているの

接不可分になつてくるのです。これは表面に出でてゐるのは私の資料ですと三四・六多なんですが、問題は、国民年金の場合は御承知のように保険料の免除者がおるのであります。今どれぐらいいるかといつたら、二百二十五万人いるのです。それから保険料の滞納者、これが問題なんです。当然掛けておかなければならないのに、こんな制度は先行き危ないなというのか何かで、今の掛けね

う。数字だけ頭に入れておかれた方がいいんじゃ  
ないですか。

厚生年金の場合には、六十二年度で拠出金と受け  
取る交付金の差は約一兆七千億円です。そんなふ  
うにして金を納めたが、もう一方は全然少ない、

です。他の共済に比べて相当高い負担を強いられます。他の共済に比べて相当高い負担を強いられます。他の共済に比べて相当高い負担を強いられます。

がどれくらいいると思いますか。四百二十万人いるのです。そうしますと、これを除いて成熟度が計算されているのです。そのいわば分母、分子の細かな数字は挙げませんけれどもそれで成熟度を計算していますから、今のところ三〇%台に目標があります。

こういう仕組みになつておるわけです。それはなぜかといふのは後で聞きます。  
さて、その次に私学共済にいきましょう。今おつしやったのは六十二年度をおつしやいました。  
六二三月までおつしやつてござります。  
二月はまだ

○川村政府委員　ただいま先生のおっしゃった単  
価の中には国庫補助分が入っているのではない  
か、私も数字がよくわからませんけれども、ちょ  
うそそしと算してござります。

えるのです。ところが、これを入めて計算しますと何ぼになると思いますか。何と五〇%近いのです。四九・八%になるのです。えらいこっちゃ。つまり国民年金に関しては成熟度は五〇%にもならないことになりますと、このまま年金を支

六十三年度はどうなってしますか——これは僕が数字を言いましょう。六十三年度は四百六十二億六千六百万、大体四百六十二億と見ていいです。そして交付されたのは二百八十億。さてここで、ちょっと印象づけるアップ率を言いましょ。

それは余計なことでございますが、この差が出るのはどういうことかという事でございまして、こういう新しい仕組みをとったときに、私学共済の性格がそこで出てくるわけでござります。

では、どんな仕組みで現在運用されているか解説して。そこで、この基金は維持できぬということです、一口に言つて。

う。交付金のアップ率、六十年は一七%、六年  
二年は二五%、六十三年は六〇・五%，物すごい  
勢いで国民年金基礎年金から交付金がふえておる  
のです。この調子で三年もいつて同じか過転する  
ようになつたときは、今度は国民年金の基礎年金  
はパンクしてしまうのです。この調子でいつたら  
四、五年先ですよ。だから、今のところ確かに六  
十三年度でいいますと四百六十二億に対しても交付  
金は二百八十億、去年に比べて八十億もふえてお  
ります。そういう意味では六〇%もアップしてい  
ますから形の上ではいいように見えるが、全体で  
見るとこれは大問題であるぞという判断をしてお

御案内のとおり、私学共済組合というのはその特徴として成熱度が非常に低いということをございます。つまり、戦後私学が一貫して充実をしてきた、組合員もふえてきた、大学もふえてきたということで、現役の方がかなり多い。それに対しても年金をもらう方は少ないという形でござりますから、出方の方は非常に多くてもらう方が少ないということになりますので、こういう差が出てきているわけでございます。

○嶋崎委員 一口で言うと成熱度が問題なんですね。厚生年金の六十二年度の成熱度はどのくらいか御存じですか。――わからないでしょうね。ち

存じですか？例えば利子共済の場合には拠出するときは二人分なんです。もらうときは一人分なんです。国民年金は一人分で一人分もらうのです。二人分拠出していて一人分しかもらえないのですから、半分だけ交付金は少なくなっていくという構造になつていくわけです。これが、成熟度なものによって国民年金基金制度というものを支えている仕組みなんですね。重要な仕組みなんですよ。だからこれはパンクするのです。厚生年金は六十一兆円もある。片一方は二兆円しかなかない。だのに、一年間に二兆三千億円要るんだから食い込んでいくわけですよ。

かなければならぬということであります。  
さて、私学共済の場合に、大体単価は幾らで計算してありますか、拠出していく場合の単価はどうのくらいで計算していますか、六十一年、六十二

よつと言いましょか。国家公務員共済組合の成熟度六〇、地方公務員共済の成熟度が三三、今問題になっている私学共済は一九・九、それから厚生年金は二五・九。さあ、問題は国民年金です。

これは、私が演説はかりしていくてもしようかといふ。質問になりませんけれども、結論を申し上げますと、これは、厚生年金並びに私学共済を含めて共済四年金、厚生年金と共に国民年金

第一類第六号

を救済していくための財政措置でしかないとい

うことです。重大なことですよ。この私の判断は正しか、間違ひですか。

ないのではないかというふうに思つております。  
す。

度までの現在やつてゐる国民年金基礎年金基金ですね、これに関連する拠出と交付金による運営、この制度が非常に大きな問題になつてゐる

そこで、六十五年から六十九年までのこの五年間、第二次世界大戦、二十二年二月二日、ソ連が

**○川村政夫委員** ただいま御指摘の点がまさに現在の公的年金制度の基本的な問題ではないかとい

うふうに思います。結局、これまでそういうふうに、厚生年金でございますとか共済組合、共済組合がまたそれぞれ組合を、国共済、地共済云々

かしながら、最初に言つたでしよう、基礎年金制度は保険制度なんです。先進諸国はどこの国をとつたって保険制度をとつてないのです。社会保障制度を適用しているのです。ところが我が国は保険制度、三分の二が保険で、三分の一が国民であります。

この制度がお荷物に行き詰るところであるとして、したがって、この年金の改革をどうするかということをやらなければ七十年の一元化の方針は出てきませんよ。これが今までの議論のまとめであります。

間 第二回 開目 これは当たってボーリが泣いてしまふのか、オールシャバンでいくのか、どう御判断ですか。これは大臣だらうな。川村審議官は役人だから、こんな政治の方針なんて決められるわけがないんだから、こういうときには大臣の御判断が必要るしげど、無理ひよ。

と立てるということになる。そこに入らない方は國民年金という仕組みになっている。そうしますと、そこでおのずからその組合に属している方の収入も違います、あるいは年齢構成も違うということで、それぞれの共済の立場で自分のところだけがいいという仕組みをすれば、それはそれでいいのかもしれないけれども、そうすると結局、今

御指摘のようには国民年金に全部そのしわが寄ってしまう。それを今おっしゃる様に、ほかの共済組合で手を出すといふことがいいのか、いや、それはそういう共済組合が手を出すべきことじゃなくて、もつと別途の形でその負担を考えるべきと思うのかという御指摘だらうと思います。

るという保険制度をとったところに、成熟度で豊かなところは余計出せや、助け合いしようやとかなることになる。私学は確かに二一〇〇年ぐらいまで安定していますね、私共共済年金の基金は。そういう先まで安定しておったって、七十年に一元化するというのでしょうか。そこじゃ頭をなでられるのですよ、なでられざるを得ないのですよ。必ず地ならしの対象になりますよ。こんなものをこなされただけ突出できますか。まあ、それは後回しにして、議論しましょう。

そうしますと、問題は、保険制度という大前提の制度がいいのか悪いのかという議論がなされないまま、あなたのおっしゃるように助け合いで、

最初に言つた六十年度年金改定の三つの山のうちの一つは、今の議論で終わったわけですが、今度は二つ目の議論。二つ目の山は、御承知の国鉄共済の救済措置である財政調整五ヵ年計画です。これが六十四年で切れるわけです。来年で切れるわけです。したがつて、この六十年から六十四年までの国鉄共済年金がいよいよ六十四年で完全に行き詰まってしまう。このときには私学は幸いに援助せぬで済んだ。しかし、政府の閣議の方針や今までの閣議決定、私の国鉄の質問のときにも、ただオウム返しに言葉だけ、責任持ちます、責任持ちますと言つて、どんなふうに責任を持つのか、中身は全然ないわけです。いたまにないんです

○中島國務大臣 それはまさに、六十四年の再計算期におきまして地ならしをすると私が申し上げましたその三つのうちの二つを今おっしゃったわけでございますけれども、私ども、まさにそういう問題を含めて六十四年に地ならしをしつ七年に一元化と申し上げました、その一元化に向かってしていくわけでありますけれども、その基礎年金、それから厚生年金を含めたオールでいくのかあるいは共済グループ一元でいくのか、これはまさにこれからいろいろ考えることだと思いますが、私どもが言っておりますのはオール一元化を目指す、そういうことで考えるのだと思います。ただ、その中に申し上げましたのように六十四年度

現在 形としては先生御指摘のように、先ほど  
の数字にもございましたように、我が私学共済は  
拠出金を出したけれどもわずかしか返つてこない  
というような形になつて、結果としてそれは国民  
年金の行を妨げて、ひらひらこよっこりあつけてござ

るという保険制度をとったところに、成熟度で豊かなところは余計出せや、助け合いしようやといふことになる。私学は確かに二一〇〇年ぐらいまで安定していますね、私学共済年金の基金は。そういう先まで安定しておたって、七十年に一元化するというのでしよう。そこじゃ頭をなでられるのですよ、なでられるを得ないのですよ。必ず地ならしの対象になりますよ。こんなものをこれだけ突出できますか。まあ、それは後回しにして、議論しましょう。

そうしますと、問題は、保険制度という大前提の制度がいいのか悪いのかという議論がなされないまま、あなたのねつしやるように助け合いで、あたかもいいところ、成熟度の低いところが助け合うんだというのはきれいごとに見えるけれども、国民年金基礎年金基金はつぶれてしまうのですよ。七十年にいかないうちになくなっちゃうの

最初に言つた六十年度年金改定の三つの山のうちの一つは、今の議論で終わったわけですが、今度は二つ目の議論。二つ目の山は、御承知の国鉄共済の救済措置である財政調整五ヵ年計画です。これが六十四年で切れるわけです。来年で切れるわけです。したがって、この六十年から六十四年までの国鉄共済年金がいよいよ六十年で完全に行き詰まってしまう。このときには私学は幸いに援助せぬで済んだ。しかし、政府の閣議の方針や今までの閣議決定、私の国鉄の質問のときにも、ただオウム返しに言葉だけ、責任持ちはず、責任持ちますと言つて、どんなふうに責任を持つのか、中身は全然ないわけです。いまだにないんですよ。昭和六十五年から六十九年までの間の財政措置は政府は責任を持つ、こう言っています。そのときに、一年間に何ぼ不足するのですか、五年間に幾ら金が必要になるのですか御存じですか。言

○中島國務大臣 それはまさに、六十四年の再計算期におきまして地ならしをすると私が申し上げましたその三つのうちの二つを今おしゃつたわけでござりますけれども、私ども、まさにそういう問題を含めて六十四年に地ならしをしつ七年に一元化と申し上げました、その一元化に向かっていくわけでありますけれども、その基礎年金、それから厚生年金を含めたオールでいくのかあるいは共済グループ一元でいくのか、これはまさにこれからいろいろ考えることだと思います。が、私どもが言つておりますのはオール一元化を目指す、そういうことで考えるのだと思います。ただ、の中に申し上げましたのように六十四年度地ならし部分がございます、こう申し上げたわけです。

○鳴崎委員 大臣、それは閣議や歴代の大蔵大臣が言っているのと違いますよ。オールジャパンは

年金の方を取引していく形になつていてるわけでござります。でございますので、こういうふうな各種の公的年金制度がいろんな制度に分かれてやってるのがいいのか、あるいはそれをもう少しまとまつた形にすべきではないか、方向としてはやはり一元化という方向にそこで向くべきであろうというふうに思うわけでござります。ただ、その一元化をどういう形でやるかは、先ほど先生から御指摘いたしましたように幾つかのやり方があるのですで、それはこれから検討しなくちゃならない。しかし、方向としては一元化という流れの中で国民全体が負担をなるべく公平に、給付の方となるべく公平にという方向に向くということは、これはやはりそっちの方向へ進めていかなければならぬ

です。そういう意味で、今の問題の回答になつてない。我が党が提案している西欧型の財源の方式、これを考えて基礎年金制度というものを検討しなければいかぬ。財源問題は別途検討する。うちはちゃんと財源は別途の所得型付加価値税という方式を出していきますけれども、それはおくとして、考えなければならない問題点があるということを申し上げておきます。

さて、——自民党だめだね。委員が来ておらぬよ。屋敷が長過ぎるんじゃないか。野党が質問しておるときどき、たくさんの党が敬意を表さなきや。採決ばかり急がぬで。

さて、これでおわかりになつたと思う。つまり、昭和六十年度の年金改定に際して、六十四年

うでありますよ。一年間に約三千億、掛け五年、一兆五千億の金を準備しておかなければいけぬのです。

そういう意味で、国鉄共済については、六十五年から六十九年までの間について今の助け合いの延長はもう実現できないのです。地方公務員もいややと言つた。私学共済もいややと言つた。農林共済もいややと言つてきている。そこで、国公とそれからNTTとたばこで援助してきた。そのたばこは来年からパンクするのですから、六十五年から六十九年までの間は今度は専売の共済年金を含めて、どのようにこの年金財政というものを考えていくのか、どのような負担と給付をやるのか、これがいよいよ第二番目の大問題になりま

ためなの。これは全然問題にならぬ。つまりすべてで助けるなんて成りはせぬよ。そうすると残つたのは四共済なんです。四共済はどうするか、それでも成らぬの。地方公務員共済なんといふのは、人を助ける場合にはまずうちの中などで助けて内部でコントロールしなければならないのです。私学共済というのはほかとは違うのです。後で問題にしますが、停年は長いし、若い人は早くやめますし、豊かなんです。そして、いろいろな意味で国公に準じていますから、ベースも一〇%ほど高いのですよ。そんな状態が今日ありますから、さあ、それならおまえのところは豊かだから、ひとつオール共済で国鉄も専業公社も助けましょうやなんという提案をしたら、その大臣は吹





○川村政府委員 国家公務員共済組合につきましては、これは六十年度の数字でございますけれども、六十年度で六十五歳以上の方が七百二十九人でございますから、全組合員に対しても〇・〇六%でございます。農林年金につきましては、昭和六十年度の数で三千八百六十六人でございまして、全体の〇・七%、こういうことでござります。

○鳴崎委員 だから、今は六十五歳と僕は言つた

のです。非常に少ないから、ほかのところはみんな六十歳を基準にしてペーセンテージをはじいておるのであります。六十歳でいきますと、いかに少ないか申し上げましよう。国家公務員の場合には六十歳以上といふと、六十の数字で〇・一二ぐらいだつたと思います。ちょっとメモで僕の資料が正確かどうかわからぬが、地方公務員は〇・一八、農林水産は一%未満です。大体大まかに言って、きょうのこの数字はそんなに違わないと思います。

と、私学共済の場合には六十五歳を超えている人が四%台あるのに、他の三共済をとると〇・数%、

な六十歳を基準にしてペーセンテージをはじいておるのであります。六十歳でいきますと、いかに少ないか申し上げましよう。国家公務員の場合には六十歳以上といふと、六十の数字で〇・一二ぐらいだつたと思います。ちょっとメモで僕の資料が正確

かどうかわからぬが、地方公務員は〇・一八、農林水産は一%未満です。大体大まかに言って、き

うのこの数字はそんなに違わないと思います。

つまり、これは何を言わんとしているかという

と、私学共済の場合には六十五歳を超えている人が

〇・一%台だということ。ということは、私学共

済の場合には、六十五歳以上の教職の方々が現実

にはいわば高齢組合員として存在をしている。こ

れは他に比べて特殊的であるということになるの

です。

そこで、これに対する対策です。厚生年金の場

合は、御承知のように六十五歳を超える在職し

ていても支給されます。そして、この厚生年金と

の関連は、私学の場合には重要になってくるわけ

です。御承知のように適用除外がありますから。

慶應とか早稲田とか明治とか法政とか立教とか、

たしか三十四校ぐらいあつたんじゃないのかと思

う、それがつまり長期給付については適用除外になつていますから、これは厚生年金扱いになります。

したがいまして、六十五歳を超えて組合費

を、つまり共済費を納めなくていいという厚生

年金と同じ資格要件になります。ところが、私学

共済に入っている人たちには、六十五歳を超えた人

が全体の四多台おりますが、その人たちには、御承

知のように共済の積み立てをやりながら実際は年

金は取得できないという仕組みになつているわけ

です。これは御承知のとおりですね。したがつ

て、この六十五歳を超えている私学共済の組合員

に對して厚生年金に準じた処置をとるべきだと思

うが、いかがですか。

○川村政府委員 ただいまの私学共済に加入して

いない三十数校、この学校は私学共済でございま

せんから厚生年金そのものに加入をしておられ

る、こういうことでござります。厚生年金は御指

摘のようなことで六十五歳以上が出て、私学共済

は在職している限りは組合員である、こういうこ

とでござります。そこは一見アンバランスがある

ようでございますけれども、一つ問題点として申

し上げますと、私学共済の特色としてもう一つの

特徴がございます。高齢者が多いということがござりますが、同時に若い職員が多い。特に

若い女子の職員が多うございまして、この方々は

幼稚園が中心でそれども、若い期間に大体十年

ぐらい勤めておやめになるという方がございま

す。こういう方にとっては、六十五歳からの支給

開始ということはそれほど意味のないことにな

る。しかも六十五歳から私学共済も支給するよう

にするとすれば、それは私学共済の財政に非常に

大きな影響がある。ただいま先生御指摘のように

大きな影響がある。ただいま先生御指摘のように

そこで、これに対する対策です。厚生年金の場

合は、御承知のように六十五歳を超える在職し

ていても支給されます。そして、この厚生年金と

の関連は、私学の場合には重要になってくるわけ

です。御承知のように適用除外がありますから。

慶應とか早稲田とか明治とか法政とか立教とか、

たしか三十四校ぐらいあつたんじゃないのかと思

う、それがつまり長期給付については適用除外になつていますから、これは厚生年金扱いになります。

したがいまして、六十五歳を超えて組合費

を、つまり共済費を納めなくていいという厚生

年金と同じ資格要件になります。ところが、私学

共済に入っている人たちには、六十五歳を超えた人

が全体の四多台おりますが、その人たちには、御承

知のように共済の積み立てをやりながら実際は年

金は取得できないという仕組みになつているわけ

です。これは御承知のとおりですね。したがつ

て、この六十五歳を超えている私学共済の組合員

に對して厚生年金に準じた処置をとるべきだと思

うが、いかがですか。

○川村政府委員 ただいまの私学共済に加入して

いない三十数校、この学校は私学共済でございま

せんから厚生年金そのものに加入をしておられ

る、こういうことでござります。厚生年金は御指

摘のようなことで六十五歳以上が出て、私学共済

は在職している限りは組合員である、こういうこ

とでござります。そこは一見アンバランスがある

ようでございますけれども、一つ問題点として申

し上げますと、私学共済の特色としてもう一つの

特徴がございます。高齢者が多いということがござりますが、同時に若い職員が多い。特に

若い女子の職員が多うございまして、この方々は

幼稚園が中心でそれども、若い期間に大体十年

ぐらい勤めておやめになるという方がございま

す。こういう方にとっては、六十五歳からの支給

開始ということはそれほど意味のないことにな

る。しかも六十五歳から私学共済も支給するよう

にするとすれば、それは私学共済の財政に非常に

大きな影響がある。ただいま先生御指摘のように

そこで、これに対する対策です。厚生年金の場

合は、御承知のように六十五歳を超える在職し

ていても支給されます。そして、この厚生年金と

の関連は、私学の場合には重要になってくるわけ

です。御承知のように適用除外がありますから。

慶應とか早稲田とか明治とか法政とか立教とか、

たしか三十四校ぐらいあつたんじゃないのかと思

う、それがつまり長期給付については適用除外になつていますから、これは厚生年金扱いになります。

したがいまして、六十五歳を超えて組合費

を、つまり共済費を納めなくていいという厚生

年金と同じ資格要件になります。ところが、私学

共済に入っている人たちには、六十五歳を超えた人

が全体の四多台おりますが、その人たちには、御承

知のように共済の積み立てをやりながら実際は年

金は取得できないという仕組みになつているわけ

です。これは御承知のとおりですね。したがつ

て、この六十五歳を超えている私学共済の組合員

に對して厚生年金に準じた処置をとるべきだと思

うが、いかがですか。

○川村政府委員 ただいまの私学共済に加入して

いない三十数校、この学校は私学共済でございま

せんから厚生年金そのものに加入をしておられ

る、こういうことでござります。厚生年金は御指

摘のようなことで六十五歳以上が出て、私学共済

は在職している限りは組合員である、こういうこ

とでござります。そこは一見アンバランスがある

ようでございますけれども、一つ問題点として申

し上げますと、私学共済の特色としてもう一つの

特徴がございます。高齢者が多いということがござりますが、同時に若い職員が多い。特に

若い女子の職員が多うございまして、この方々は

幼稚園が中心でそれども、若い期間に大体十年

ぐらい勤めておやめになるという方がございま

す。こういう方にとっては、六十五歳からの支給

開始ということはそれほど意味のないことにな

る。しかも六十五歳から私学共済も支給するよう

にするとすれば、それは私学共済の財政に非常に

大きな影響がある。ただいま先生御指摘のように

そこで、これに対する対策です。厚生年金の場

合は、御承知のように六十五歳を超える在職し

ていても支給されます。そして、この厚生年金と

の関連は、私学の場合には重要になってくるわけ

です。御承知のように適用除外がありますから。

慶應とか早稲田とか明治とか法政とか立教とか、

たしか三十四校ぐらいあつたんじゃないのかと思

う、それがつまり長期給付については適用除外になつていますから、これは厚生年金扱いになります。

したがいまして、六十五歳を超えて組合費

を、つまり共済費を納めなくていいという厚生

年金と同じ資格要件になります。ところが、私学

共済に入っている人たちには、六十五歳を超えた人

が全体の四多台おりますが、その人たちには、御承

知のように共済の積み立てをやりながら実際は年

金は取得できないという仕組みになつているわけ

です。これは御承知のとおりですね。したがつ

て、この六十五歳を超えている私学共済の組合員

に對して厚生年金に準じた処置をとるべきだと思

うが、いかがですか。

○川村政府委員 私学共済の短期給付の収支の状況が最近急激に悪化しているということでおざいます

として、現在の私学共済の運用を続けていくこと

がいいのではないかと思っております。

昭和六十一年度以降、これが急激に悪化をすると

いうことでござります。

○鳴崎委員 それも根本に返るのです。つまり保

険制度を前提にしたこの基礎年金基金制度とも密

接不可分なんです。特に国民年金と関係もあり、

厚生年金とも関連を持つ若い人たちが年金からと

ことで離れていくという、特に幼稚園の先生とか

そういう人たち掛け捨てでやめていつてしまふ

んです。現在のところ、いつからどういう形で掛金の改定をするかということについては検討中とい

ることでござります。

○鳴崎委員 そんなのんきなことを言っておれぬ

のですよ。この財政指數を見ましたか。短期給付

の基礎年金、つまり基礎年金、二階、三階建てを

二階は報酬比例でやって、三階は職場というも

の特殊性を生かせる仕組みで、一階をきちんと

して全国的な年金体制としてやっていくことと密

接不可分なわけです。

したがって、そういう問題があるということを

ここで指摘しておきましたが、厚生年金は御指

摘のようなことで六十五歳以上が出て、私学共済

は在職している限りは組合員である、こういうこ

とでござります。そこは一見アンバランスがある

ようでございますけれども、一つ問題点として申

し上げますと、私学共済の特色としてもう一つの

特徴がございます。高齢者が多いということがござりますが、同時に若い職員が多い。特に

若い女子の職員が多うございまして、この方々は

幼稚園が中心でそれども、若い期間に大体十年

ぐらい勤めておやめになるという方がございま

す。こういう方にとっては、六十五歳からの支給

開始ということはそれほど意味のないことにな

る。しかも六十五歳から私学共済も支給するよう

にするとすれば、それは私学共済の財政に非常に

大きな影響がある。ただいま先生御指摘のように

そこで、これに対する対策です。厚生年金の場

合は、御承知のように六十五歳を超える在職し

ていても支給されます。そして、この厚生年金と

の関連は、私学の場合には重要になってくるわけ

です。御承知のように適用除外がありますから。

慶應とか早稲田とか明治とか法政とか立教とか、

たしか三十四校ぐらいあつたんじゃないのかと思

う、それがつまり長期給付については適用除外になつていますから、これは厚生年金扱いになります。

したがいまして、六十五歳を超えて組合費

を、つまり共済費を納めなくていいという厚生

年金と同じ資格要件になります。ところが、私学

共済に入っている人たちには、六十五歳を超えた人

が全体の四多台おりますが、その人たちには、御承

知のように共済の積み立てをやりながら実際は年

金は取得できないという仕組みになつているわけ

です。これは御承知のとおりですね。したがつ

て、この六十五歳を超えている私学共済の組合員

に對して厚生年金に準じた処置をとるべきだと思

うが、いかがですか。

○川村政府委員 私学共済の短期給付の収支の状況が最近急激に悪化しているということでおざいます

として、現在の私学共済の運用を続けていくこと

がいいのではないかと思っております。

昭和六十一年度以降、これが急激に悪化をすると

いうことでござります。

○鳴崎委員 それも根本に返るのです。つまり保

険制度を前提にしたこの基礎年金基金制度とも密

接不可分なんです。特に国民年金と関係もあり、

厚生年金とも関連を持つ若い人たちが年金からと

ことで離れていくという、特に幼稚園の先生とか

そういう人たち掛け捨てでやめていつてしまふ

んです。現在のところ、いつからどういう形で掛金の改定をするかということについては検討中とい

ることでござります。

○川村政府委員 ただいまの私学共済に加入して

いない三十数校、この学校は私学共済でございま

せんから厚生年金そのものに加入をしておられ

る、こういうことでござります。厚生年金は御指

摘のようなことで六十五歳以上が出て、私学共済

は在職している限りは組合員である、こういうこ

とでござります。そこは一見アンバランスがある

ようでございますけれども、一つ問題点として申

し上げますと、私学共済の特色としてもう一つの

特徴がございます。高齢者が多いということがござりますが、同時に若い職員が多い。特に

若い女子の職員が多うございまして、この方々は

幼稚園が中心でそれども、若い期間に大体十年

ぐらい勤めておやめになるという方がございま

す。こういう方にとっては、六十五歳からの支給

開始ということはそれほど意味のないことにな

る。しかも六十五歳から私学共済も支給するよう</p

題になつてきている背景があるわけです。医療費は一年間十九兆円、大半が老人医療費であることは御承知のとおりです。したがつて、今の老人保健制度や退職者医療制度というものを前提にしたかつての改革が、今やそれぞれの各年金の財源とも大変な新しい傾向値としてこれをとらえ直さなければならぬ。ということになるわけです。だから、まだ当分は、掛金率は検討しているとかいいないとか言つておりますけれども、もう恐らく六十三年には掛金率の引き上げは必ず問題にせざるを得ないようになります。今年の後半から来年にかけては、特に六十四年以降になれば当然問題になります。したがつて、私学共済の短期についても、この基金の剩余额との関連において、今までの累積率算定方式を基礎にした延長線上でいいのか、これまた制度上の重要な問題であります。この問題の検討をしていただきたいと思います。

もう時間がありませんから、あと一問。

私学共済組合法で第二百二十六条の五の問題です。御存じですか。任意継続をした組合員の資格要件に関する規定です。つまり、今の現状でと、この百二十六条の五に言つておりますように、「退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者」、こういう規定です。ほかの国家公務員は違いますね。国家公務員は退職の日まで一日前というのは三月三十一日です。ところが、国家公務員は四月一日になるのです。そうしますと、いろいろなことが違つてくるわけです、次の大問題にしました。皆さんの御協力のおかげで

四月一日にしまして、退職金その他の算定をさせていただいて、大変いい結果が出たことを私は記憶しております。それだけに、私学共済の場合について国家公務員並みに、この法案の不備について、私は不備と思うが、確かにせいたくを言うなという議論はあります、今の時代ですから。そういうせいたく言うなという議論はあるが、国家公務員並みに措置すべきだ。この法律改正というのは、私学共済にとって一つの重要なテーマだと思う。この点についてどう思いますか。

○川村政府委員 私学共済のこの部分の、御指摘のいわゆる任意継続組合員でござりますけれども、任意継続組合員の資格につきましては国共済の規定をそのまま準用しておりますから、全く同様の扱いになつておろうかと承知しております。

○嶋崎委員 そうすると、私の見解は間違つているということですか。

○川村政府委員 ただいま申し上げましたように、先生御指摘の問題は、任意継続の組合員の資格がどこから発生をするかということでございまして、現在の国家公務員共済組合法の規定を今御指摘になつたわけでござりますけれども、私学共済組合は基本的に国家公務員共済組合に準じておりまして、ただいま御指摘の規定につきましてもこれをそのまま準用しておるというふうに承知しております。

○嶋崎委員 それならばそれで結構なんです。私は、この私学共済の方と国家公務員のものを正規に見比べてきておりませんから、そういう問題点をお聞きをしていたので、それであれば結構でございます。

時間が参りました。以上で終わります。

○岸田委員長代理 鍛冶清君。

○鍛冶委員 私は、公明党・国民会議を代表して御質問を申し上げます。

午後の開会が、私が所用があつて遅くなつておくれたことをまずおわびを申し上げます。

最初に、本法律案の質疑に入る前に、私学の問

題について大臣にちょっとお尋ねをいたしました。  
私は、我が国の学校教育の中で私立学校が果たすべき役割は極めて大きいと思ってるわけですがございますが、ともすれば、文部省の施策は国公立の学校を中心に動いてる嫌いがあるのではなかつて、いかというふうな気持ちもいたしております。しかし、これから日本の教育を考えますと、私学ということについては極めて重要な位置づけでありますし、これは取り組みをきちっとしていかなければなりません。この私立学校の果たしてきた役割といふものについてどうのような認識をお持ちであり、また、どのように評価をなさっておられるのか。  
まだ、今後生涯学習社会の建設という流れが強調されてまいります。そうしますと、その中で文教政策のこの生涯学習社会に絡む問題は極めて大きな課題となってくると思うわけですが、ども、こういう流れの中での私学の位置づけにつけて、どういうふうに大臣はお考えになり、その振興をやろうというふうにお考えなのか、最初にお伺いをいたしたいと思います。

これは言葉だけではなくて、私学の今後のあり方についてお言葉を着実に実行をしていただきたい、私学の振興に大いにプッシュしていただいたいということをお願い申上げております。

そこで、法律案についての質問に入らせていただきます。多少前の同僚委員の質問とダブることがございましても、御了解をいただいてお答えをいただきたいと思います。

この法律案が通過いたしますと、年金額の改定がなされるわけでございますが、この改定措置によって私学共済が支給する年金給付額はどの程度の増加になつてくるのか。また、それが年金財政に与える影響はどういう形で及ぼされていくのか。これをまずお伺いをいたしたいと思います。

○村田政府委員 今回お願いをしております改定でございますけれども、これは前年度の消費者物価指数の上昇率を基準にしてアップをお願いしたい、具体的に申し上げますと、〇・一%の年金額の改定をお願いするわけでございます。これに要する経費でございますけれども、私学共済の年金給付全体の中でこの〇・一%アップに伴う増加額でございますが、これを平年度にいたしますと約五千八百万円というふうに私どもは算定をいたしております。

そういたしますと、これが年金財政にどういう影響があるのかというお尋ねでござりますけれども、これを財源率で計算をしてみるとどれくらいになるかということで試算をしてみますと、大体千分の〇・〇二程度の影響ではないか、こういうことでございます。

ですから、大変厳密に申し上げれば、この〇・〇二分の掛金の改定ということとも考えなければならないわけでございますけれども、この程度の財源のことであるならば、これは現在、長期の積立金の運用をいたしておりますが、長期の積立金の運用におきまして、その利益差を若干充当すればこれは対応できるのではないかというふうに考えているところでございます。

の消費者物価が〇・一%上昇したことを受けたの改定ということになつてゐるのですが、それとも、消費者物価が上昇した場合に、年金についてもその改定を図ることは政府として当然のことであらうと思います。それ自体に異存があるわけではございませんけれども、現実に社会で生活をいたしておりますと、その受けた感覚からいたしまして、一般的労働者の方々、働く方々の賃金の動向とのバランス、このことが非常に必要になるし大切なのはないか、こういうふうに思つわけでございます。

そこで、お尋ねするわけでございますが、この間の給与所得者の賃金といふものはどの程度上昇をしているのか、どういうふうに把握をなさつていらっしゃるのか、お伺いいたしたいと思います。

川村政席委員 昨年一年間の賃金の上昇のことと昇率というのはなかなかつかまえ方が難しいわけでございまして、例えば労働省がやっております毎月労働統計調査というところで、これは従業員の規模が三十人以上というふうな事業所で押さえおられますけれども、そのアップ率を見ますと、定昇込みで大体二・何%ということでおざいます。ちなみに公務員でござりますけれども、六十二年の人事院勧告に基づきます給与の改善率といふのがちょうどそれに当たるかと思いますけれども、六十二年度の人勧に基づく給与の改善率は一・四七%、こういうことでござります。

○鍛治委員 年金を受給される方というのは、いわば社会的弱者の方だと思ひます。こういう表現をしていいのかどうかはわかりませんけれども、社会的に言えば比較的弱い立場にいらっしゃる方に当たるのではないかと思うわけでございます。そういうことから考えてみまして、一般的のサラリーマンの所得がそれだけ上がっているということになれば、年金額の改定に当たっては、物価の動向だけを指標とする、こういうようなことではなくて、勤労者の皆さんのお金もあわせて指標と

すべきではないかなというふうにも思うわけですね。こういうことが言われておりますけれども、その高齢化社会に当たって、お年をとられた方々の生活をより豊かに安定したものにしていくというふうに思いますし、それが不可欠ではないかと思うのでございますが、この点についてお尋ねをいたします。

○川村政府委員 ただいまの物価スライドが賃金スライドかという点につきましては、これは昭和六十一年の制度改革の際にも随分御議論いたしましたところでございます。私どもの政府側で提案をいたしました法案では、これは消費者物価指数が上がった場合に自動的にこれをスライドする、いわゆる自動スライド方式、5%を超えて上下した場合にはそれでスライドをするという方式で改定を行うということでございます。ただ、その間の国会の御審議がございまして、参議院段階における法案修正がございまして、この一条の二という規定が挿入をされまして、国民の生活水準とか賃金とかその他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに年金の改定をすべきというふうな規定も入れていただいたわけでございます。そんなことで、基本的に年金額というものが何をもつて基準とすべきかということについて、そういうふうな御指摘もあるわけでございます。

今年度の場合、たまたまそういうことで物価スライドでやらせていただいているりますけれども、五年に一遍の財源の再計算をするようなときには標準報酬の再評価をする、その際にそういう賃金の要素も当然入れていかなければならぬのではないかというふうに思つておるのもございまして、今回そういうことで〇・一%の改定をお願いした、こういうことでございます。

○鍛冶委員 これはぜひそういう方向で努力をしていただきたいし、実現もしていただきたいと思

老後の所得保障という観点からいたしますと、年金と恩給というもののについては同じような性格を持つものであるといふうにも考えられます。今回は、恩給につきましては一・二五%の引き上げがなされると聞いています。年金との間にこういうふうに格差を生じていると、いうのはどういうわけなのか、これを伺いたいと思いますし、同時にまた、今後このような格差は当然解消していくかなければならない、こういうふうに考えるわけでございますが、この点につきましてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○川村政府委員 確かに、今回の改定に当たりまして、六十三年度の恩給の改定は一・二五%ということで進められているわけでございます。この恩給と年金の格差の問題というのも一つ問題のあるところだというふうに私どもも承知しておりますけれども、あえて申し上げれば、恩給という制度は年金とは基本的な性格が違う。つまり恩給といふのは基本的に国家補償的な性格でございまして、もちろん、当時恩給制度があつたときも、いわゆる組合員に当たる職員は恩給納付金といふものだという位置づけで参ったわけでございます。それに対して年金制度といふのは、御案内のとおり、これは雇用主と本人がお互いに折半でお金を出し合って、それで年金数理でもってこれを長期的な視野のもとに運用していく、こういうことでございます。そういういわゆる保険制度という仕組みをとつておるということをご存じますと、その国家補償的なものとそういういわゆる保険制度といふものはどうしても一緒にすることは困難ではなかろうかといふうに、あえて申し上げればそういうことにならうかと思います。

それから、もう一つ申し上げますと、恩給といふのはもう既に過去の制度でございまして、対象

となるのは、これから新たに恩給の受給者といふのができるわけじゃございません、すべて過去の制度だということ、それから恩給の受給者というのではなく、ほんとどが、二百万人の中で百九十七万人がいわゆる軍人でございます。いわゆる軍人恩給の対象は、ほどおられますけれども、そういう方でございまして、もちろんそれ以外に若干文官恩給の対象になる方もござりますけれども、軍人という極めて特殊な職務で御苦労された方やその遺族であつて、しかも大体皆さん非常に高齢だというようなことがございまして、そんな事情がございますので、一般的な公的年金制度とこれをとにかく一緒にすることはどうかというような、そういう議論があるところでございます。  
ただ、これから全体的な流れの中で公的年金制度といふものを老後の所得保障として位置づけていくということから考えれば、こういうふうな形で毎年格差があるということはいかがかといふうなこともあります。やはりこれから七十年代に向けての一元化の過程で、これもしかるべき対応をしなければならない問題かというふうに考えておるところでございます。

いう趣旨であるといたしますと、これはちよつと問題があるのではないかと思います。年金を受給されていらっしゃる皆さん方の生活を守るという立場からいたしますと、少なくとも消費者物価が上昇した場合は速やかにこれに連動した形で年金額が改定される、そういう方向で制度上の措置をとるのが大切なことはないかというふうに私は思うわけでございますが、この点についてお伺いをいたします。

○川村政府委員　ただいまの自動スライド条項の問題でございますけれども、制度改正によりまして五%を超える増減があつた場合にこれを自動的に改定をする、それでは五%に満たない増減があつたときは変えないのか、こういうことでございまますけれども、これは制度の趣旨としては、五%を超えるれば動かすという趣旨の規定でございます。ですから、ある年度で物価が三%上がった、その次の年度で二%上がったけれども三%、二%だから上げないとということではないわけでございます。ただ規定の趣旨がそういうことでございますから、物価変動が五%に達するまではこの規定は動かないということでございません。そうしますと、最近のように物価の変動がそれほど大きくななく安定しているときに五%に達するまでは上げないよということになりますと非常に長い期間がかかる。その間年金受給者は、物価は少しづつでも上がってるので年金の方は改定しないということになる。そのためこうやって特別の法律を制定して改定をお願いする、こういうことになるわけでございます。

ですから、そういう年金受給者の方の生活は日々營まれているわけでござりますから、物価変動が少しでもあったときに、五%になるまでは上げないよということではなくて、そのときどきに応じた弾力的な運用ということとも考えなければいけないのでないか、それは御指摘のとおりだと

思つております。ただ、現在の法律の規定がそういうことで、五%に達するまではともかくためておいて、五%を超えたときにまとめてやるという方式になつておりますから、これからは制度改正の議論の中で、御指摘のような点も含めてそういう勢に応じた弾力的な運用措置といふものもひとつ検討していかなければならぬのではないか。ただ、これは法律改正という事項にもなります。そういうことにつきましてまだお願いをするときもありますかと思っておるわけでございます。  
○銀治委員 お願いするときもあるうかとか、余り遠慮したことではなくて、私はむしろこの問題については、今御答弁の中にもありましたように他の制度との関係があるということは重々わかりますけれども、ひとつ文部省として関係省厅にも積極的に働きかけてぜひ実現に努めてほしいと思います。重ねてお答えをいただければと思います。

まず医療制度、その医療給付を行っております。短期給付でござりますけれども、短期給付につきましては、従前やや黒字基調で參ったわけでございますが、昭和六十一年度に老健法の改正というふうなことがございまして、六十一年度の決算ではこれが二億六千四百万程度の赤字というようなことになつてきているところでございます。

それから、年金給付の方の長期給付の状況でございますけれども、長期給付の方は、昭和六十二年度の決算でございますと、収入が二千七十五億億でございます。それに対して支出が九百三十八億億ということをございます。こういう形で、収支差が千百三十七億あるわけでございます。この収支差はもちろん将来の年金給付の財源として積み立てていくということになるわけでございます。

私学共済は年々長期給付の財源を積立金として保有しているわけでございますけれども、二十九年に発足以来これまでの積立金の累計は約一兆一千五百四十四億円、一兆円を超える保有資産を持つておるというようなことでございます。

そういうふうに保有資産はあるわけでございましたがございましたが、これからの将来を推計いたしましたと、組合員数自体はそれほどふえることが見込まれない一方、年金受給者がこれから急激にふえていくというふうなことが考えられるわけでございまして、六十一年十二月に財源率の再計算をいたしました際にその長期の見通しをやつたわけでございます。そのときに前提として、毎年のベースアップが5%ある、それから資産の運用利回りが7%というようなことで計算をする、それで将来の推計をいたしますと、現在保険料率は千分の百二という率でござりますけれども、仮にここの現在の率を据え置いたままで今申し上げましたような前提でやつていきますと、昭和八十三年度にはもう単年度収支が赤字になる。さらにそれから十年たつて昭和九十三年には、ただいま申し上げましたような形で保有してまいりました積立金も全部食いつぶしてしまって、ということになるわけ

でございます。つまり、現在のままの保険料率でござりますれば九十三年には完全に破産をするということです。

そこで、仮に保険料率を引き上げさせていただく、五年ごとに千分の十五、十五ペーミルぐらい引き上げていくという形にすればどうなるかということでございますが、そういう計算をしますれば、昭和百年ごろに至って長期経理の運用は安定をする。ただ、安定はいたしますけれども、そのときの掛金率は千分の二百二十二ということで大変高い掛金になるということです。いずれにしても長期のこれから見通しといふものには必ずしも明るいものではないということです。

○鶴治委員 短期経理の問題につきましては、先ほども鳴崎委員からもたしか御指摘があつて論議が交わされておったようにも思いますが、老人保健法の一部改正によりまして拠出金が急増したということで、最近は極めて困難な状況になりつつあるというようなことでござりますけれども、昭和六十三年度以降はどういうふうに対処をしていくつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

今もちよつとお答えの中に掛金率のことがございました。これは上げれば簡単に済むということかもわかりませんが、これは安易にそういった手を打つべきではなかろうというふうにも思はわけです。私は、老健法のあり方を含めた医療制度全体の中での問題は対応を考えなければならぬ大切な問題である、こういうふうに思うわけでございますが、この点についてお伺いをいたします。

○川村政府委員 短期経理の状況でござりますけれども、先ほど申し上げましたように最近非常に悪化をしている。この制度ができて以来はとんど黒字基調で参りましたけれども、昭和六十一年度に単年度の収支で赤字が出た、こういうことでござります。ただ、従来黒字で参りましたために、その間の累積の積立金というのが現在ございま

とでございます。それは特に老健法に象徴されますが、  
すように、主たる対象となる方はやはり七十歳以上  
上の老齢の方でございまして、それが医療費の多く  
の部分を占める。七十歳以上の方は、多くの場合  
収入はなくして支出だけということござりますから、  
から、そうするとやはり世代間の助け合いも考  
えていかなければならない。ただ私学共済の立場で  
申しますと、私学共済自体は現在のところそれほど  
多くの方を抱えているわけではございませんが、  
この辺の全体の様子をいうものを考えながら進めて  
いかなければならぬことだと思つております。

したがつて、ただいま御指摘がございましたと  
うに、いたずらに掛け金の引き上げをするというの  
はよるべきではない、財政の中であるいはそうい  
う医療費の助成金を見なれば、確かにそのと  
うです。

○ 錫冶委員　長期給付について、現在国から補助が行われているわけでございますが、そのほかに私も、私学振興財団とそれから都道府県からも補助がお出されておるという現状があります。この内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

○ 川村政府委員　私学共済組合につきましては、ただいま御指摘のように、国の補助のほかに私学共済組合の重定向の全般を見ながら適切な支援を行うものを考えていきたいというふうに私どもも思つておるところでございます。

振興財団と都道府県からの補助がなされているわけでございます。

つきましては年金の改定というものは当然あるわけですが、それをだれが負担をするかということで、これがだいまの私学振興財団からの助成ということになります。つまり、昭和三十六年十二月以前に退職された方の年金の改定に伴う増加分を見ていただく、その全額というわけにもいかない、これは国と私学振興財団で折半をしようということことで、私学振興財団の方が百分の八十二、残りの百分の十八を国が負担をするということでございます。ですから、そういう分についての助成が一つござります。それからもう一つは、長期給付にかかる掛金で、いろいろな形で過去の経緯を引つ張つてまいりまして財源が不足している、私ども整理資源と申しておりますけれども、その長期給付の中でのもろもろの不足した資源の二分の一に相当する額ということで、この二種類のものを私学振興財団から助成をするということになつております。現在、一番目に申し上げました三十六年以前の恩給財団の年金などの分で約二億九千万円、それから二番目に申し上げました整理資源の分で七千五百万ほどでございまして、合計で三億六千九百万ほどのものを私学振興財団から組合の方に助成をしている、こういうことでございました。

つきましても年金の改定というのは当然あるわけでございますけれども、その年金の改定によつてござりますけれども、それをだれが負担をするかということで、これがただいまの私学振興財団からの助成ということになります。つまり、昭和三十六年十二月以前に退職された方の年金の改定に伴う増加分を見ていただく、その全額というわけにもいかない、これは国と私学振興財団で折半をしようというところで、私学振興財団の方が百分の八十二、残りの百分の十八を国が負担をするということでござります。ですから、そういう分についての助成が一つございます。それからもう一つは、長期給付にかかる樹金で、いろいろな形で過去の経緯を引つ張つてまいりまして財源が不足している、私ども整理資源と申しておりますけれども、その長期給付の中でのもろもろの不足した資源の二分の一に相当する額ということで、この二種類のものを私学振興財団から助成をすることになつております。現在、一番目に申し上げました三十六年以前の恩給財団の年金などの分で約三億九千万円、それから二番目に申し上げました整理資源の分で七千五百万ほどでございまして、合計で三億六千九百万ほどのものを私学振興財団から組合の方に助成をしている、こういうことでございま

の八を半分ずつ割りまして、千分の四を学校法人分、千分の四を組合員分ということとでございますから、学校法人も組合員の方も、両方ともこの都道府県の補助のおかげでその分、掛金率が下がっている、こういうことでございます。この補助金が、六十一年度の補助金の決算額で見ますと、全國合わせまして五十八億九千百万円でござります。その前年度が五十七億六千万ほどでございましたから、対前年度一億三千万の増ということとで、これは着実に増加をしている、こういう状況でございます。

応があるわけでござります。

なぜこういうことになるかということでございま  
すけれども、結局基本的には都道府県の財政事  
情ということに尽きるのだろうと思ひますが、現  
在、交付税におきまして積算がない、つまり高校

てしまつたという類がござります。その四年間、五十七年が十五億五十八八年が十八億、五十九年が二十億、六十年が二十三億、これだけになりますして、累計いたしますと七十六億円でござります。

○ 繰り入れが実現いたしますよう<sup>の</sup>  
ので、速やかに繰り入れが実現いたしますよう<sup>の</sup>  
努力をいたしたいと思います。  
○ 総務委員では、質問を終ります。  
〔岸田委員長代理 退席、北川(正)委員長  
代理着席〕  
○ 北川(正)委員長代理 林保夫君。

かなされているわけにござりますから、交立税の財源措置という裏打ちがあるのですから、高校以下の学校に対する助成はほとんど行われているわけですけれども、大学とか短大については財源

措置がなされていないわけでござりますね。財源措置がないということがござりますと、都道府県の財政事情もございまして、これはそっちの方は少し減らそうとかとか、するのをやめようか、こんなことになるわけでございます。

五・五%でやりますと十八億ぐらいになるわけでござります。でござりますから、この縮減の額はということになりますと、その本体だけで七十六億、利子が十八億、合計九十四億円が縮減された形そのままになっている、こういうことでござります。

改正する法律案につきまして、二、三御質問申し上げたいと思います。  
詳しい問題に入ります前に、これはたしか発足が二十九年と聞いておりますが、私共公済事業の経緯及び現段階の状況はどうなつておりますか、成熟度の問題を含めまして、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

することができると入れていただきたいと趣旨から見て、そういうことではぐらいが悪いので、ぜひ大学の方にも千分の八相当のものを出していただきたいということで、かねてそういう機会のあるご

で、この法律の趣旨に即した助成が行われるように指導してまいりたいと思っております。  
○鍛冶委員 次に、国庫補助について行革関連特例法によって削減をされているわけでございます。この法律の趣旨に即した助成が行われるよう指導してまいりたいと思っております。

が、私学共済年金に対する国庫補助金の削減額はその利子分を含めて現在どの程度の額になつているのか、お尋ねいたしたいと思います。

縮減の問題でござりますけれども、いわゆる行革関連の特例法におきまして、これは私学共済だけございませんで、厚生年金、その他の共済年金すべて横並びでござりますけれども、その補助の一部を縮減する、具体的に言えば四分の一カットするということをございまして、昭和五十七年から六十年までそのカットが行われました。六十一年度以降はもちろんこれはもとに戻っているわけでございますけれども、その四年間に削減をされ

てしまつたという額がございます。その四年間、五十七年が十五億、五十八年が十八億、五十九年が二十億、六十年が二十三億、これだけになりますして、累計いたしますと七十六億円でございます。

その七十六億円でございますけれども、もしこの補助金が縮減されていなければ当然その分の運用ができたわけでござりますから、その間の運用の収入といふものも見込めるわけでございまして、これを仮にこの私学共済の予定の運用利回り五・五%でやりますと十八億ぐらいになるわけでございます。でございますから、この縮減の額はということになりますと、その本体だけで七十六億、利子が十八億、合計九十四億円が縮減された形そのままになつて、こういうことでござります。

○鐵治委員 大変な額になつておると思うのですが、これは国全体の考え方の中からも判断しなければならぬ問題でございますので、私は最後に大臣にお尋ねをいたしたいと思つておりますが、この私学共済の法律の改正は大体毎年行われておりますし、そのたびに我が党の議員なり私もいろいろと御質問申し上げてきておりまして、論議は大体尽くされてきているようにも思いますし、今お答えのありました国庫補助の削減といふものは、長期的な年金財政の安定ということを考えました場合に、このまま放置しておいてよいという問題ではないと思うわけです。速やかに国において回復の措置を講すべきであると思うわけでございますけれども、この点につきまして大臣の決意をお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○中島國務大臣 御質問の、行革関連特例によりまして四分の一縮減されております件でありますが、これは今お答えしましたように五十七年から六十年まで、この特例期間が過ぎました後やがためにもとに繰り入れる、利回りをつけたもとに繰り入れていただくことになつておるわけでありますて、これは速やかにといふ言葉がついております

○鐵治委員 では、質問を終わります。  
〔岸田委員長代理 退席、北川(正)委員長代理着席〕  
○北川(正)委員長代理 林保夫君。  
○林(保)委員 中島文部大臣初め皆様、御苦労さまでござります。  
御提案になつております私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、二、三御質問申し上げたいと思います。  
詳しい問題に入ります前に、これはたしか発足が二十九年と聞いておりますが、私学共済事業の経緯及び現段階の状況はどうなつておりますか、成熟度の問題を含めまして、事務局の方から御説明いただきたいと思います。  
○川村政府委員 私学共済組合の沿革等のお尋ねでござりますけれども、ただいま御指摘がございましたように、私学共済組合は昭和二十九年に設けられた制度でございます。その前身としては私学恩給財團というふうな制度がございまして、若干の経緯を経て現在の姿になつたわけでございまいだときたいと思います。  
その趣旨いたしましては、当時、教育基本法第六条に基づいて、そこで教職員の待遇というものは適正を期されなければならない、教員といふものは全体の奉仕者として極めて重要な職責をしているわけだから、それにふさわしい待遇の安定が図られなければならないというようなことがございまして、そこで当時、現在もそうかと思いますけれども、特に戦後の私学の状態というものは経営的にも大変に不安定な時代がございましたから、特に私学の教職員の待遇の安定を図ることが重要だということで、こういう制度が設けられたといふふうに承知をしているわけでございます。  
そこで、二十九年に発足をし、それから昭和三十六年には制度改正があつて、全体の公的な年金

制度あるいは公的な医療制度の一環としてこれが組み込まれて現在に来ておるわけでございます。そういう経過がございますから、必ずしも全部の私がこれに加入しているということでもない。二十九年の発足当时に、従来もう既に厚生年金に入っちゃったからそっちの方がいいというようなことを言ったところもございますし、それから、さらにその後四十年代の終わりにもう一度再選択の機会がございましたけれども、そのときにも入らないといふところもあつたりして、結局三十数校が私学では入っておりませんけれども、全国にござります一万三千の私学のほとんどが現在この制度に加入をしていただいておる。もちろん新しくできるものはすべて強制的に共済組合に入つていただく、こういうことでございます。

そんなことで、年々組合員の数もふえてまいります。現在組合員数が三十六万五千人でござります。これは組合員数でございますから、被扶養者の数もそれくらいあるということになります。

それだけの組合員を擁しまして、いわゆる長期給付事業、つまり私学共済年金に関する事業といふことが一つ。それからいわゆる短期給付事業と申しておりますけれども、これは主として医療費の給付でございます。医療費のはかに若干の、例えば御不幸があつた場合の弔慰金を差し上げるとかいうのもこの短期給付事業の一環でございます。そういう短期給付事業で申し上げますれば、年間大体八百億ぐらい、八百二十二億程度の支出をしておる、こういうことでございます。それからもう一つ、福祉事業という制度がございまして、これはいわゆる宿泊施設、私学共済組合の場合にはガーデンパレスと称します宿泊施設でありますとか、その他の保養所というようなものを經營するとか、あるいは直営病院として下谷病院と申しておりますけれども、病院を一つ持つてこれを經營する。あるいは組合員が人間ドックに入るときにその人間ドックに要する経費を補助するとか、それからまた貯金事業というのをやっておりまして、組合員が例えば住宅を建たいというと

きに、その長期の経理の積立金から資金を運用いたしまして、組合員にこれを貸し付けるというふうな事業をやっております。このたぐいの事業で、全体の福祉事業の事業規模がやはり同じく八百億円ぐらい、八百三十六億円というようなことでござります。

そういう長期、短期、それから福祉事業という三者の事業の運用でもって、私学の振興に貢献をしていふるといふふうに考えておるところでございまます。

○林保委員 引き続きまして、今回の法改正の趣旨につきまして、将来公的年金の一元化問題など多くの問題を抱えておりますが、もちろん今回はそこまで踏み込んでないという判断を私どもしておりますが、それらとの関連につきまして、今回の法改正の意義について事務局の方から御答弁いただきたいと思います。

○川村政府委員 今回法律改正をお願いしておりますのは、ただいま申し上げました共済組合の三

つの事業の中のいわゆる長期給付、つまり年金の給付事業にかかる部分でございまして、この年金の額を消費者物価指数に応じて改定いたしました。つまり、昨年一年間で消費者物価指数が〇・一%改定をしておりまますので、年金受給者の立場からいえば、年金の実際的な生活保障ということことでいえば、少なくとも物価に応じた年金のスライドというものが必要だということでお願いをしているわけでございます。

員共済組合の現況」の中に、先ほど川村審議官お答えになりましたように、加入学校数一万三千四十四校、組合員数三十六万五千五百二十人、このように出ております。また、先ほどもお話をございましたように、二十九年の発足当時の加入選択の問題、そしてまたその後、四十八年でございますか、これによる措置そのほかがございまして、これまた現在三十四校が未加入となつておる、こういうことでございますが、二十九年以来の整理の方の方向及びなぜ加入がされないか、まあ向こうの方が有利だ、厚生年金あるいは健康保険の方がいいというようなこともあると思いますが、文部省はそれをどのように認識されておられるのか。公的年金の一元化に向かっていく場合に、私学は本当にした方がいいのか、あるいはまたこのままでするすると行つて最後にがちやつと締め切るような形にした方がいいのか、ひとつ実情と率直なお考えを承りたいと思います。

特に物価に応じた年金の改定をお願いしたいといふことで法律を御提案した、こういうことでござります。そういうことでござりますので、ただいま御指摘になりましたこれから七十年に向けての公的年金の一元化というその大きな流れの中で、特にそれがと連動した形でこれをお願いしているということではないということでおざいます。

○林(保)委員 私どもの党いたしましては、もう臨調でも出ております公的年金の一元化をどうしてもやらなければ、日本列島の上に一億二千万人がおって、その公平感を欠くというような面もございまして、かねてより提唱しておるところでございますが、そういう大きな視点を踏まえながら、現状において一体私学共済年金の実態がどうなつておるか、この辺をこれから承りたいと思いま

三千校ほどあって、現在未加入という学校が五校ございます。正確に申し上げますと、短期、長期、両方面とも入っていないという学校が三十校、それから短期のみの非加入が十六校、長期のみの非加入が四校、こういう状況でございます。

それで、この制度の発足の経過等から考えられねば、つまり私学の教職員の職責の重要性にかんがみ、またその特性に応じた処遇の適正化を図ると、いう観点からすれば、やはりすべての私学にこれに加入をしていただくというのが一番望ましいと思います。だから、というふうには思われるわけでござります。ただ、その二十九年の時点におきましても、既にその時点で健保なり厚年に入つておられたというところはそれなりに既得権があるわけですがございますから、やはりその既得権は尊重しなければならないということで選択加入になつた、ということをございます。

それから、昭和四十八年の際も、この法律は修改され正をしていただいたわけでございますが、そのときに未加入校は加入すべきということで法律上の規定は整備された。ただ、その際にも、既にその時点です厚生年金なり健康保険に加入をしておられる、現実にそういうことでもう組合員として定着をしているところがございますから、これを例えれば学校法人の方で、理事者の方で一方的に私立学校共済に入るんだとか、あるいは国の方で私立学校は全部入るんだと強制的に加入をさせることはできない。それは直接の、それまでに既に厚生年金なり健康保険で掛け金を払っておられる組合員が主体でござりますから、やはり組合員の意向を尊重しなければならない。でございますから、四十八年にできるだけこの制度に入るようについてこれまで法律を制定していただいた際も、やはりそれは組合員の過半数が同意をしなければこちらへは認めないとということにしたわけでございます。その際に、文部省の方としても、せっかくのこういう議員立法の趣旨でございますし、やはり私学として一体としていくためには入っていただく方が望ましいということで指導はしたわけでございます。

けれども、それぞれの学校で組合員と相談をする、組合員の過半の同意が得られないということとで、結局ただいまも申し上げました学校がその際に加入しないで現在に至った、こういうことでございます。

でござりますから、私は先ほど基本的な立場として入っていただく方が望ましいという原則論は申しましたけれども、現実の問題としては、既に今ここへ入つていい学校、私学共済に加入をされていない学校というものは、もうそれぞれ四十年近い期間、厚生年金なり健康保険に加入し、それなりの掛金を払い、制度を運用してこられた、あるいは大きな規模の大学でござりますと独自の健保組合を結成し、独自の資産を抱えるというふうにして制度として運用が定着しておりますから、これを今の時点に立つて何が何でも私学共済に入るべきということはいかがであろうかというふうに周つております。でござりますから、そういうような制度の実態で、もちろん今後新設されるであろう私学については当然私学共済組合に入つていただきだくべきだと思ひますけれども、現在加入していない学校をあえてこの時点で入るべきということはいかがであろうかというふうに思つてゐるわけですがございまして、現在の形で運用されることが望ましい。

ただ、これから七十年にかけてただいま御指摘がございましたように制度の一元化、制度と申しましようか年金の一元化ということが図られる中で、そういう問題についても、もう一度それは年金制度あるいは健康保険制度全体の立場から見直しあらうかというふうに思つていてるわけでござります。

○林(保)委員 文部省のお考えは大体わかりました。

ここに資料をちよだいして見ておりますと、適用除外校に慶應とか早稲田、明治、法政、立教の大きな学校がずらつと並んでおります。そしてその理由として、一つは「加入により掛金負担が

増加する」という点がある。ここらあたりが組合員の皆さんのが反対される理由だと思います。それから二番目には「未加入校の健保組合の保養施設」、これは大きな学校だから大変な資産だと思いませんが、それらが私学共済に継承されてしまつて、持つておるのがなくなつてしまつというよう番目の理由は、まだそれはそれなりに大変大きなこともあるような資料がここにございますが、まず掛金の負担が私学共済と比べて大体どれくらいになるのか、ラウンドで結構ですけれども。二番目の理由は、まだそれはそれなりに大変大きな保有資産の帰属の問題でございまして、これは大いに文部省はお考えになつておられるか、お聞きしたいと思います。

○川村政府委員 掛金率の問題でござりますけれども、例えは長期の掛金の場合に、私学共済でござりますと本人負担が五二・二五ということでおざいます。

それに対して、厚生年金でござりますとそれが六二・〇ということでおざいますけれども、これはちょっと、それぞれの積算の基礎が違つたりなんかしておりますから一概に高い低いと

いうことを比較することは困難ではなかろうか。

極めて一般的な形で申し上げれば、むしろ厚生年

金の方が掛け率が高いということがござりますけれども、例えは共済組合の場合には、標準報酬月額を算定する場合には諸手当も込みであるけれども、公務員の共済の場合は本俸だけであるとか、若干制度の違いがございますが、とにかく比較することは困難ではなかろうかと思います。

それから、第二点の保有資産の問題でございますけれども、これはそれの御指摘のように確

かに大きな学校が多い。大きな学校の場合に独自の健康保険組合を結成することはできるわけですが、さいますから、その際に、これまでの過去の長い蓄積の中で資産を持つておられることは当然あるわけでございます。そういう現実的な問題といふこともあって、それはその加入をちゅうちゅさせた。つまり、四十九年の時点で既にそういう資産の保有状況なんかもあつたということじやなかろ

うかと思つております。

○林(保)委員 次に移りまして、私学共済年金の財政状況に入りたいわけでございます。

ます、ここに資料で標準給与の平均月額二十五万八千五百四十五円、こう出でおりますが、これは公立学校の平均値、そしてまた、「一般の民間の給与あるいはまだ公務員の一般給与と比較してどのような状況にござりますでしょうか。数字があれば数字をちようだいいたいとおざいますし、なれば、どこよりは高いけれどもどこよりは低い、大体いいところだとか、ちょっと私学は高過ぎるのだということであれば、それなりにお答えを率直に承りたいと思います。

○川村政府委員 ただいま御指摘の私学共済の標準給与と月額でござりますけれども、御指摘のとおりに私学の場合は二十五万八千五百四十五円、こ

ういうことでござります。これは先ほど御答弁申し上げましたように、私学共済の場合はこの標準給与というときには諸手当込みの額で二十五万八千五百四十五円、こうなつておるわけでございま

す。それで一方、公立学校共済、公立学校の先生

の場合はこれが本俸だけやるということでござ

りますので、その積算の基礎は違いますけれども、公立学校の場合はその本俸だけで計算をした

平成でも二十六万八千九百四十六円でございま

すから私学よりも高い、本俸だけをとっても公立

の方が高い、こういうことでござります。厚生年

金の場合はこれが二十三万七千二十二円でござ

りますから、厚生年金よりは高いが、公立学校共済

よりは低い、というのがこの現状でござります。

○林(保)委員 それと関連いたしまして、本法第

二十二条に標準給与の等級及び月額表というのが

出ておりまして、一級から四十四級まで八万円か

ら大体四十七万円までござります。これは大体い

つごろに設定されて、私は古いのだとちょっと

う事情にそぐわなくなつてあるのじやないだろう

かという感じもいたしますけれども、その辺の文

思ひますし、一般に給与が低いとすると四十七万

という数字は大き過ぎるということになるのです

よろか。どんな関係になつてあるのでしょうか。

○川村政府委員 ただいま申し上げましたよう

に、この標準給与というのはそれぞれの年金の額

か、いや、これで実は物価そのほか給与も抑えら

れているからもう十分なんだとか、この辺のこと

を承つておきたいと思います。

○川村政府委員 ただいま御指摘になりましたそ

の標準給与と申しますのは、多分この私学共済組

合の年金の算定基礎額になる月額ではなかろうか

と思います。これは本人が実際に出るその給与を

一定の算式でもって標準的な額にこれを読みかえ

る、その額を基礎にして、それに対し千分の何

がしという率を掛けたりすること

でござります。その計算の基礎になる額といふ

とでござりますけれども、それは昭和六十一年十

二月に、いわゆる財源率の再計算と申しておりま

すけれども、この年金制度が今後ともどういう形

で運用できるか、掛け率がどの程度が適当かとい

うことを見定する際にその基礎として決めた、こ

ういうことでございます。これ自体は毎年改定を

するということございませんで、財源率の再計

算をする、あるいはその他の制度改正があるとい

うときにその改定を行なう必要があろうかというふ

ういうことでございます。

なほ、私学共済はその財源率の再計算というの

は大体五年に一遍、これは各共済共通ですけれども、五年に一遍やつております。前回が六十一年

の十二月でございましたから、次回は六十六年に

はその財源率の再計算をしなければならないので

はなかろうかというふうに思つてているところでござります。

○林(保)委員 そうすると、今急にどうこうとい

うことはないようですが、上限が高過ぎるのか低

過ぎるのか、この辺の感覚はどうなのでございま

しょうか。これよりもっと給料をもらつていると

すればここに圧縮されているという問題があると

思いますし、一般に給与が低いとすると四十七万

という数字は大き過ぎるということになるのです

よろか。どんな関係になつてあるのでしょうか。

○川村政府委員 かなり余裕金が出ておるようになりますが、しかし前から比べますと、これもまた少しだがつておるのじやないだろうか。長期的に

は大体どういう見通しになりますでしょうか。

○林(保)委員 私学共済組合はその特色として

いわゆる成熟度が低い、つまり組合が非常に若

い。組合員が年々ふえていつてその人たちがどん

どん掛金を払う。一方、退職をして年金をもらう

方がまだ非常に少ないわけでござります。ですか

ら掛金の方、払う方が多くてもらう方が少ないと

いうことですつと参つておりますから、トレンド

でいえば年々保有資産はふえる一方でございま

す。ちなみに、ただいま保有資産が昭和六十一年



事例が、現在試行いたしております三十六県市の中でも、これはブロックによつて傾向が違いますが、十五県市において九十四人の退職教員が活用されているわけでございます。またそのほかに、指導教員に充てられました後補充として退職教員を活用する事例もあるわけでございまして、そういった意味で、初任者研修の試行でそうなつておりますし、本格実施になりますと対象校が一遍に七倍以上に広がるわけでございますから、その学校や地域によりましては、校内に十分な指導教員が得られない場合にはそういういた退職教員を活用するという事例はさらに拡大していくのではないのかということを予定しているわけでございます。

それはある意味では現在の教育界におきます予備軍といふ、言葉は悪うござりますけれども、退職された教員の活用に大きくつながるという考え方で、もともと退職教員の活用を前提としてスタートさせた制度でございませんけれども、結果的にはそななる傾向といふのを私どもは期待しているわけでございます。そのほかに、退職された教員が今申し上げた教育界以外でもその道を生かして老後の第二の人生を歩まるるいろいろな方途につきましても、文部省としても積極的に考えていかなければならぬ時代に来ていると私どもは思つております。

○林(保)委員 最後に大臣にお聞きしたいのでござりますけれども、二点ございます。

一つは、大臣の私学振興における熱意といいますか、これは日本の社会的、国家的要請にも私学がこたえておるという実情を踏まえまして、さらに一層どのようなお考えでおやりになるのかといふ点が一点。

ただいまお話しいただきました退職教員の経験、能力を生かす、これは本人にとって年金をもらひよりもっと生きがいに關係する問題でございまますので、多々ますます弁ずるということもございまして、積極的な対策を文部省がこれからつていただきたい、この二つを私は要望いたしますので、大臣もひとつおこたえいただきますよ

うに御答弁いただきまして、本日の質問を終わりたいと思います。

○中島国務大臣 私学に關します重要さと申しますものは、当初御指摘いただきましたときにお答えをいたしましたとおりでございます。まさに人づくに限らず、聰知を絞つて案をつくり上げる。こういうことで情熱を傾けて、とともにやりますことをひとつこの際申し上げまして、感謝して質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

うの私の私学共済の制度も、まさにそれを目指しておるわけでございます。

また、先生が先ほどおっしゃつたように、その長期的な安定を目指して一元化を目指すべきではないかという御指摘がございました。まさにこれでございました。まさにこれが五十九年の二月の閣議決定でも、七十年を目途といたしてこの制度全体の一元化をすべきである、こういう閣議決定がされておりましてもそれが再確認され、さらにその途中におきましてもそれが政再計算年度であります六十四年に地ならしへきものは地ならしをしつつ検討して、七十年一元化に、こういうことでございますので、それ自ら、昨年の関係閣僚懇談会におきましてもそれが指してくることともこれまた年金制度安定のために資するものであろうと思ひます。

○北川(正)委員長代理 石井郁子君。

○石井(郁)委員 私学共済法改正案の審議に当たりまして、二、三の問題点に絞つて質問をいたします。

まず、私学共済の運営姿勢についてお伺いした

いと思います。およそ教育の場には民主主義は貫かなければならぬというふうに私は思ひますし、憲法と教育基本法の精神に立つて教育を進めようのはそういうことであるというふうに理解するわけですが、まず最初に大臣にこの点での御確認をいただけるでしようか。

○中島国務大臣 頭の御質問でございまして聞

間教鞭をとられまして、まさに円熟期に入りつつ職を退かれた方も多いわけでございますので、原則的には教頭あるいは教諭の中から指導教員を充てておられるといふことは、教育基本法がござります。教育基本法は、先生おっしゃいますように日本国憲法をもとにいたしまして、日本国憲法で言つておる民主的な国家をつくるその根本は教育であるといふように教育を位置づけておる基本法でございますので、それにのつとりまして教育はあるべきこと、これはまた國公立、私学押しながらも、全国でどの程度の先生がおっしゃるような意味での不当解雇があるかないかということについては把握いたしておりません。基本的には、文部省の私学行政の立場といたしましては、人事に関することというのはそれぞれの私学が自主的に適正に行うべきものであるといふふうに理解いたしております。その人事にかかる問題が不当であるあるいは不当でないといふふうに理解いたしておられます。

○坂元政府委員 私ども、全国でどの程度の先生がおっしゃるような意味での不当解雇があるかないかということについては把握いたしておりませ

ども、三十名近くの不当解雇事件という形で行われているわけです。先日、新聞でも、福井工大で

は勝訴ということが報道されました。です

から、多くの事件では、地裁、地労委などでは経営者側がほとんど負けているということになつてゐるわけですね。文部省はこういう

教職員の不当な解雇という事件についてどのように把握されていますか。

○坂元政府委員 私ども、全国でどの程度の先生がおっしゃるような意味での不当解雇があるかないかということについては把握いたしておりませ

ん。基本的には、文部省の私学行政の立場といたしましては、人事に関することというのはそれぞれの私学が自主的に適正に行うべきものであるといふふうに理解いたしておられます。

○石井(郁)委員 私の質問の趣旨は、憲法や教育基本法を貫く精神というのは、教育の場に民主主義が徹底されるということではないかといふふうに大変貴重な御提言だと思います。現在も數十名、百名近く退職教員の方々が指導に当たつていただいているそうでございますが、今後先生の意を体して、これをさらに広げていかれるよう切望いただくと、そういうふうになつていいといふふうに切望いただく、そういうふうに切望いただくと、

て、仮にそれが労働事件にかかわるものであります。したならば、地方の労働委員会あるいは裁判所とかわる問題が不当であるあるいは不当でないといふふうに理解いたしておられます。

○石井(郁)委員 しかし、現実に社会的な問題となつてゐるわけで、知らないでは済まされない

し、また、人事問題だということでタッチができる

ないということではないわけですね。というの

は、私学の教職員に対する扱い方、待遇の問題と

して起つてきているわけでありますし、それは

いうことがあるわけですね。

先日、私も、この委員会でも四天王寺国際仏教

大学の事例を取り上げざるを得ませんでした。

余りにも前近代的で非民主主義的な運営というのがあちこちで見られるのではないかという点で、そ

の結果が教職員の不当な解雇ということになつて

あらわれているわけですね。この事例は全国に及んでおりまして、中高関係で見ましても各県にま

たがつております。

時間があれませんので全部申し上げませんけれ

ども、三十名近くの不当解雇事件という形で行わ

れているわけです。先日、新聞でも、福井工大で

は勝訴ということが報道されました。です

から、多くの事件では、地裁、地労委などでは経

営者側がほとんど負けているということになつて

いるわけですね。文部省はこういう

教職員の不当な解雇という事件についてどのように把握されていますか。

○坂元政府委員 私ども、全国でどの程度の先生がおっしゃるような意味での不当解雇があるかないかということについては把握いたしておりませ

ん。基本的には、文部省の私学行政の立場といたしましては、人事に関することというのはそれぞれの私学が自主的に適正に行うべきものであるといふふうに理解いたしておられます。

○石井(郁)委員 私の質問の趣旨は、憲法や教育基本法を貫く精神というのは、教育の場に民主主義が徹底されるということではないかといふふうに大

変貴重な御提言だと思います。現在も數十名、百

名近く退職教員の方々が指導に当たつていただ

いておられるといふふうに理解いたしておられ

ます。私は、先生おっしゃいますように切

望いただくと、そういうふうに切望いただ

くと、

て、仮にそれが労働事件にかかわるものであります。

したならば、地方の労働委員会あるいは裁判所と

かわる問題が不当であるあるいは不当でないとい

ふふうに理解いたしておられます。

○坂元政府委員 私ども、全国でどの程度の先生がおっしゃるような意味での不当解雇があるかないかということについては把握いたしておりませ

ん。基本的には、文部省の私学行政の立場といたしましては、人事に関することというのはそれぞれの私学が自主的に適正に行うべきものであるといふふうに理解いたしておられます。

○石井(郁)委員 しかし、現実に社会的な問題となつてゐるわけで、知らないでは済まされない

し、また、人事問題だということでタッチができる

ないということではないわけですね。というの

は、私学の教職員に対する扱い方、待遇の問題と

して起つてきているわけでありますし、それは

言うまでもなく、私学の教育条件にはね返る問題

であります。この私学の教員の地位という問題、

一方的解雇というような事態で大変不安な状態に置かれている問題があるわけですが、そう

いう点で改善するおつもりがあるのかと

いうことをお尋ねしたいと思います。

○坂元政府委員 私学の教員が一方的に解雇され

た場合に、それぞれ解雇した方については、先生

の立場から見て不當であるかどうかというような

評価は別といたしまして、理事者側にはそれなり

の理由があるわけでございましょうし、それか

ら、今度解雇された方の立場から見れば、あくま

でそれは不當であるというような意見をお持ちの

場合も多いと思います。そういう個々の事例につ

いては個々具体的な判断をしなければ、一概にこ

れが不當であるあるいは不當でないというふうに

言い切れないのではないか。特に、その種の問題

が労働問題、労使問題にかかわって事件が発生し

てまいりますと、それは文部省で判断するのでは

なく、先ほど申し上げましたようなかかるべき

機関で判断をすべき事柄ではないかというふうに

考へているところでございます。

ただ、一般的に教職員の身分取り扱いを行う場

合には、法令に違反しない、あるいは学内手続

に違反しないように適正に行うようにという一般

的な指導は私ども從来からいたしているところ

でございます。

○石井(郁)委員 実は、この私学経営の問題、ま

た私学の教員の不安定な立場というか身分の問題

は、私学共済の運営に反映していると考えなけれ

ばならないと思うわけです。現行法では、組合員

の資格取得あるいは資格喪失などの権限は一切学

校法人に任されております。これは極めて重大な

問題だと思うわけです。私学共済の掛金提出をし

ているのは経営者だけではなくて、一般の教職員

も折半主義による責任額を負担しているわけで

す。今申し上げた事柄は、個々の裁判の事例でい

るいろいろありますけれども、現実には多くが一方的

解雇であります。そうなりますと、経営者の全く

一方的な届け出によって資格が剝奪されておりま

す。

ですから、一つは、教職員が異議を申し立てる

ような不当労働行為が歴然とした問題について

は、少なくとも資格剝奪を保留するということ

は、この私学共済の財政負担の建前からいって

も、また趣旨からいっても当然ではないかと思

ます。

また二つ目には、先ほどの事例で申し上げまし

たように、このほとんどが経営者側が敗訴して終

わっているように、明らかに不当労働行為なわけ

であります。また解雇權の乱用ということが行わ

れているわけでありますけれども、教職員が勝訴

したとき直ちに資格喪失の取り消しの措置がとら

れなければならぬといふことは当然ではないか

と思ふわけです。しかし経営者の方はそれを行つ

ておりません。また、私学共済組合もそういう指

導を積極的にしていない。勝訴しても共済組合員

としての復活手続を拒否したために、そのこと自

身が裁判となつた、こういう例もありまして、こ

れは本委員会でも過去に取り上げられてきており

ます。長崎の玉木学園ですね。そういう点での厚

生省の行政指導もありまし、また国会で問題に

なってきたという点も考へまして、こういうこと

が今なお残っている、あるいは継続されるという

ような問題ではなくて、やはり文部省としてこう

いう問題について何らかの対処をはつきりとすべ

きではないかと考えるわけですけれども、いかが

ですか。

〔北川(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○川村政府委員 私学共済組合の組合員資格の件

でござりますけれども、ただいま御指摘のよ

うな解雇という事態が生じたときに、これは一般の雇

用関係、先ほど御答弁がありましたが全く同じ

ことではありませんけれども、その個々の解雇の事由の

是非について私学共済組合が個々に個別に判断を

することによっては非常に困難

なことでございます。でござりますから、私学共

告書の提出があればそれで一応組合員資格が喪失

をする、事務処理の体制としてはそれしか方法が

ないのではないかと思っております。

ただ、今御指摘のように解雇の効力について、

それが争われた、その結果判決が出た、それが労

働委員会でござりますとか裁判所で解雇無効の決

定とか判定が出れば、それは当然組合員資格喪失

ということを取り消して組合員の資格を確認する

ことになるわけでございます。この場合に、私学

共済組合の取り扱いといいたしましては、これは国

民年金とか健康保険なんかも同様でござりますけ

れども、一応そういう判決が出た時点で、正確に

言えばこれは本来確定判決まで待つべきところか

と思いますが、組合員の利益ということもあります

けれども、確定判決以前であつても、その組合員資格喪失の

決定を取り消すということをしているわけでござ

います。

それから、そういう建前になつておつても、実

際にやつていらないのではないかという御指摘がござ

いました。これは個々の事例の問題でございまし

て、私どもが直接一つ一つの事情について申し上

げるわけにいきませんけれども、私どもとしては

そういうふうな、確定しなくとも判決が出た場合

にはきちんととした取り扱いをするようになります

とを、私学共済組合から各学校法人等に対して指

導をしてもらつてあるという状況でござります。

○石井(郁)委員 やはり、共済組合員の資格取

得、また剝奪という最も重要な問題について、そ

ういうことが経営者サイドで一方的に行われる

と、私学共済組合から各学校法人等に対して指

導をしてもらつてあるという状況でござります。

○石井(郁)委員 やはり、共済組合員の資格取

得、また剝奪という最も重要な問題について、そ

ういうことが経営者サイドで一方的に行われる

と、私学共済組合から各学校法人等に対して指

導をしてもらつてあるという状況でござります。

私はそういう意味で、これまでにもたびたび要

されており、また委員会でも質問もあったと思

いますけれども、この運営審議会委員に、教職員

に考へなければならないときに来ていてるというふ

うに思うわけです。とりわけ教職員の大多数の声

を反映しているという日教組私学部の委員をせひ

加えるべきだとという点は、強い要望として出され

ておりますし、検討するときに来ていてるというふ

うに思うわけでして、せひとも前向きに御検討い

ただきたいというふうに思いますが、いかがです

か。

○川村政府委員 私学共済組合には、その業務に

関する事項を審議する、理事長の諮問機関でござ

りますけれども、運営審議会が設けられているわ

けでございます。この運営審議会は、先生も御存

じのとおりでございますけれども、いわゆる三者

構成になつております。単に学校法人の代表者

ばかりでございません。学校法人の代表者と組合

員を代表する者と学識経験者、三者構成ででき

いるわけでございます。

この組合員を代表する者あるいは学校法人を代

表する者は、これはやはりそういう人たちの意向が

反映されなければならない。これは文部大臣から

委嘱をするわけでござりますけれども、その人選

に当たつては、それぞれの私学の団体から推薦し

ていただきたいという仕組みにしております。

具体的には、全私学連合という組織でこれを推

薦していただいているわけでございまして、これ

までの私学共済組合の二十九年以来の運営の実績

等を見ますと、それそれ適切な代表が選ばれ、そ

の意向が反映されて、私学共済組合は健全な運営

をなされておるというふうに承知しております。

こういう現在の仕組みというものを改めるとい

うことは考えていないところでございます。

○石井(郁)委員 なかなかその辺では押し問答に

なろうかと思いますので、時間の関係で打ち切ら

ざるを得ないわけです。実態はいろいろ問題が起

いてるということは申し上げたとおりであります

。だから、そういうことが起こつてくるのも、

この私学共済の経営に本当に組合員の意見、立場

というものが十分反映し切つてない、もつと改

善できる点があるのではないかということになる

わけです。

私はそういう意味で、これまでにもたびたび要

されており、また委員会でも質問もあったと思

いますけれども、この運営審議会委員に、教職員

や労働者の代表を入れるということを本当に真剣

13

次に、生徒の急減対策や低賃金対策の一つとして考えられているのですけれども、私学では講師制度というのがかなり広がって採用されています。この講師制度について文部省がどのように把握されていますでしょうか。

○西崎政府委員 御指摘の講師制度の問題でござりますが、御案内のとおり学校教育法におきましては原則が教諭でございます。教諭がいろいろな事情で得られない場合は、教諭にかえ助教諭または講師を置くことができる、こうなつておるわけですが、講師には常勤と非常勤とござります。

では、本務者、兼務者という形の調査をいたしては、全体の学校基本調査での統計としましては、必ずしも常勤、非常勤の講師の調査をしておりませんが、兼務者という形で挙がつておられますのは、私立高校全体におきまして約三〇%という形の兼務者が挙がつておるわけでございます。この兼務者の中には非常勤を含むといふふうになっておりまして、その中で講師は約八割程度ということになつておる次第でござります。

○石井(郁委員) 大変高い数字だというふうに改めて思います。一年間の期限につき雇用といふか採用ということで、専任教諭、時間講師、常勤、非常勤いろいろな形があるわけですから、私どもが聞いている数では、持ち時間数にして四〇%から五〇%を占めている。実際の学校教育の中で果たしている役割はいろいろあると思うわけ

○西脇政府委員　高等学校教育におきましては専任の、そして教諭であることが望ましいというのが学校教育法の一つの路線でござります。ただ、現在、高等学校教育の実情を考えますと、いろいろな教科・科目の多様化ということもあります。ですから、先ほどの兼務者三〇%あるいは持続時間にすると四〇%、五〇%、こういう点では一体教育上好ましいというふうに文部省は御判断でしようか。

な方々を招くというふうな場合もございまして、一概に非常勤講師がよろしくないということもないかがかということはあるわけでございます。  
しかし、学校の姿として、高等学校設置基準では、半数以上が専任でなければならないというふうな設置基準がございますので、専任者が半数を割るようなことでは、学校教育の建前として、法令上の問題としてもよろしくない、こういうことが申し上げられるわけでございますが、やはりそれぞれの地域なり学校の事情によりまして講師、非常勤講師の任用が行われるということはあり得ることだというふうに考えておる次第でございます。

どが専任の方と同じような仕事を実際学校の中で担つていらっしゃるわけですね。しかし、一年間の期限つき雇用ということで、私学共済組合員としての資格を与える手続がとられていないのでしょうか。私学共済としてこういうことにについてどうお考えになつているのでしょうか、また文部省としての見解をお伺いしたいと思います。

ざいますけれども、これは私学共済法に規定がございまして、その専任でない者あるいは臨時に使用される者、つまりそういう常時勤務に服さない者については組合員としない、それ以外の者はする、こういうことでございます。

それで、ただいま御指摘のような講師の実態、これはなかなか把握が困難でございまして、例えば専任でない者といつても、何をもって専任云々と決めるのか。これは運用といたしましては、そこで得ている給与の額、そこで得ている給与でもつてそれが主たる生計の支えとなっているということであるならば、それは講師であろうが期限つきであろうが、これは組合員とする、これは共済組合としては制度上、二ヵ月間以上雇用される実績があれば組合員にするわけでございます。二ヵ

月なければ組合員になれない。そこで、その二ヶ月という期間があり、かつ、それが専任としての実態があるということであるならば、それは組合員にするわけでございますが、そうではない、いろいろあちこちでかけ持ちをしているとか、あるいは期限が極めて短いということで、あれば、これは組合員にできないわけでございます。結局、それはケース・バイ・ケースの判断で判定をしていると、いうことでございます。

○石井(郁)委員 それでは、一年間の期限つき採用ということで、しかし現実には毎年毎年更新で、いわば万年講師というふうに呼ばれている方々が多いわけですけれども、そういう方々は、共済組合員の資格は十分取得できるというふうに考

○川村政府委員 そういうそれぞれの私学は、基本的に民間の組織でござりますから、雇用の仕方についてもそれぞれの私学に応じた実態があるのだろうというふうに思つてゐるわけでございます。私学共済組合の立場からすれば、そういうことでそれぞれの学校法人から、これは組合員の資格があるということを届け出があれば、それを認めて組合員資格とするわけでございます。そのボーダーラインにあるものを調査をするのは実際問題としてなかなか困難で、結局第一義的には、それぞれ学校法人の御判断でこれを進めていくと、いうことが最も適切な方法ではないかというふうに考えております。

いうか経営者側からの届け出によって判断するしかないわけですね、現在のところは。そのところで、いろいろと実態を必ずしも正確に反映していないようなことが起きているということを最初のところで申し上げたわけでありまして、この私学共済組合法の精神で本当に組合員の資格取得ということについてもつきらうと把握する。そういう方法では、届け出で済ますということにとどまらないでやるということで、文部省の御決意を伺いたいというふうに思うわけです。

して処理することは適切ではないというふうに考  
えていいるわけでございます。

○石井(都)委員 それぞの私学で運営が適切に  
行われているというふうに御判断されるところが  
私どもと違うわけですが、一つ事例を申し上げた  
いと思うのです。

それは、ことしの三月三十日、宮崎県の延岡学  
園では二名の講師の雇用の契約拒否ということが  
行われております。この二人は校務分掌教員と同  
じく校内いろいろな役割をされたり、また担任  
も受け持つてある。ところが、組合に入つたと  
いう理由だけで契約を拒否されるということなん  
です。

一方、この学校は生徒数はこれまでの最大規模  
で、教員が足りない。二人の先生は正規の免許を  
持つて、生徒からも慕われている。先生がやめる  
のだったら僕たちも学校をやめたいという声まで  
上がっているわけですね。そういう教員を契約を  
拒否して、臨時免許を持った講師を入れる、こん  
なことが行われるというのがあるわけです。私は、  
こういうことでは本当に私学の教育の質の低  
下ではないかと思います。青森でもこういうこと  
が行われていると聞いています。だから、こうこ  
とに最初に申し上げたわけです。

だから、この講師制度というものが教師の管理や  
組合対策という形で用いられているというか、そ  
ういう実態があるわけです。文部省としても、こ  
の教育の質を下げるような、そして学校の経営を  
かえつてやりにくくなるようなこういう問題につ  
いてきちっとした指導をすべきだと思いますが、  
いかがでしょうか。

○坂元政府委員 一般的に、高等学校以下の所轄  
庁は都道府県でございます。その種の問題が生じ  
た場合に、一般的な指導をするのは私ども都道府  
県に任せておるということでございますが、先ほ  
ど申し上げましたとおり、文部省としては、人  
事管理といふものはそれぞの大学が自主的に判  
断をする事柄ではありますけれども、適切な手続

に従つて適法な人事取り扱いを行うようにとい  
う感じでございます。

○石井(都)委員 この次にちょっと申し上げます  
けれども、この講師制度が恐らくこれからも年々  
ふえていくことが予測されるだけに、生徒の急減

という時期を迎えてそういう方向が非常にふえて  
いくと思われますので、しっかりと文部省の  
指導をしていただかなくてはならないというふう  
に強く申し上げておきたいと思います。

私立高校の急減対策についてありますけれど  
も、来年度で中学卒業生がピークを迎える。それ  
以後急激に生徒減が予測されているわけですから  
ども、この生徒減について文部省としてどのように  
につかんでいらっしゃるでしょうか。

○坂元政府委員 来年度全国平均で申し上げまし  
て、都道府県によつては時期が若干ずれるわけで  
すが、全国的には昭和六十四年に十五歳人口が  
ピークになるのは先生御指摘のとおりでございま  
す。

これに対する対策といったしましては、私どもと  
しては、既に七年前に公私立高等学校協議会とい  
うものを各都道府県に設置をして十五歳人口の急  
増急減に対処する、言いかえれば公私立高等学校  
の適正配置、入学者等の配分について調整を図る  
ため、各都道府県においてこの協議会を設置し  
て、関係者による十分な協議を行つよう指導して  
きたところでございます。したがつて、六十四年

度を目指す急増対策を立案するに当たつても、そ  
れからその後の急減対策を立案するに当たつて  
も、この公私立高等学校協議会で公私立の役割  
分担、それから公私立高等学校の総収容定員の比率  
をどうするかというものを決めて、その協議会の  
結論に従つて、マクロの十五歳人口の収容計画を

立て、あるいは十五歳人口の急減に対応するため  
の、公私との数的な役割分担を決めて対応してきて  
いるというふうに私ども理解をしているところで  
ございます。

一方、そういうような公私との役割分担を明確に  
するということと同時に、私立学校がこれまで独  
立して、あるいは十五歳人口の急減に対応するため  
の、公私との数的な役割分担を決めて対応してきて  
いるというふうに私ども理解をしているところで  
ございます。

自にそれぞれの地域の事情に適応した、建学の精  
神を生かした特色ある学校経営をすることによつ  
て応募者がたくさん来る、そういう経営努力も必  
要であろうというふうに考えておるところでござ  
います。

ちなみに経常費助成の問題でございますが、經  
常費助成というのは今でも、これは高等学校以下  
の経常費助成は所轄庁であります都道府県が行つ  
ておるところであります。この都道府県が行う  
経常費助成を算定する場合には、教員の実員と生  
徒数を基礎にいたしまして、教員給与費とか生徒  
経費等を算定しているわけでございます。したが  
つて、急減期になつて、例えば世上言われるよう  
に、学級編制のある高等学校で従来からの四十五  
人から四十人に減らす、そうすることによって免  
職なり首を切らないで従来の先生方を張りつけ  
る、そういう工夫をした場合も、それ以後の経常  
費助成については、現在配置されておる教員の実  
員に着目いたしまして経常費を算定いたすわけで  
ございます。

ただ、私どもとしましては、先ほど申し上げ  
ておりますとおりに、高等学校以下の経常費助成  
を都道府県が行う場合の一部財源補てんをして補  
助しておりますけれども、その財源補てん的な國  
の行う各都道府県に対する経常費助成の総額につ  
いては、今後とも増額を図つていくよう努力をし  
てまいりたいというふうに考えているところでござ  
います。

ただ、私どもとしては、従来からも努力してい  
るところではございませんけれども、一般的に都道  
府県が行う経常費助成に対応する国的一部補助につ  
きましては、これからも鋭意増額に努力してまい  
りたいと考えているところでございます。

○石井(都)委員 大分先の方までいろいろお答え  
いただいたのですけれども、公私との役割分担とい  
う形でお答えいただいたのですけれども、しか  
し、私学はいろいろ大変な経営の問題としてこの  
急減期を迎えるわけでして、文部省としての抜本  
的な急減対策というのは、何か協議会の結論待ち  
うわけでもござります。

○坂元政府委員 先ほども御説明申し上げました  
とおりに、高等学校以下の所轄庁は都道府県でござ  
います。しかもそれぞの都道府県で実情が違  
います。

うわけでございます。私立のウエートの高い都道  
府県、それからと思いますと私立がほとんどない都  
道府県、それぞの都道府県において実情が違う  
わけでして、そういう意味から申し上げますと、  
各高等学校以下に経常費を直接補助しているところ  
では都道府県でございますので、個々の都道府県

が、先ほど申し上げましたような公私立高等学校  
協議会の協議の場などを通じまして、適切に具体  
的な対応の仕方を考えしていくべき筋合いのもので  
あります。

ただ、私どもとしましては、先ほど申し上げ  
ておりますとおりに、高等学校以下の経常費助成  
を都道府県が行う場合の一部財源補てんをして補  
助しておりますけれども、その財源補てん的な國  
の行う各都道府県に対する経常費助成の総額につ  
いては、今後とも増額を図つていくよう努力をし  
てまいりたいというふうに考えているところでござ  
います。

ただ、私どもとしては、従来からも努力してい  
るところではございませんけれども、一般的に都道  
府県が行う経常費助成に対応する国的一部補助につ  
きましては、これからも鋭意増額に努力してまい  
りたいと考えているところでございます。

○石井(都)委員 各都道府県で行われております  
協議会で御検討されている内容については、私ど  
もにもっとわかるような形でお示しもいたしました  
いと思うのですけれども、その動きは文部省から  
見て、この急減期に十分対応できるような内容に  
なつておる」と判断されているわけですか。

○坂元政府委員 急増期にどういうような総定員  
を割り振るかということも、私学関係者と公立立  
校関係者が十分協議して、今の急増期に対応して  
いるわけでございます。

それから、急減期に私学がどのぐらいの十五歳  
人口を収容するか、あるいは公立の定員をどうす  
るかという点につきましても、私学の経営を十分考  
慮踏まえまして、公私で協議して決めているわけ  
でございます。その急減期における私立の収容定  
員をどのぐらいにするかという点につきまして  
は、私学の関係者も、私学の経営を十分考えた上  
での収容定員について賛成をしているというの  
が各都道府県の公私協力協議会の実情のようでござ  
いますので、私どもとしましては、何とか急減



第三は、大学入試センターの所掌事務を改めることについてであります。これは、大学入試センターの所掌事務につき、国公私立大学が共同して実施する試験に係る業務を行うこととともに、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を加えようとするものであります。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る昭和六十三年度の職員の定員を定めることといたしております。(拍手)

○中村委員長 これにて両案の趣旨の説明は終りました。

次回は、来る二十日水曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する修正案(北川正恭君外一名提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する修正案(山原健二郎君外一名提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 昭和六十二年度以前の年度の予算に係る国庫負担金(同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。)については、なお従前の例による。

附則第三項中附則第四項の改正規定を次のように改める。

附則第四項中「、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)附則第三項中「七分の四」とし、当該市町村の設置するものを除き、昭和六十年度にあつては、十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年度にあつては、十分の五・五」とあるのは「七分の四」として同項の規定を適用しを削り、「規定は」を「規定は」に改める。

附則第三項に次の改正規定を加える。

別表第一中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」の下に「(昭和三十三年法律第八十一号)」を加える。

附則第四項中附則第六項の改正規定を次のように改める。

附則第六項中「、第四号に掲げるものについては昭和六十年度並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る部分に」を削り、同項第四号を次のように改める。

附則第七項中「、第四号に掲げる規定中「昭和六十年度にあつては、十分の六」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び

するものを除き、昭和六十年度にあつては、十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年度にあつては、十分の六」とを削る】に改める。

附則第一項中「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 昭和六十二年度以前の年度の予算に係る国庫負担金(同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。)については、なお従前の例による。

附則第三項中附則第四項の改正規定を次のように改める。

附則第四項に次の改正規定を加える。

別表第一中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」の下に「(昭和三十三年法律第八十一号)」を加える。

附則第三項に次の改正規定を加える。

この修正の結果必要となる経費は、昭和六十三年度において約五十二億円の見込みである。

昭和六十二年度にあつては、十分の五・五」とあるのは「昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度にあつては、十分の六」と「同項第四号を次のように改める。

#### 四 削除

附則第四項に次の改正規定を加える。

別表第一中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」の下に「(昭和三十三年法律第八十一号)」を加える。

この修正の結果必要となる経費は、昭和六十三年度において約五十二億円の見込みである。

（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「改正前の禁止期間経過日」という。）がこの法律の施行前で、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

三 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

#### 理由

著作権法の存続期間を二十年から三十年に延長するとともに、著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物を情を知つて頒布の目的をもつて所持する行為について、これらの権利を侵害する行為とみなすこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の存続期間を二十年から三十年に延長する

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一百一条中「二十年」を「三十年」に改める。

第一百三十一条第一項第二号中「頒布する」を「頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する」に改める。

第一百二十二条中「二十年」を「三十年」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第十五条第二項中「二十年の」を「三十年の」に、「二十年間」を「三十年間」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の著作権法第一百二十二条の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

附則第六項中「、第四号に掲げるものについては昭和六十年度並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る部分に」を削り、同項第四号を次のように改める。

附則第四項中附則第七項の改正規定を次のように改める。

附則第七項中「、第四号に掲げる規定中「昭和六十年度にあつては、十分の六」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び

（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「改正前の禁止期間経過日」という。）がこの法律の施行前で、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

三 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

#### 三重大学医療技術短期大学部

三重県

三重大学

第三条の三第二項の表京都工芸織維大学工業短期大学部の項を削り、同条を第三条の四とし、第三条の二の次に次の「一条」を加える。

(総合研究大学院大学)

第三条の三 学校教育法第六十八条の二に定める国立大学として、総合研究大学院大学を置く。

国立研究大学院大学は、第九条の二に定める国立大学共同利用機関で政令で定めるものとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。

3 総合研究大学院大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は、政令で定める。

第七条第一項中「教養部に学科目を」の下に「、国立大学の大学院の研究科で文部省令で定めるものに講座を」を加える。

第九条の三を次のように改める。

(大学入試センター)

第九条の三 大学の入学者の選抜に關し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センターを置く。

一 大学に入學を志願する者の高等学校の段階における基礎的な學習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適當な業務を行ふこと。

二 大学の入学者の選抜方法の改善に關する調査研究を行うこと。

三 大学に入學を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行ふこと。

2 前項第一号の試験に關し必要な事項は、文部省令で定める。

附則 第三項中「一万九千八百三十七人」を「一万九千八百七十二人」に改める。

(施行期日)  
附則

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第三

条の二第一項の改正規定、第三条の三第二項の表の改正規定(京都工芸織維大学工業短期大学部の項を削る部分を除く)及び第三条の二の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、

第三条の三第二項の表の改正規定のうち京都工芸織維大学工業短期大学部の項を削る部分は昭和六十六年四月一日から施行する。

2 京都工芸織維大学工業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、昭和六十六年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

3 総合研究大学院大学を新設し、三重大学に医療技術短期大学部を併設するとともに、大学入試センターの所掌事務を改め、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十三年度の職員の定員を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理由

文教委員会議録第四号中正誤

ペシ	段	行	誤	正
三	四	二	他講習	他校種
一	三		いうことを	いうことに

第一類第六号

文教委員會議錄第六号

昭和六十三年四月十五日

昭和六十三年四月二十二日印刷

昭和六十三年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D